

# 水俣市議会会議録

令和3年9月第4回定例会 (8月26日開会)  
(9月16日閉会)

水俣市議会

# 令和3年9月第4回定例会（8月26日招集）会期日程表

（会期 8月26日から9月16日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月26日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	27日	金		休 会	議案調査
3	28日	土			市の休日（土曜日）
4	29日	日			市の休日（日曜日）
5	30日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	31日	火			議案調査
7	9月1日	水			議案調査
8	2日	木			議案調査
9	3日	金			議案調査
10	4日	土			市の休日（土曜日）
11	5日	日			市の休日（日曜日）
12	6日	月			議案調査
13	7日	火			午前9時30分
14	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（平岡 朱君、杉迫一樹君、高岡朱美君）
15	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（木戸理江君） 議案質疑 委員会付託
16	10日	金	————	委員会	委員会
17	11日	土		休 会	市の休日
18	12日	日			市の休日
19	13日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	14日	火		休 会	議事整理日
21	15日	水			議事整理日
22	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

令和3年8月26日（木） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議席の一部変更について	4
議案上程	4
日程第4 議第73号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	5
日程第5 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	7
日程第8 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	9
日程第9 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	9
日程第10 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	10
日程第11 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について	11
日程第12 議第81号 工事請負契約の締結について	11
日程第13 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	12
日程第14 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	16
日程第15 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	18
市長の提案理由説明	24
日程第16 議第85号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	27
○真野頼隆君の提案理由説明	27
質 疑	28

討 論	1 - 28
採 決	28
散 会	28

令和3年9月7日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 企業支援センターについて	4
2 道の駅みなまた再整備について	4
3 スポーツコミッション設立について	4
4 市長任期後の再出馬について	4
市長の答弁	4
副市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	6
副市長の答弁	6
○真野頼隆君の発言	7
産業建設部長の答弁	7
○真野頼隆君の再質問	9
産業建設部長の答弁	11
○真野頼隆君の再々質問	12
産業建設部長の答弁	12
市長の答弁	13
○真野頼隆君の再質問	14
市長の答弁	15
○真野頼隆君の再々質問	15

市長の答弁	2 - 16
市長の答弁	16
○真野頼隆君の再質問	18
市長の答弁	18
○真野頼隆君の発言	19
休憩・開議	20
○岩村龍男君の質問	20
1 令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨について	21
2 公共交通の現状と今後の方向性について	21
3 新庁舎について	22
市長の答弁	22
産業建設部長の答弁	22
○岩村龍男君の再質問	23
産業建設部長の答弁	23
○岩村龍男君の再々質問	24
産業建設部長の答弁	24
副市長の答弁	24
○岩村龍男君の再質問	25
副市長の答弁	25
○岩村龍男君の発言	25
市長の答弁	26
○岩村龍男君の再質問	27
市長の答弁	27
○岩村龍男君の再々質問	27
市長の答弁	28
休憩・開議	28
○藤本壽子君の質問	28
1 新型コロナウイルス感染対策について	29
2 風力発電所建設計画を含む、再生可能エネルギーの諸問題について	29
3 映画「MINAMATA」について	29
市長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	30

教育長の答弁	2 - 31
産業建設部長の答弁	32
○藤本壽子君の再質問	33
福祉環境部長の答弁	34
教育長の答弁	35
産業建設部長の答弁	35
○藤本壽子君の再々質問	35
福祉環境部長の答弁	36
市長の答弁	36
○藤本壽子君の再質問	37
市長の答弁	39
○藤本壽子君の再々質問	40
市長の答弁	41
副市長の答弁	41
○藤本壽子君の再質問	42
副市長の答弁	43
市長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	43
副市長の答弁	44
散 会	45

令和3年9月8日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 議会運営委員の選任について	2
日程第2 一般質問	3
○平岡朱君の質問	3

1	大規模風力発電計画について	3 - 3
2	誰もが安心して利用できる生理用品の設置について	3
3	「ヤングケアラー」への支援の取り組みについて	4
	市長の答弁	4
○	平岡朱君の再質問	5
	市長の答弁	6
○	平岡朱君の再々質問	7
	市長の答弁	8
	福祉環境部長の答弁	9
	教育長の答弁	9
○	平岡朱君の再質問	10
	福祉環境部長の答弁	11
	教育長の答弁	12
○	平岡朱君の再々質問	13
	教育長の答弁	14
	福祉環境部長の答弁	14
○	平岡朱君の再質問	15
	福祉環境部長の答弁	16
○	平岡朱君の発言	16
	休憩・開議	17
○	杉迫一樹君の質問	17
1	登下校時にみなくなるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について	17
2	市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備について	18
3	パラスポーツ振興について	18
	休憩・開議	18
	市長の答弁	18
	教育長の答弁	18
○	杉迫一樹君の再質問	19
	教育長の答弁	20
○	杉迫一樹君の再々質問	21

教育長の答弁	3 - 22
教育長の答弁	23
○杉迫一樹君の再質問	24
教育長の答弁	26
○杉迫一樹君の再々質問	27
教育長の答弁	28
市長の答弁	29
○杉迫一樹君の再質問	29
市長の答弁	31
○杉迫一樹君の発言	32
休憩・開議	33
○高岡朱美君の質問	33
1 コロナ第5波から命を守る取り組みについて	33
2 交通指導員について	33
3 温暖化を生き抜く地域づくりについて	34
市長の答弁	34
○高岡朱美君の再質問	35
病院事業管理者の答弁	38
市長の答弁	38
○高岡朱美君の再々質問	39
市長の答弁	40
総務企画部長の答弁	41
○高岡朱美君の再質問	42
総務企画部長の答弁	43
○高岡朱美君の再々質問	44
総務企画部長の答弁	44
産業建設部長の答弁	45
○高岡朱美君の再質問	46
産業建設部長の答弁	48
○高岡朱美君の再々質問	49
市長の答弁	49
散    会	50

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○木戸理江君の質問	3
1 第6次水俣市総合計画第1期基本計画第5章の、安全で安心して暮らせる生活基 盤づくりについて	3
2 鳥獣被害とその対策について	4
3 インターネット光回線の整備について	4
4 若者や子ども達のスケートボード環境整備について	4
5 いじめ問題について	4
市長の答弁	4
総務企画部長の答弁	5
○木戸理江君の再質問	6
総務企画部長の答弁	8
○木戸理江君の再々質問	10
総務企画部長の答弁	11
産業建設部長の答弁	12
○木戸理江君の再質問	13
産業建設部長の答弁	14
○木戸理江君の再々質問	15
産業建設部長の答弁	16
市長の答弁	17
○木戸理江君の再質問	18
病院事業管理者の答弁	18
副市長の答弁	19
○木戸理江君の再質問	20
副市長の答弁	20

教育長の答弁	4 - 21
○木戸理江君の再質問	21
教育長の答弁	21
○木戸理江君の再々質問	22
教育長の答弁	23
休憩・開議	25
質　　疑	25
日程第2 議第73号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	25
日程第3 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第4 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第5 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	25
日程第6 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	26
日程第7 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	26
日程第8 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	26
日程第9 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について	26
日程第10 議第81号 工事請負契約の締結について	26
日程第11 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	27
日程第12 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	27
日程第13 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	27
議案上程	27
日程第14 議第86号 令和2年度水俣市一般会計決算認定について	28
日程第15 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	32
日程第16 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	34
日程第17 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	35
市長の提案理由説明	38
休憩・開議	39
質　　疑	39
委員会付託	39
日程第18 特別委員会の設置について	39
休憩・開議	40

正副委員長互選結果の報告	4 - 40
散 会	40

令和3年9月16日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（岩村龍男君）	3
発言取消申出書	3
日程第1 議第73号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9 議第81号工事請負契約の締結についてまで、9件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	8
委員長報告に対する質疑	9
討 論	9
○藤本壽子君の反対討論（議第81号）	9
採 決	10
日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	11
採 決	11
閉会中継続診査・調査申出書	11
日程第11 議員派遣について	12
採 決	13
閉 会	13

令和3年8月26日

令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和3年8月26日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和3年8月26日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和3年9月16日午前10時24分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

令和3年8月26日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時18分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	湖上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 局長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	

○議事日程 第1号

令和3年8月26日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議席の一部変更について
- 第4 議第73号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第5 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第8 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第12 議第81号 工事請負契約の締結について
- 第13 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第14 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 第15 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第16 議第85号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和3年第4回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、令和3年5月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三瀨福祉環境部長、本田産業建設部長、鎌田市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、坂本教育次長、松木総合医療センター事務部長、金子上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において杉迫一樹議員、藤本壽子議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

### 令和3年9月第4回定例会（8月26日招集）会期日程表

（会期 8月26日から9月16日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容		
1	8月26日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明		
2	27日	金	休 会		議案調査		
3	28日	土			市の休日（土曜日）		
4	29日	日			市の休日（日曜日）		
5	30日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）		
6	31日	火			議案調査		
7	9月1日	水			議案調査		
8	2日	木			議案調査		
9	3日	金			議案調査		
10	4日	土			市の休日（土曜日）		
11	5日	日			市の休日（日曜日）		
12	6日	月			議案調査		
13	7日	火			午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
14	8日	水			午前9時30分	本会議	一般質問
15	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託		
16	10日	金	————	委員会	委員会		

17	11日	土		休 会	市の休日
18	12日	日		休 会	市の休日
19	13日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	14日	火		休 会	議事整理日
21	15日	水		休 会	議事整理日
22	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

### 日程第3 議席の一部変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議席の一部変更についてを議題とします。

議員の所属会派の異動により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

岩村龍男議員の議席番号11番を12番に、田口憲雄議員の議席番号12番を15番に、岩阪雅文議員の議席番号15番を11番に、変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申したとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれお着き願います。

### 日程第4 議第73号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

### 日程第5 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第6 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第7 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

### 日程第8 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第9 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第11 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について  
日程第12 議第81号 工事請負契約の締結について  
日程第13 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について  
日程第14 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について  
日程第15 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第73号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第84号令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、12件を一括して議題とします。

---

### 議第73号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第8号

#### 専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月11日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

8月の豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,848,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		73,008	3,400	76,408
	1 繰越金	73,008	3,400	76,408
20 諸収入		261,770	4,600	266,370
	3 雑入	250,887	4,600	255,487
21 市債		3,867,500	7,000	3,874,500
	1 市債	3,867,500	7,000	3,874,500
補正されなかった款に係る額		13,631,383		13,631,383
歳入合計		17,833,661	15,000	17,848,661

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8 消防費		487,512	8,000	495,512
	1 消防費	487,512	8,000	495,512
10 災害復旧費		49,469	7,000	56,469
	2 公共土木施設災害復旧費	13,149	7,000	20,149
補正されなかった款に係る額		17,296,680		17,296,680
歳出合計		17,833,661	15,000	17,848,661

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,350,700				千円 2,357,700			
補正されなかった事業に係る額	1,516,800				1,516,800			
計	3,867,500				3,874,500			

## 議第74号

水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「福祉環境部」を「総務企画部」に改める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## (提案理由)

令和3年4月1日付け令和3年度水俣市組織機構改革に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第75号

水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
水俣市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「2年」の次に「以内」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員の任期を年度に合わせるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第76号

### 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,962,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		75,253	3,700	78,953
	1 分担金	21,495	3,700	25,195
14 国庫支出金		2,591,269	42,281	2,633,550
	1 国庫負担金	2,013,024	37,685	2,050,709
	2 国庫補助金	573,540	4,596	578,136
15 県支出金		1,438,768	5,148	1,443,916
	2 県補助金	490,359	5,148	495,507
17 寄附金		152,002	20,000	172,002
	1 寄附金	152,002	20,000	172,002
18 繰入金		723,640	△444	723,196
	1 特別会計繰入金	179,843	1,932	181,775
	2 基金繰入金	543,797	△2,376	541,421
19 繰越金		76,408	12,632	89,040
	1 繰越金	76,408	12,632	89,040

20 諸収入		266,370	355	266,725
	3 雑入	255,487	355	255,842
21 市債		3,874,500	29,800	3,904,300
	1 市債	3,874,500	29,800	3,904,300
補正されなかった款に係る額		8,650,451		8,650,451
歳 入 合 計		17,848,661	113,472	17,962,133

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		4,439,904	10,613	4,450,517
	1 総務管理費	4,109,318	11,145	4,120,463
	2 徴税費	172,857	△41	172,816
	6 監査委員費	24,864	△491	24,373
3 民生費		5,594,854	5,549	5,600,403
	1 社会福祉費	3,114,974	1,237	3,116,211
	2 児童福祉費	1,914,095	4,312	1,918,407
5 農林水産業費		386,249	733	386,982
	1 農業費	265,163	733	265,896
6 商工費		832,126	△30	832,096
	1 商工費	234,776	△30	234,746
7 土木費		1,255,495	0	1,255,495
	2 道路橋りょう費	323,852	0	323,852
8 消防費		495,512	0	495,512
	1 消防費	495,512	0	495,512
9 教育費		952,772	19,420	972,192
	1 教育総務費	145,429	20,286	165,715
	4 社会教育費	270,972	149	271,121
	5 保健体育費	285,003	△1,015	283,988
10 災害復旧費		56,469	77,187	133,656
	1 農林水産施設災害復旧費	36,320	10,255	46,575
	2 公共土木施設災害復旧費	20,149	66,932	87,081
補正されなかった款に係る額		3,835,280		3,835,280
歳 出 合 計		17,848,661	113,472	17,962,133

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（農業農村事業）	千円 30,000				千円 0			
災害復旧事業	2,357,700				2,383,400			
緊急防災・減災事業	58,400				9,900			
過疎対策事業	593,800				676,400			
補正されなかった事業に係る額	834,600				834,600			

計	3,874,500				3,904,300		
---	-----------	--	--	--	-----------	--	--

### 議第77号

#### 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,779,672千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8 諸収入		7,186	104	7,290
	3 雑入	1,244	104	1,348
補正されなかった款に係る額		3,772,382		3,772,382
歳入合計		3,779,568	104	3,779,672

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8 諸支出金		13,108	104	13,212
	1 償還金及び還付加算金	2,178	104	2,282
補正されなかった款に係る額		3,766,460		3,766,460
歳出合計		3,779,568	104	3,779,672

### 議第78号

#### 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,918,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		982,263	467	982,730
	2 国庫補助金	350,855	467	351,322

8 繰越金		1	68,159	68,160
	1 繰越金	1	68,159	68,160
補正されなかった款に係る額		2,867,363		2,867,363
歳入合計		3,849,627	68,626	3,918,253

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,976	0	72,976
	1 総務管理費	32,687	0	32,687
6 諸支出金		868	68,626	69,494
	1 償還金及び還付加算金	868	66,694	67,562
	2 繰出金	0	1,932	1,932
補正されなかった款に係る額		3,775,783		3,775,783
歳出合計		3,849,627	68,626	3,918,253

## 議第79号

### 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度水俣市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
固定資産購入費			
(器械備品購入費) 総合医療センター	266,160千円	97,471千円	363,631千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,627千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,632千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,596千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,457千円」に、「過年度分損益勘定留保資金135,436千円」を「過年度分損益勘定留保資金126,580千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 総合医療センター資本的収入	303,484千円	97,466千円	400,950千円
第3項 補助金	2千円	97,466千円	97,468千円
資本的収入合計	303,484千円	97,466千円	400,950千円
	支 出		
第1款 総合医療センター資本的支出	895,111千円	97,471千円	992,582千円
第1項 建設改良費	303,560千円	97,471千円	401,031千円
資本的収入合計	895,111千円	97,471千円	992,582千円

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分に、次のとおり追加する。

種類	名称	数量
----	----	----

1 取得する資産 器械備品 読影支援システム 1式  
令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第80号

### 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について

水俣市過疎地域持続的発展計画を次のように策定することとする。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

別冊 水俣市過疎地域持続的発展計画

(提案理由)

水俣市過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

## 議第81号

### 工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事
- 2 工事内容 鋼矢板設置工事、浚渫工事、コンクリート打設工事  
基礎捨石設置工事、被覆石設置工事、大型土のう設置工事
- 3 工事場所 水俣市塩浜町地先
- 4 契約金額 451,000,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市丸島町1丁目1番18号  
坂田・坂口・徳南特定建設工事共同企業体  
代表者 坂田建設 株式会社  
代表取締役 坂田 圭一

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第82号

令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和2年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

令和2年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	487,036,000	0	0
第1項 営業収益	437,761,000	0	0
第2項 営業外収益	49,273,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 水道事業費	376,749,000	8,917,000	0	0	0	385,666,000
第1項 営業費用	350,479,000	8,917,000	0	0	0	359,396,000
第2項 営業外費用	25,268,000	0	0	0	0	25,268,000
第3項 特別損失	2,000	0	0	0	0	2,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	173,825,000	0	173,825,000	0
第1項 企業債	75,800,000	0	75,800,000	0
第2項 繰入金	33,290,000	0	33,290,000	0
第3項 負担金	1,089,000	0	1,089,000	0
第4項 補助金	63,645,000	0	63,645,000	0
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計		
第1款 資本的支出	430,432,000	37,136,000	0	0	467,568,000	0	0
第1項 建設改良費	388,760,000	37,136,000	0	0	425,896,000	0	0
第2項 企業債償還金	40,672,000	0	0	0	40,672,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212,064,669円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
487,036,000	502,774,266	15,738,266	
437,761,000	450,774,721	13,013,721	うち仮受消費税及び地方消費税 39,028,630円
49,273,000	51,903,392	2,630,392	うち仮受消費税及び地方消費税 392,994円
2,000	96,153	94,153	うち仮受消費税及び地方消費税 5,610円

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
0	385,666,000	354,079,696	0	31,586,304	
0	359,396,000	337,152,483	0	22,243,517	うち仮払消費税及び地方消費税 6,682,352円
0	25,268,000	16,514,833	0	8,753,167	消費税及び地方消費税 10,749,700円
0	2,000	412,380	0	△410,380	うち仮払消費税及び地方消費税 19,063円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	173,825,000	150,515,772	△23,309,228	
0	75,800,000	75,400,000	△400,000	
0	33,290,000	33,289,772	△228	
0	1,089,000	0	△1,089,000	
0	63,645,000	41,826,000	△21,819,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
467,568,000	362,580,441	103,188,000	0	103,188,000	1,799,559	
425,896,000	321,909,607	103,188,000	0	103,188,000	798,393	うち仮払消費税及び地方消費税 28,773,347円
40,672,000	40,670,834	0	0	0	1,166	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額21,990,725円、減債積立金40,000,000円、過年度分損益勘定留保資金150,073,944円で補てんした。

令和2年度水俣市水道事業剰余金計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	2,765,073,617	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	104,982,312	0	0	0	0
議会の議決による処分額	104,982,312	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	104,982,312	0	0	0	0
処分後残高	2,870,055,929	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,870,055,929	0	423,360	8,323,000	0

令和2年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,870,055,929	8,746,360	166,680,498
議会の議決による処分額	40,000,000	0	△166,680,498
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△126,680,498
資本金への組入れ	40,000,000	0	△40,000,000
処分後残高	2,910,055,929	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
	利 益 剩 余 金				
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	260,349,118	196,685,930	457,035,048	3,230,855,025
0	40,000,000	51,703,618	△196,685,930	△104,982,312	0
0	40,000,000	51,703,618	△196,685,930	△104,982,312	0
0	40,000,000	0	△40,000,000	0	0
0	0	51,703,618	△51,703,618	0	0
0	0	0	△104,982,312	△104,982,312	0
8,746,360	40,000,000	312,052,736	(繰越利益剰余金) 0	352,052,736	3,230,855,025
0	△40,000,000	0	166,680,498	126,680,498	126,680,498
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	△40,000,000	0	40,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	126,680,498	126,680,498	126,680,498
8,746,360	0	312,052,736	(当年度未処分利益剰余金) 166,680,498	478,733,234	3,357,535,523

議第83号

令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付することとする。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

令和2年度水俣市公共下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 公共下水道事業収益	1,169,375,000	△14,064,000	0
第1項 営業収益	476,955,000	△1,591,000	0
第2項 営業外収益	692,420,000	△12,473,000	0
第3項 特別利益	0	0	0

支出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 公共下水道事業費	1,169,375,000	△4,525,000	0	0	0	1,164,850,000
第1項 営業費用	1,091,966,000	△4,382,000	0	0	0	1,087,584,000
第2項 営業外費用	66,683,000	0	0	0	0	66,683,000
第3項 特別損失	9,726,000	△143,000	0	0	0	9,583,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

営業外費用中支払利息51,126,336円の財源に充てるため、企業債3,700,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	174,112,000	47,210,000	221,322,000	0
第1項 企業債	152,500,000	26,400,000	178,900,000	0
第2項 負担金	436,000	0	436,000	0
第3項 補助費	21,176,000	20,810,000	41,986,000	0

支出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計		
第1款 資本的支出	556,425,000	63,293,000	0	0	619,718,000	0	0
第1項 建設改良費	63,596,000	63,293,000	0	0	126,889,000	0	0
第2項 企業債償還金	491,829,000	0	0	0	491,829,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額395,389,852円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支額

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
1,155,311,000	1,158,925,267	3,614,267	
475,364,000	478,707,656	3,343,656	うち仮受消費税及び地方消費税 25,529,650円
679,947,000	679,984,751	37,751	うち仮受消費税及び地方消費税 46円
0	232,860	232,860	うち仮受消費税及び地方消費税 17,456円

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
0	1,164,850,000	1,140,142,453	0	24,707,547	
0	1,087,584,000	1,080,334,092	0	7,249,908	うち仮払消費税及び地方消費税 17,436,167円
0	66,683,000	54,243,636	0	12,439,364	消費税及び地方消費税 3,117,300円
0	9,583,000	5,564,725	0	4,018,275	うち仮払消費税及び地方消費税 17,456円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	221,322,000	182,610,820	△38,711,180	
0	178,900,000	158,400,000	△20,500,000	
0	436,000	718,820	282,820	
0	41,986,000	23,492,000	△18,494,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
619,718,000	578,000,672	36,900,000	0	36,900,000	4,817,328	
126,889,000	86,182,296	36,900,000	0	36,900,000	3,806,704	うち仮払消費税及び地方消費税 6,800,910円
491,829,000	491,818,376	0	0	0	10,624	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額5,147,275円、当年度分損益勘定留保資金390,242,577円で補てんした。

議第84号

令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和2年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和3年8月26日提出

水俣市長 高岡利治

令和2年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,870,262,000	10,112,000	0
第1項 医業収益	7,365,041,000	0	0
第2項 医業外収益	502,975,000	10,112,000	0
第3項 特別利益	2,246,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	12,356,000	0	0
第1項 医業収益	5,185,000	0	0
第2項 医業外収益	6,940,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	229,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,882,618,000	10,112,000	0

支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	7,852,266,000	0	0	0	0	7,852,266,000
第1項 医業費用	7,742,924,000	0	0	0	0	7,742,924,000
第2項 医業外費用	47,540,000	0	0	0	0	47,540,000
第3項 特別損失	59,802,000	0	0	0	0	59,802,000
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 久木野診療所事業費	19,419,000	0	0	0	0	19,419,000
第1項 医業費用	14,269,000	0	0	0	0	14,269,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,938,000	0	0	0	0	4,938,000
第4項 特別損失	9,000	0	0	0	0	9,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,871,685,000	0	0	0	0	7,871,685,000

(単位：円)

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
合 計					
	7,880,374,000	7,894,042,002	13,668,002		
	7,365,041,000	6,686,898,688	△678,142,312	内仮受消費税及び地方消費税	26,748,182
	513,087,000	1,199,412,232	686,325,232	〃 (リバースチャージにかかる仮受消費税33,000円を除く)	5,528,005
	2,246,000	7,731,082	5,485,082	〃	117,432
	12,356,000	12,406,154	50,154		
	5,185,000	4,739,938	△445,062	内仮受消費税及び地方消費税	5,039
	6,940,000	6,939,216	△784	〃	0
	229,000	0	△229,000	〃	0
	2,000	727,000	725,000	〃	0
	7,892,730,000	7,906,448,156	13,718,156	内仮受消費税及び地方消費税 (リバースチャージにかかる仮受消費税33,000円を除く)	32,398,658

(単位：円)

額		決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不用額	備 考	
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計					
0	7,852,266,000	7,213,284,673	0	638,981,327		
0	7,742,924,000	7,116,191,334	0	626,732,666	内仮払消費税及び地方消費税	213,380,085
0	47,540,000	46,315,098	0	1,224,902	〃 76,301 納付消費税等	20,538,200
0	59,802,000	50,778,241	0	9,023,759	〃	11,419
0	2,000,000	0	0	2,000,000		
0	19,419,000	12,584,571	0	6,834,429		
0	14,269,000	12,084,141	0	2,184,859	内仮払消費税及び地方消費税	291,441
0	3,000	0	0	3,000	〃	0
0	4,938,000	487,200	0	4,450,800	〃	22,200
0	9,000	13,230	0	△4,230	〃	0
0	200,000	0	0	200,000		
0	7,871,685,000	7,225,869,244	0	645,815,756	内仮払消費税及び地方消費税	213,781,446

## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	1,140,106,000	32,019,000	1,172,125,000	0
第1項 企業債	1,140,100,000	0	1,140,100,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	1,000	32,019,000	32,020,000	0
第6項 貸付金返還金	1,000	0	1,000	0
資本的収入合計	1,140,106,000	32,019,000	1,172,125,000	0

## 支出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計		
第1款 総合医療センター資本的支出	1,598,672,000	0	0	1,598,672,000	0	0
第1項 建設改良費	1,140,185,000	0	0	1,140,185,000	0	0
第2項 企業債償還金	357,487,000	0	0	357,487,000	0	0
第3項 投資	100,000,000	0	0	100,000,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出合計	1,598,672,000	0	0	1,598,672,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額482,490,842円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,968,804円、減債積立金330,054,806円、過年度分損益勘定留保資金70,467,232円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	1,172,125,000	870,532,705	△301,592,295	
0	1,140,100,000	768,300,000	△371,800,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	72,688,705	72,686,705	
0	1,000	0	△1,000	
0	32,020,000	29,544,000	△2,476,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	1,172,125,000	870,532,705	△301,592,295	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
1,598,672,000	1,353,023,547	0	0	0	245,648,453	
1,140,185,000	901,656,852	0	0	0	238,528,148	内仮払消費税及び地方消費税 81,968,804
357,487,000	351,366,695	0	0	0	6,120,305	
100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
1,598,672,000	1,353,023,547	0	0	0	245,648,453	内仮払消費税及び地方消費税 81,968,804

令和2年度水俣市病院事業剰余金計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	資本金	資本剰余金				
		自己資本金	再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

令和2年度水俣市病院事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金		
当年度末残高	2,049,817,507	14,204,500	2,997,002,896
議会の議決による処分額	0	0	△934,869,000
減債積立金の積立	0	0	△434,869,000
建設改良積立金の積立	0	0	△500,000,000
処分後残高	2,049,817,507	14,204,500	(繰越利益剰余金) 2,062,133,896

(単位：円)

剰余金							資本合計
		利益剰余金					
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	478,082,081	0	300,000,000	2,376,337,982	3,154,420,063	5,218,442,070
0	0	308,000,000	0	0	△308,000,000	0	0
0	0	308,000,000	0	0	△308,000,000	0	0
0	0	308,000,000	0	0	△308,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	14,204,500	786,082,081	0	300,000,000	2,068,337,982	3,154,420,063	5,218,442,070
0	0	△330,054,806	0	0	928,664,914	598,610,108	598,610,108
0	0	0	0	0	598,610,108	598,610,108	598,610,108
0	0	△330,054,806	0	0	330,054,806	0	0
0	14,204,500	456,027,275	0	300,000,000	2,997,002,896	3,753,030,171	5,817,052,178

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第73号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和3年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、8月の豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ178億4,866万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第8款消防費に、災害対策費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第74号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和3年4月1日付け令和3年度水俣市組織機構改革に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第75号水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、委員の任期を年度に合わせるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第76号令和3年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,347万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ179億6,213万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、サーバ室等新庁舎移設事業、市庁舎管理事業、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、地域生活支援事業、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第9款教育費に、松本眞一同朋奨学金給付事業、スポーツコミッション関係経費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源としましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17

款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第77号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,967万2,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上いたしております。

その財源としましては、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第78号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,862万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,825万3,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第6款諸支出金に、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

その財源としましては、第4款国庫支出金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第79号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を9,746万6,000円増額して、補正後の資本的収入の額を4億95万円に、資本的支出の額を9,747万1,000円増額し、補正後の資本的支出の額を9億9,258万2,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減積積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

補正の内容としましては、資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に伴う補助金及び建設改良費の増額を計上いたしております。

次に、議第80号水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第81号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和3年7月21日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額4億5,100万円で坂田・坂口・徳

南特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第82号令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益5億277万円、事業費3億5,408万円で、差し引き1億4,869万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1億2,668万円となります。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入1億5,052万円、資本的支出3億6,258万円となり、差し引き不足額2億1,206万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,199万円、減債積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億5,007万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,668万円につきましては、建設改良積立金に1億2,668万円を積み立て、資本金に4,000万円を組み入れる処分を行います。

次に、議第83号、令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出については、事業収益11億5,892万円、事業費11億4,014万円で、差し引き1,878万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1,364万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1億8,261万円、資本的支出5億7,800万円となり、差し引き不足額3億9,539万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額515万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,024万円で補てんいたしております。

次に、議第84号令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入79億645万円、収益的支出72億2,587万円となり、差し引き6億8,058万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は5億9,861万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入8億7,053万円、資本的支出13億5,302万円となり、差し引き不足額4億8,249万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額8,197万円、減債積立金3億3,005万円、過年度分損益勘定留保資金7,047万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高29億9,700万円につきましては、減債積立金に4億3,487万円、建設改良積立金に5億円を積み立てる処分を行います。

以上、本市議会に提案いたしました、議第73号から議第84号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

---

日程第16 議第85号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 次に、日程第16、議第85号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

---

### 議第85号

#### 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
令和3年8月26日

提出者

水俣市議会議員	真野 頼 隆
〃	松本 和 幸
〃	田中 陸
〃	高岡 朱 美
〃	岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

（別紙）

#### 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「6人」を「8人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように改正しようとするものである。

---

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

提出者代表、真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 議第85号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、全会一致の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第85号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から9月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は8月30日正午まで、議案質疑の通告は9月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時18分 散会

令和3年9月7日

令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月7日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時30分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局長（設楽聡君）	主幹（関洋一君）
主幹（中村亮彦君）	主任（藤澤亜未君）

（説明のため出席した者） 14人

市長（高岡利治君）	副市長（小林信也君）
総務企画部長（中谷衛君）	福祉環境部長（高三瀦晋君）
産業建設部長（本田聖治君）	教育長（小島泰治君）
総合医療センター事務部長（松木幸蔵君）	教育次長（坂本禎一君）
上下水道局長（金子昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本英行君）
総務企画部財政課長（岡本夫美代君）	教育委員会教育総務課長（赤司和弘君）

○議事日程 第2号

令和3年9月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 真野 頼隆 君 | 1 企業支援センターについて                   |
|           | 2 道の駅みなまた再整備について                 |
|           | 3 スポーツコミッション設立について               |
|           | 4 市長任期後の再出馬について                  |
| 2 岩村 龍男 君 | 1 令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨について      |
|           | 2 公共交通の現状と今後の方向性について             |
|           | 3 新庁舎について                        |
| 3 藤本 壽子 君 | 1 新型コロナウイルス感染対策について              |
|           | 2 風力発電所建設計画を含む、再生可能エネルギーの諸問題について |
|           | 3 映画「MINAMATA」について               |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から令和3年6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。真志会の真野頼隆です。

今年の夏は、1年遅れの東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。コロナ禍での開催で、賛否両論はありましたが、無観客開催で、多少の感染者は出たものの、それ以上の勇氣と感動を与えてくれたものと思っております。

特に、パラリンピックの選手たちの精いっぱいプレーは、プレッシャーを感じさせず、むしろプレーを楽しんでいるようで、参加することに意義があるとのクーベルタン男爵の言葉を思い起こさせました。

その中で、オリンピック終了後の出来事で感動したことがありましたので、紹介したいと思えます。

陸上女子やり投げで銀メダルを獲得した、ポーランドのマリア・アンドレイチク選手が、自身のフェイスブックで、心臓病と闘っている男の子の手術費用約2,000万円を集めるために、自慢のメダルをオークションに出したところ、ポーランドの大手コンビニ会社が落札し、約1,370万円を寄附するとともに、メダルは本人に返されるそうです。

そこで、マリア選手は、新聞のインタビューに、次のように語っています。メダルの価値は、常に心の中にあります。メダルはただのものですが、ほかの人にとって、大きな価値を持つことができます。この銀メダルは、クローゼットの中でほこりをかぶるのではなく、人の命を救うことができる。だからこそ、私は、病気の子どもたちを助けるために、このメダルをオークションにかけることにしました。何と深い話でしょう。

また、こんなこともありました。ジャマイカの110メートルハードルの選手が、会場を間違えて困っていたところ、ボランティアスタッフの女の子が、タクシーで行きなさいと1万円を渡したそうです。おかげで、その選手はレースに間に合い、見事に金メダルを取ることができました。話はそれで終わらず、金メダルを取った選手が、そのボランティアスタッフの女の子を訪ね、あなたのおかげで金メダルを取ることができたと、お礼を言ったそうです。さらに、このことは、ジャマイカ大使館に知れ渡り、ジャマイカ政府から、1週間のジャマイカ旅行が、その女の子にプレゼントされました。まさに、ジャマイカと日本との、国と国のハードルを越えた出来事のように思います。

両方とも、困っている人を目の当たりにしたとき生まれる慈悲の心の持ち主であると感じるとともに、私たちがぜひそうありたいと願うばかりです。

来月か再来月、久しぶりに、任期満了に伴う衆議院議員選挙が行われます。また、来年2月には、水俣市長選挙もあります。高岡市長には、引き続き2期目も水俣市制のかじ取りを担っていただきたく、最大会派より、信頼の厚いエールを送り、質問に入ってまいります。

1、企業支援センターについて。

①、企業支援センターが設置されて4カ月が過ぎたが、どのような企業支援が行われているのか。

②、企業支援センターは、地場企業等の活性化にどのように貢献しているのか。

③、地場企業同士の連携、協業などの可能性はあるのか。

2、道の駅みなまた再整備について。

①、新物産館、木のおもちゃ館及びインフォメーションセンターの新築・改修工事は、予定どおり進むのか。

②、新物産館で販売する物品の品ぞろえは大丈夫か。

③、新物産館及び木のおもちゃ館で働くスタッフのおもてなし研修は進んでいるのか。

④、木のおもちゃ館は子ども向けの施設とのことだが、より多くの方に利用してもらうためにはどのような施策を考えているか。

⑤、コロナ禍での新物産館及び木のおもちゃ館の利用者数並びに売上げ予想をどう考えているか。また、地域全体に整備効果を波及させるために、具体的にどのような施策を考えているか。

⑥、新物産館及び木のおもちゃ館の名称が決まったようだが、その経緯はどうだったのか。

3、スポーツコミッション設立について。

①、水俣市が計画するスポーツコミッションの役割と事業にはどのようなものがあるか。

②、水俣市はどのように合宿や大会を誘致する考えか。また、地域経済への貢献をどう考えるか。

4、市長任期後の再出馬について。

①、市長就任1期4年間の成果についてどのように評価するか。

②、4年間の市政運営で苦勞したことは何か。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、企業支援センターについては副市長から、道の駅みなまた再整備については産業建設部長から、スポーツコミッション設立について及び市長任期後の再出馬については私から、それぞ

れお答えします。

○議長（牧下恭之君） 企業支援センターについて答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、企業支援センターについて順次お答えします。

まず、企業支援センターが設置されて4カ月が過ぎたが、どのような企業支援が行われているのかとの御質問にお答えします。

企業支援センターにおきましては、本年4月の開設以降、企業支援員を中心に、各種補助金の申請に係る支援や、雇用及び事業運営などへの助言等を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている事業者も多いため、事業継続のための補助制度の紹介や申請支援、熊本県が実施する飲食店感染防止対策認証制度等への登録支援なども行っております。併せて、事業者の事業継続や新たな事業展開に資するため、専門家による個別相談会や、各種セミナーの開催を通じた支援や、熊本県が、働く人が生き生きと輝き、安心して働ける企業として認定するブライ企業に向けた支援なども実施しております。

次に、企業支援センターは、地場企業等の活性化に、どのように貢献しているのかとの御質問にお答えします。

企業支援の1つとして人材育成セミナーを開催し、地場企業の管理職の方々に参加していただきました。参加者アンケートでは、今後の事業継続のため、人材育成についてもっと学びたい、セミナーを継続して開催してほしいなどの前向きな評価をいただいております。

また、地場企業が必要とする支援を行うため、地場企業の状況を把握している水俣商工会議所と連携を図り、各種制度の紹介、助言なども行っております。

一例として、創業支援に関しましては、本年度に入り3件の補助申請につながっています。

ほかにも、地場企業を活性化する取り組みといたしましては、地元高校生の地場企業への就職につなげるための、しごと発見塾を実施予定です。また、ベンチャー企業等の支援を行い、新たな事業を創出することで地場企業の活性化に努めております。

次に、地場企業同士の連携、協業などの可能性はあるのかとの御質問にお答えします。

企業支援センターにおいては、地場企業のヒアリングなどを通して、地場企業同士の連携、協業についても取り組んでおります。

その一例といたしまして、水産業と食品加工業の連携、協業による商品開発に向けて、有利な補助金の獲得や事業推進への支援を行っているところです。地場企業同士の連携協業などの可能性を引き出し、新たな事業を育むことは、企業支援センターの重要な業務でありますので、今後も、地場企業のヒアリング等を行い、さまざまな可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、各事業所も事業継続のために大変苦勞されています。それで、企業支援センターとしても、各種補助金の申請に係る支援や、雇用及び事業運営などの助言等を行い、頑張っておられることは分かりました。

また、地場企業等の活性化にどのように貢献しているかとの質問についても、企業の要望に応え、各種人材育成セミナーを開催したり、水俣商工会議所と連携を図り、いろんな支援をされているようですが、現実的には、なかなかこの成果が見えにくいのではないかと感じております。

そこで、今後、成果をより見えやすくするために、企業支援センターとして重点的に取り組む企業支援として、どのようなものがあるか、まず、質問したいと思います。

次に、地場企業同士の連携、協業の可能性についてですが、一例として、水産業と食品加工業の連携、協業による商品開発に向けて動いておられるようですが、まだ、これからといった感じではないかと思っております。

そこで、今回、2つの企業誘致ができましたので、その誘致企業と地場企業との連携協業というものはできないものか。具体的に、そういうものを、そういうことを進める考えはないか。この2点について質問をしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目の、今後、企業支援センターで重点的に取り組む企業支援にはどのようなものがあるかのお尋ねでした。

企業支援センターで重点的に取り組む企業支援といたしましては、先ほどの答弁でもお答えしました現在の支援内容に加えまして、企業のニーズに応じた支援制度づくりや、セミナー開催などを考えております。

支援制度づくりについては、本年4月に企業支援センターが設置されてから、企業支援員が企業から相談を受けた件数は、8月末で延べ310件になりますので、これらの相談内容により、企業のニーズを把握した上で、既存制度の利用実績も踏まえつつ、取り組みを推進してまいります。

また、セミナー開催につきましては、組織におけるマネジメント、売れるもの、売れるものづくりや、ものづくりをする人材の育成など、さまざまな声を聞いておりますので、企業の役に立つ企画を考えていきたいと考えております。

2点目の企業、誘致企業と地場企業との連携、協業を具体的に進める考えはないかのお尋ねでございます。

誘致企業と地場企業との連携、協業につきましては、まずは、双方の事業内容や今後の事業展開などをヒアリングして、その結果を受け、ニーズを見極めながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 誘致企業の1つである株式会社アミカテラという会社は、100%生分解性プラスチック原料の製造を行っている会社であります。本市にも、そのプラスチック製品を扱う企業というのは、もう既にあるわけですから、ぜひ、企業支援センターが、まずは、株式会社アミカテラへ出向き、今後のその事業展開を、どういった事業展開を考えているのかということ具体的を聞く。そしてまた、水俣の企業のいろんな情報、水俣の企業、今、こういった会社があります。そして、こういった事業を行ってます。そういうことを伝えることによって、新たなこの事業展開というものが、また生まれるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、企業支援センターが何のために、今、水俣にあるのかということは、企業誘致、そして、水俣の地場の、地域の活性化と、そういう役割を担っている企業支援センターですから、やはり、企業センターが、もう少し、積極的に、活動をしていただきたい。見える、そういう活動をしていただきたいということを期待して、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、道の駅みなまた再整備について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、道の駅みなまた再整備について順次お答えします。

まず、新物産館、木のおもちゃ館及びインフォメーションセンターの新築・改修工事は、予定どおり進むのかとの御質問にお答えします。

道の駅みなまた再整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、木材価格の高騰や資材不足などが生じ、建築主体工事が、二度にわたって入札不調となりました。このため、実施設計業者と協議し、全体の工事工程等を見直し、再度契約手続を行い、7月7日に落札者が決定いたしました。

さきの7月臨時議会において、建築主体工事の本契約の締結について御承認をいただき、そのほかの電気機械設備工事と合わせまして、7月26日に無事着工いたしましたので、当初の計画どおり、令和3年度内の工事完了を予定しております。

次に、新物産館で販売する物品の品ぞろえは大丈夫かとの御質問にお答えします。

みなまた観光物産館まつぱくくりを運営している第三セクターの株式会社みなまたにおきましては、今回の再整備に合わせて、野菜、果物、お茶、農水産加工品など、新商品を含めた取り扱

い品目の充実を図るため、現在、事業者や生産者と、新商品の開発や出荷に向けた交渉を行っており、例えば、シャインマスカットなどは、早速まっぼっくりで販売を開始したところです。

また、利用者の満足度向上のため、花卉類や、お総菜、お酒、乳製品などにつきましても、品ぞろえを充実させると伺っております。

なお、和ろうそくや和紙、包丁などの工芸品につきましても、新しい物産館の中で、一つ一つの商品を丁寧に展示し、製作者のこだわりや商品のよさがきちんと伝わる、魅力的なディスプレイに作り替えることを検討されています。

次に、新物産館及び木のおもちゃ館で働くスタッフのおもてなし研修は進んでいるのかとの御質問にお答えします。

再整備する道の駅みなまたは、本市観光の顔として、市内外からたくさんの方にお越しいただく場であり、利用者にまた来たいと思っていただけるよう、スタッフの質の向上は必要不可欠であると考えております。このことは、株式会社みなまたとも考えを共有しており、プロデューサーである砂田光紀氏によるサービス向上研究会は、昨年度から継続して毎月実施しております。

また、昨年の上旬には、株式会社みなまたのスタッフ4名が、山口県長門市にありますセンザキッチンに先進地視察に行かれており、グランドオープンに向けて、今後は、接客マナーの講師を招致した研修会の開催や、東京都目黒区にありますスターバックスリザーブへの視察なども予定しております。

次に、木のおもちゃ館は、子ども向けの施設とのことですが、より多くの方に利用してもらうために、どのような施策を考えているのかとの御質問にお答えします。

本市において初めてとなる木のおもちゃ館を整備するに当たり、これまで全国各地で、魅力ある木のおもちゃ美術館をプロデュースしてこられた砂田光紀氏に依頼し、子どもが喜ぶ施設のデザインはもとより、子どもと保護者が安心して遊ぶことができ、子どもの好奇心をくすぐりながら、想像力を引き出すことができる木製遊具を製作していただいているところです。

また、たくさんの方にリピーターになっていただきたいと思いますので、御利用いただきやすい安価な入館料を検討するとともに、市内外に向けて積極的に営業を行ってまいります。

さらに、隣接する新物産館と連携し、新物産館で一定以上買い物をされた方の入館料割引や、市民を無料で招待するイベントなども考えております。

次に、コロナ禍での新物産館及び木のおもちゃ館の利用者数並びに売上げ予想をどう考えているか。また、地域全体に整備効果を波及させるために、具体的にどのような施策を考えているのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後もしばらくは、遠方からの観光客誘致

は困難であると予想され、利用者数や売上げについて楽観視できる状況にありませんが、今回の再整備によって、新たな魅力を備えた道の駅に生まれ変わりますので、新物産館及び木のおもちゃ館の利用者数並びに売上げにつきましては、感染症が流行する前の、令和元年度以上の数値を予想しております。

また、地域全体に整備効果を波及させるため、JAあしきたや水俣市漁業協同組合を初め、観光関係団体等と連携を強化し、水俣の旬を味わえる物産市、体験イベント等の開催や、市内事業者の販路拡大を図ってまいります。

なお、道の駅みなまたの各施設において、デジタルサイネージやパンフレット等で、市内の観光情報、宿泊・温泉情報等を発信し、水俣市を中心とする域内周遊を促すような施策を実施してまいります。

次に、新物産館及び木のおもちゃ館の名称が決まったようだが、その経緯はどうだったのかとの御質問にお答えします。

去る7月12日から8月10日にかけて、新物産館及び木のおもちゃ館の名称を一般公募しました。市内外から21名の方に応募をいただきまして、どれもすばらしい作品でしたが、市役所内部で選考を行った結果、新物産館は、「Shop & Cafe ミナマータ」、木のおもちゃ館は、「きらら」に決定いたしました。「Shop & Cafe ミナマータ」につきましては、水俣という地名を前面に出すことで、分かりやすい名称になっています。また、これまでの物産館のイメージを刷新し、地中海に似た地形のイメージを盛り込んで、イタリア語風に語尾を伸ばすことで、皆がまた来たくなるようにとの願いが込められています。

木のおもちゃ館の名称である「きらら」につきましては、子どもたちにも分かりやすい平仮名表記で「きらら」となります。応募された方の思いとしましては、漢字で「木等々」という字を当てて、きららとしており、木のおもちゃでいっぱい施設をイメージした言葉になっています。また同時に、海の輝き、水俣の人の心の輝きを一言で表現しています。

いずれも再整備後の道の駅みなまたにふさわしく、覚えやすい名称だと感じています。多くの皆様に愛され、名前を口に出していただけるような、観光交流拠点になるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

なお、両施設の設置条例については、12月の定例会において上程を予定しております。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

新物産館、木のおもちゃ館及びインフォメーションセンターの新築・改修工事の件ですが、台風などの影響もあるかとは思いますが、予定どおりいくことを願っております。

新物産館で販売する物品の品ぞろえの件ですが、シャインマスカットを早速もう、まつぼっくり

りで販売をされたりとか、そのほかには、花卉類や総菜、お酒、乳製品に加え、和ろうそくや和紙、包丁など取り扱う商品の充実を図っているとのことですが、サラダタマネギとか、かんきつ類などの主要な特産品が取れない時期は、どのような商品が目玉になるのか、まず1点、その点をお尋ねしたいと思います。

次に、スタッフの研修の件ですが、山口県長門市にあるセンザキッチンへ、スタッフ4名を先進地視察ということで派遣をされたという答弁でしたけども、実は、私たち真志会も、昨年、このセンザキッチンへ行ってまいりました。

このセンザキッチンというのは、商品の品ぞろえも豊富で、店内、駐車場ともに広く、スタッフも洗練されていまして、非常にこの居心地のよさというものを感じた次第です。また、すぐ近くには、木のおもちゃ館というのもございまして、水俣のケースと非常に似てると、そういうこともございます。今後は、その接遇マナーの研修を開いたり、東京都目黒区にあるスターバックスリザーブというところにも視察に行かれるということで、大いにこれは期待をしたいなと思っております。

そこで、新物産館及び木のおもちゃ館で働くスタッフの質の向上に努めているとのことですが、スタッフが、これまで以上に高い使命感を持って、そして意欲的に働けるように、制服を新調する予定はあるか、これが2つ目の質問であります。

次に、木のおもちゃ館は、子ども向けの施設なので、市民へのサービスとして無料招待なども検討しているとのことですが、具体的にいつ頃、どのような形で実施する予定か。これを3つ目にしたいと思います。

次に、新物産館及び木のおもちゃ館の経営について、来年4月オープン時にも、新型コロナウイルス感染症の影響というのはまだ残っており、利用者数や売上げについて楽観視はできないということですが、JAあしきたや水俣市漁業協同組合を初め、観光関係団体等と連携し、最善を尽くすとのことなので、私たち真志会としましても、この新物産館のオープンというのを非常に期待していまして、全力で応援をしてみたいと考えております。

この度、新物産館と木のおもちゃ館の、先ほど名称が決まったということで答弁がありました。私個人としましても、非常にいい名称であるなど。イタリア語の響きというのも物すごく好きでありまして、その新物産館のShop & Cafe ミナマータという、こういう名前を、みんなが、そういうふうな、いろんな人に言えるように、できたらいいなと思っております。

そしてまた、ぜひお願いですけども、オープン時には、この名づけ親には、必ず表彰と記念品贈呈というのは考えていらっしゃると思いますけども、よろしくお願いをしたいと思います。

水俣市としても、多くの人に、このShop & Cafe ミナマータが愛され、名前を口に出していただけるような、そういう観光交流拠点となるよう取り組んでいくということですので、ぜ

ひ、よろしくお願ひしますということと同時に、やはり、このPRというものが、私は必要じゃないかなと思っております。

そこで、今年の3月議会の私の質問に対し、道の駅みなまた再整備を市内外にPRできるように、テレビコマーシャルの作成も含めて検討するとのことでありましたが、その後の状況はいかがか。これが4つ目の質問であります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、4点あったかと思ひます。

まず、サラダタマネギや、かんきつ類などの主要の特産品が取れない時期は、どのような商品が目玉となるのかとの御質問だったかと思ひます。

株式会社みなまたに確認しましたところ、本市の特産品であるサラダタマネギは、出荷の早い葉付きタマネギを含めると、おおよそ2月から6月頃にかけて販売し、また、かんきつ類におきましては、わせミカンを皮切りに、おおよそ10月から翌年の7月頃にかけて、さまざまな種類を販売いたしております。また、緑茶や紅茶、野菜類につきましては、年間を通して御購入いただけます。

なお、主要な特産品が少なくなる8月から9月にかけては、最近では、シャインマスカットや巨峰、梨、レモンなどの旬の果物を中心に目玉商品としての販売を開始しており、今後も利用者に満足いただけるよう、加工品も含めた商品の充実を図ってまいります。

それから、2つ目の御質問ですけれども、スタッフが、これまで以上に高い使命感を持って意欲的に働けるよう、制服を新調する予定はあるかとの御質問だったかと思ひます。

利用者にまた来たいと思ひいただける道の駅にするためには、スタッフが、自発的に質の高いサービスを提供できるよう、スタッフ自身のモチベーションを高く保つ必要があります。プロデューサーもその点を十分に理解されており、現在、プロデューサー自らが、ショップエリアとカフェエリアに分けて、それぞれ異なるデザインで、水俣らしく、おしゃれで機能的な制服を製作中であると伺っております。

次に、3点目ですが、木のおもちゃ館では、市民へのサービスとして無料招待などを検討しているとのことだが、具体的に、いつ頃、どのような形で実施する予定なのかとの御質問だったかと思ひます。

木のおもちゃ館につきましては、令和4年春のグランドオープンを予定しておりますが、無料招待などの各種イベントにつきましては、木のおもちゃ館が、本市初の施設ということもあり、まずは、利用者の安全・安心を第一に、しっかりと運営の土台を築いていく必要がありますの

で、夏休みシーズンなどでの実施を考えております。

どのような形で実施するかは、現在、先進施設の事例や利用者のニーズを調査しながら、多くの方に喜んでいただける方法を検討しているところです。

それから4つ目です。次に、道の駅みなまた再整備を市内外にPRできるように、テレビCMの作成も含めて検討するとのことであったが、その後の状況はいかがかとの御質問だったかと思えます。

道の駅みなまた再整備に伴い、テレビCMの作成について検討しておりますが、複数のテレビ局で十分なPRを行うには、相当の費用が必要であることが分かりました。このため、より低予算で効果的な広報宣伝、例えば、ドローンを用いて、上空から道の駅周辺を撮影し、PR動画としてSNSやYouTubeで紹介する方法や、グラントオープンの前に、メディア向けの内覧会を行い、テレビ放映を促す方法なども含めて、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目ですけれども、主要なその特産品が少なくなる8月から9月にかけては、シャインマスカットや巨峰、梨、レモンなどの旬の果物を中心に、目玉商品として販売を考えているということだったかと思いますが、農産物については、そのようにいろいろ品ぞろえも豊富にできるかなとは思ってるんですが、水産物についてはどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、テレビコマーシャルの件なんですけれども、もし、私が制作者なら、こんなCM、コマーシャルを考えてみたんですけれども、今ここで、あまり言うとは、いろんな人に笑われそうなので、後で、こそっと、担当者にだけは、私のアイデアというものを、具体的に、こういったものですよということ、後で伝えたいと思っております。

そこで、テレビコマーシャルというのはお金がかかって、非常に制作は難しいんじゃないかと。今の水俣市の財政状況を考えれば、非常に厳しいんじゃないかということでしたけれども、少し安くできるSNSや、そういうYouTubeで紹介するための、この動画制作というものは行ってもらいたいと思っておりますけれども、いかがか。

この2点お尋ねして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の3回目の御質問にお答えします。全部で2つだったかと思えます。

まず、農産物については、年間を通しての品ぞろえは大丈夫のようだが、水産物についてはどうかとの御質問だったかと思えます。

道の駅みなまたを再整備するに当たり、新物産館では、これまで以上に水産物の販売を強化したいと考えております。

具体的には、新物産館の中に、水産物専用のコーナーを設けるとともに、水俣市漁業協同組合をはじめ、鮮魚卸販売を行っている地元業者や漁師などと連携して、鮮魚や加工品、総菜などの商品を充実させることとしております。

また、道の駅ならではの揚げ物、塩焼きなどの店頭販売や、活魚の生き売り、鮮魚の詰め放題などを行うことで、水俣のおいしい海の幸が、道の駅で購入できることを市内外に発信していきたいと考えております。

それから、2つ目でございますけれども、SNSやYouTubeで紹介するための動画制作を行ってほしいが、いかがかとの御質問だったかと思っております。

道の駅みなまたは、県の広域公園が隣接する全国でも珍しい立地にありますので、エコパーク水俣と連携し、生まれ変わった道の駅みなまたの魅力が伝わる動画の制作について前向きに検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、スポーツコミッション設立について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、スポーツコミッション設立について順次お答えします。

まず、水俣市が計画するスポーツコミッションの役割と、事業にはどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

本市が計画するスポーツコミッションの役割としましては、スポーツと観光を組み合わせた取り組みであるスポーツツーリズム。域外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会、イベントの開催。プロチームや大学など、スポーツ合宿、キャンプ誘致など、スポーツを軸として、さまざまな施策を結び付け、経済面や社会面において、本市に新たな活力を生み出すことと考えております。

現在、本市では、日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定による講師派遣やスポーツ教室の開催、地元スポーツ関係者等が中心となって実施されております、中高生や社会人、実業団チームなどの大会や合宿の誘致及びスポーツ教室の開催等を行っております。

また、SUPなどのマリニアクティビティの取り組みを含め、多種多様なスポーツ活動が、エコパーク水俣という県内でも充実したスポーツ施設や市内体育施設などで行われております。

スポーツコミッションにおいては、このようなスポーツに係るさまざまな取り組みと、湯の兒、湯の鶴温泉といった2つの趣の異なる温泉地や、九州新幹線及び南九州西回り自動車道水俣

インターチェンジの開通による交通網の利便性向上など、地域の強みを結び付け、スポーツイベントや合宿などの誘致をはじめ、地域経済につなげていくための各種取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えています。

次に、水俣市は、どのように合宿や大会を誘致する考えか。また、地域経済への貢献をどう考えるかとの御質問にお答えします。

合宿や大会の誘致につきましては、開催できる施設が必要であるとともに、実際に、大会や合宿を実施する主催者と施設を結び付けるコーディネーターが必要であると考えております。現在、本市では、市スポーツ協会内に、大会、合宿等の受け入れなどを行っている団体や個人がおられますので、これらの方々が持つネットワークやノウハウを活用し、地域での宿泊や飲食等を受け入れる団体などと積極的に連携を図り、さらなる大会や合宿の誘致を図りたいと考えております。

また、大会や合宿に伴う宿泊や飲食の提供、お土産などの物産販売などについて必要な情報を提供し、利用を促すことで、地域経済への貢献につなげてまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入りますけども、スポーツコミッションとは、私が思うに、スポーツと観光を組み合わせた取り組みであるスポーツツーリズムを通じて、地域活性化を図っていくことだと私は認識をします。

本市では、先ほど、市長が、今、述べられましたように、日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定というものが既に結んでありますので、それに沿って、いろいろな施策を進めていっていいと考えております。

高岡市長は、SUPなどのマリナクティビティの全国大会の開催や、キッズサポーターによる子供たちへの支援にも、非常に力を入れられております。ということは、このスポーツコミッション設立を強く望まれているものというふうに理解をいたします。

そこで、水俣市が設立するスポーツコミッションの構成組織には、どういうところを考えておられるのか。また、スポーツコミッションには、理事長とか、あるいは会長とか、そういった職が必要だと思いますが、どういった人を考えておられるのか質問をします。

次に、各スポーツ団体においては、自前で、いろんな大会を既に開催しているところもございします。宿泊や飲食あるいは観光までとなると、その辺で、非常に、この各スポーツ団体も苦勞をされているわけでございます。

そこで、各スポーツ団体が、自分たちで既に行っている大会を、スポーツコミッションができたならば、そのスポーツコミッションで統括して行う考えはないか。

この2点について質問をしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、この設立するスポーツコミッションの構成組織として、どういうところを考えているか。また、これには、理事長とか会長という職が必要と思うけども、どういった人を考えているかということでございました。

この構成組織につきましては、これから関係者と協議をしながら、スポーツコミッションとして機能的な組織となるようなメンバーを考えております。

また、スポーツ大会や、合宿等の関係者でありますスポーツ協会や、その下部組織である各種目協会、それから、宿泊や飲食等の受け入れ関係者である観光物産協会や、商工会議所といった関係する団体及び個人等によりまして構成することを想定しております。

また、理事長や会長といった組織のトップにつきましては、このスポーツコミッションが目指します本市の経済面や社会面で、新たな活力を生み出せるような人材を選んでまいりたいと考えています。

それから2点目の、今現在、各種目団体等が行っておる大会等があるんだけど、これもスポーツコミッション等で統括して行う考えはないかという御質問でございました。

本市が設立いたしますスポーツコミッションの活動といたしましては、各種スポーツイベントや大会、合宿等の誘致活動を初め、誘致活動を地域の経済効果につなげるための連携調整の活動を想定いたしております。

議員から御質問いただきました、各スポーツ団体が既に行っている大会をスポーツコミッションで統括して行うことは想定しておりませんが、大会等に係る宿泊や飲食、お土産といった関係団体との連携をはじめ、スポーツコミッションとしての協力は、しっかりとまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 スポーツコミッションのトップの件ですけれども、私は、高岡市長自らになるべきだと思っております。ここは遠慮をなさらずに、スポーツコミッションのトップに座って、水俣のスポーツ界を引っ張ってってもらいたいと、ぜひ、よろしくお願いします。

また、スポーツコミッションの構成組織には、スポーツ協会、観光物産協会、商工会議所といった関係する団体及び個人等を考えておられるようで、関係するその団体の中に、バス事業者とか、あるいは公園管理者というものも含まれるものと理解をしておりますが、あいちスポーツコミッションには、多くの企業も含まれていますので、水俣市も、ぜひ、この企業の参加を検討してもらいたいと、そういうふうをお願いをしておきます。

なぜ、そういうふうに言うかという、行政と民間企業が一体となれば、いろんなアイデアが生まれてきます。そしてまた、イベントの企画運営の強化にもつながります。大規模なイベント開催や、町ぐるみでの地域活性化にも、非常に役に立つと、そういうふうに思いますので、ぜひ、民間企業の参加というものも検討していただきたいというふうに思います。

3回目の質問は、7月29日の定例記者会見での報道資料に、機運醸成を図るイベントとしてキックオフシンポジウムなどを行うとありましたが、どういった内容か尋ねて、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員、3回目の御質問にお答えいたします。

このスポーツコミッションの、機運醸成を図るためのキックオフシンポジウムを行うとあるけれども、どういった内容かという御質問でございます。

このスポーツコミッションの設立に向けまして、市民や企業を含めた関係者に対しまして、スポーツコミッションへの理解や協力を得るとともに、スポーツコミッションみなまた（仮称）の設立を広く周知するために、トップアスリート等によります基調講演や、関係者によりますシンポジウム等の開催を想定しております。

なお、この基調講演の開催につきましては、連携協定を締結しております日本体育大学などと、今現在、調整中でございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、市長任期後の再出馬について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、市長任期後の再出馬について順次お答えします。

まず、市長就任1期4年間の成果について、どのように評価するかとの御質問にお答えします。

私は、3年前の市長就任時に、市民の皆様とお約束した市政の変革と改革を進めるべく、一貫して市政運営に取り組んでまいりました。私の強みである行動力と実行力を生かし、一つ一つ丁寧に取り組むことで、私がマニフェストとして掲げた各施策につきましては、その多くを達成することができたと考えております。

特に、経済産業分野においては、議員も御承知のとおり、昨年、本市の産業雇用に大きく貢献いただいた株式会社サンエレクトロニクスが閉鎖し、地域経済の活力低下が懸念されましたが、その直後、アスカインデックス株式会社の、サンエレクトロニクス跡地への誘致が成功し、さらに、本年1月には、株式会社アミカテラの誘致も決定いたしました。これらは、本市にとっ

ては、約20年ぶりとなる工場等の新設を伴う企業誘致であることに加え、両者の主要事業は、工場の設備機器のリユース事業や、100%生分解性プラスチック原料の製造など、SDGs 未来都市の水俣市にふさわしい企業の立地となりました。

また、道の駅再整備事業につきましては、事業費が膨らみ続けていた当初の計画を、市長就任以降、ゼロベースで見直し、数億円単位の事業費の縮減はもちろん、構想の磨き上げにより、施設の充実を図り、新物産館Shop & Cafe ミナマータ及び木のおもちゃ館きららを、来年4月にオープンすることとしております。今後、本市の新たなランドマークとなる本施設を活用し、スポーツ大会やさまざまなイベント等と連携することで、交流人口の拡大を図っていきたいと考えております。

教育福祉分野におきましては、市内小中学校への空調設備の導入や、給食費の一部無償化、キッズサポーター基金の創設、子ども医療費助成の対象を、中学3年生だったものを高校3年生までに拡充、満75歳以上の高齢者や障がい者を対象としたみなくるバスの運賃無償化など、多くの施策を実施することができたと考えております。

なお、平成31年3月に策定した、第6次水俣市総合計画の第1期基本計画に掲げる各施策の成果指標についても、現時点で、約7割が既に達成もしくは達成できる見込みとなっており、着実に推進できているものと考えております。

次に、4年間の市政運営で苦勞したことは何かとの御質問にお答えします。

私が、市長就任後、市内小中学校への空調設備の導入や水俣市総合体育館のつり天井改修、駅前広場ふれあい館の大規模改修など、過去の市政において先送りにされた多額の経費を要する案件が山積しており、そのことの対応などに苦勞いたしました。これらの事業が計画的に実施されていれば、対応に追われることもなく、予算についても、市民サービスの向上につながる前向きな事業により、多くの投資ができていたと考えます。

また、市の財政運営についても、計画的な運営がなされず、抜本的な改善措置も講じられてこなかったことで、悪化の一途をたどっており、問題はさらに深刻でした。

こういった状況を踏まえ、先送りされていた事業については、市長就任時から早急に着手し、1つずつ解消を図っております。

さらに、財政運営についても、令和3年度を、市の財政再建に向けた1年目の年と位置づけ、11年ぶりに、財政調整基金を取り崩すことなく当初予算を編成しております。

加えて、市の中期財政計画の見直しに着手し、計画的かつ実効性のある財政の立て直しを図っているところです。財政再建なくして水俣市の発展は望めません。市民の皆様にも今後安心して暮らしていただくため、水俣市がますます飛躍していくためにも、強い使命感を持って、引き続き全力で取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ただいま市長のほうから、1期目の成果として、マニフェストに掲げた各施策の多くを達成することができたものと思っている。特に、サンエレクトロニクスが閉鎖した後に、企業誘致が2社になったことは大きいんだというようなことも述べられました。

それに、道の駅再整備事業では、数億円単位の事業費の縮減により、木のおもちゃ館を併設した新しいスタイルの新物産館 S h o p & C a f e ミナマータのオープンにつながり、交流人口の拡大が図られるものと思っている。

そのほかには、市内小中学校への空調設備の導入とか給食費の一部無償化、キッズサポーター基金の創設、子ども医療費の高校3年生までの無償化、満75歳以上の高齢者や障がい者を対象としたみなくるバス運賃無償化など、多くの政策を実施されてきたというふうに私も思っております。

また、4年間の市政運営で苦勞したことは何かとの質問には、過去の市政において先送りされた多額の経費を要する案件が山積しており、その対応などに苦勞したと答弁をされました。

私が思うに、この革新市政が続いた3期12年のツケが回った1期目ではなかったのかと、そういうふうに思います。そういう状況の中でも、高岡市長は、この事業の取捨選択を適宜に行われ、必要とあらば、即英断し、実行されてきた、まさに行動力と実行力の持ち主であるとともに、財政難の中に、よくぞ水俣再生の足固めをやってこられたことに対しまして、深く感謝するとともに、敬意を表したいと思います。

恐らく1期目というのは、前からの宿題に追われ、思うように自分のペースで進めなかったと思いますので、2期目は、ぜひ高岡カラーを前面に出し、水俣を引っ張っていただきたいと強く望む次第です。

そこで、2回目の質問ですが、市長は2期目に出馬される意向はあるのか。あるのであれば、2期目の政策ビジョンについて、どのように考えているのか質問します。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

私に、2期目の出馬をする意向があるのか。そして、あるのであれば、政策ビジョンはどのように考えているかという御質問でございました。

私が掲げましたマニフェストにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたが、議員の皆様を初め、市民の皆様のお力添えもあり、多くの施策を達成することができ、一定の成果をお示しできたというふうに考えております。

しかしながら、これまで実施してきた施策は、水俣市が次のステージへ上るための土台作りであり、今後それぞれの施策を連動させつつ、新たに施策を展開することによって、真に実を結ぶ

ものと考えております。

また、財政再建などの山積した課題につきましても、全庁を挙げて、一日も早い解消に向けた取り組みを継続するとともに、今後必要とされる施策が先送りされることのないように、公共施設等の維持管理計画や、中期財政計画の見直しなど、計画的かつ実効性のある対策を講じることが重要であると考えております。

こういった状況から、私が、市長就任以降取り組んでまいりました市政の変革と改革は、まだまだ道半ばと考えておりますし、現在のよい流れを止めることなく、水俣市を飛躍させることが私の使命であると考え、次期市長選に挑戦することを決意いたしました。

市民の皆様から、引き続き水俣市のかじ取りを任せるという負託を受けることができましたならば、私の持てる全ての力を発揮し、力強く市政を前進させてまいります。

2期目の政策ビジョンにつきましては、1期目で特に取り組んでまいりました経済産業支援による産業基盤の強化、観光施策の充実によります交流人口の増加、スポーツを通じた人づくりとまちづくり、次代を担う子育て世代への支援策などを核として、人でにぎわい活気に満ちあふれるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

特に、現在、道の駅の再整備を進めているエコパーク水俣の周辺につきましては、充実したスポーツ施設はもちろんのこと、広大な敷地や水俣インターチェンジの開通効果など、人を呼び込む高いポテンシャルを秘めております。

施設を管理する県等と連携し、エコパーク水俣の魅力をより一層高め、観光、スポーツ、ビジネスなど、多様な利用者を呼び込むことで、さまざまな地元特産品の販売や、飲食、宿泊の利用など、地域の隅々にまで経済波及効果を図ってまいりたいと考えております。

さらに、子育て世代を初めとする幅広い世代に愛され、利用される施設として、今後も展開したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ただいま、高岡市長の市長選2期目への出馬の決意を聞かせていただきまして、大変うれしく思います。

少子高齢化の中、水俣市も、これから一層人口減少が進むことが予想されます。そういった中においても、政策の、一番というのは、働く人の、場の確保、雇用の確保。つまり、この経済産業支援というのは、生活基盤を保障するものです。そして、その次が、いかに、交流人口を増やし、地域活性化を図ることではないかというふうに、私も思います。

まあ、高岡市長は、来年4月グランドオープンする新物産館、木のおもちゃ館、そして、バラ園とかエコパークを中心に、スポーツツーリズムを通じて経済波及効果を図っていかれるという

ことで、そのことは強力に押し進めていただきたいと願っております。

私からの提案なんですけれども、子どもや高齢者には、無償化の支援というものがございます。しかし、この働き盛りの生産年齢世代には、これといった無償化の支援がございません。一家の屋台骨というのは生産年齢世代であります。

それで、例えば、50歳を迎えた年に、無償で、人間ドックの健診が受けられるサービスができないかなども、政策ビジョンの1つに掲げていただけたらありがたいなというふうに思います。

市役所の新庁舎が11月末に完成し、12月には引っ越しをします。高岡市長は、その初代の城主となられるわけでございます。ですから、決してそう簡単に、その城を、私は、明け渡してはいけません。私たち保守系議員が、しっかりと市長をお守りしていきますから、市長には思う存分、市政の変革と改革を押し進めていただきたいと強く願います。

そして、来年の2月の市長選の必勝を願って、今回の一般質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、おはようございます。自由民主党自民会派の岩村です。

一般質問の時間帯が、持ち時間30分に変更になり初めての登壇になります。若干緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、早いもので改選から2年が経過し、後半の2年間がスタートいたしました。令和3年6月定例会において、新たに、牧下議長、谷口副議長、常任委員会の委員長には、総務産業に小路委員長、厚生文教に桑原委員長が就任されておられます。私ごとではありますが、議会運営委員会の委員長の職をいただいております。日々、勉強、緊張感を持って、議員活動に励んでいるところでございます。

しかしながら、我々自民党自民会派においては、これまで4名で活動してまいりましたが、8月初めに、所属する議員1名の異動があり、自民会派は、現在3名で活動しております。

このことにより、会派からの委員選出の件で、議会運営委員会、  
協議がなされました。今定例会の初日に水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に至っております。

条例・先例の文言については、各議員の目線で解釈・取り方があると思います。—————

—————政治は何が起こるかわかりません。現に、9月3日菅総理は突然の総裁選への不出馬を表明され、日本全国驚いたと思います。我々自民党の総裁選は、9月17日告示、9月29日開票のスケジュールで新しい総裁が決まります。私も党員として、立候補された方々の政策等を注視し、総裁選への投票に向かいたいと思っております。

また、水俣市に目を向けると、来年1月30日告示、水俣市長選の日程が選管から発表されました。

先ほど、真野議員から高岡市長への質問の中で、市長選への2期目に出馬される意向はあるのか。あるのであれば、2期目の政策ビジョンはとありました。その答弁において、高岡市長は、市政の変革と改革は、まだ道半ばであり、今のよい流れを止めることなく、水俣市を飛躍させていくことが私の使命である。次期市長選には挑戦すると、力強い表明をされました。

私も、これまで水俣市長選に6回、何らかの形で関わってまいりました。4カ月前の段階での出馬表明は、かなり早い出馬表明であり、高岡市長の水俣市政への熱い思いを感じました。

財政再建なくしては、水俣市の発展はありません。高岡市長は、令和3年度を、市の財政再建に向けた1年目の年と位置づけ、11年ぶりに、財政調整基金を取り崩すことなく当初予算を編成。また、市の中期財政計画の見直しにも着手されております。

1期目の集大成、そして、2期目の挑戦が始まります。高岡市長には、明確な財政再建に向け、力強い使命感を持っていただき、引き続き、市民の皆様が安心して暮らせる水俣であるよう、ともに頑張ってまいりましょう。高岡市長の本日の出馬表明に心からエールを送ります。

それでは、通告にしたがい質問いたします。

大項目1、令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨について。

①、本市の令和2年7月豪雨災害の、道路・河川・農業等の復旧工事の進捗状況はどのようになっているのか。

②、令和3年度4月から8月の期間に、豪雨・梅雨時期、8月の長雨による水俣市内の被害状況と、その対応はどのようになっているのか。

大項目2、公共交通の現状と今後の方向性について。

①、第2期水俣市地域公共交通網形成計画について、令和2年3月に、検討事項や実施目標が策定されており、乗合タクシーの一部電話予約型への移行や、みなくるバス無償化への取り組み等が実施されているが、第1期計画と大きな変更はあるのか。

大項目3、新庁舎について。

①、新庁舎の供用開始は、年内には予定されていると思うが、業務開始等に向けてのスケジュールは、どのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨については産業建設部長から、公共交通の現状と、今後の方向性については副市長から、新庁舎については私から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 初めに、令和2年7月豪雨災害・令和3年度の豪雨長雨について順次お答えします。

まず、本市の令和2年7月豪雨災害の、道路・河川・農業等の復旧工事の進捗状況は、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

令和2年7月豪雨災害につきましては、現在、道路と河川の被災箇所、全ての災害復旧工事の発注を終え、4割ほどが工事完了いたしております。農業等につきましては、農業施設で被災箇所全体の8割の工事発注を行い、4割の復旧が完了しております。また、林業施設は、全ての復旧工事を終えております。復旧を終えていない箇所につきましては、本年度内の完了を目指しておりますが、深川地区で施工中でありました箇所におきまして、今年度の梅雨前線豪雨により、再度被災を受け、被害が拡大しております。この箇所につきましては、設計を含めて、災害査定からやり直す必要があり、可能な限り早急な復旧を行いますが、復旧完了は、令和4年度になる予定であります。

次に、令和3年度4月から8月の豪雨・梅雨時期、8月の長雨による水俣市内の被害状況、道路・河川・農業などと、その対応はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

令和3年度における豪雨等による災害につきましては、道路14件、河川5件、農地10件、農業用施設7件、林業施設20件の被害を確認しており、応急復旧につきましては順次対応することとしております。

なお、補助災害の要件を満たすものにつきましては、現在、災害査定に向けた準備を行ってお

り、また、補助要件を満たせず、単独災害として対応する箇所につきましては、設計ができ次第、工事を発注して行いたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

早いもので、令和2年7月豪雨災害から1年と2カ月が経過いたしました。本市の令和2年7月豪雨災害の復旧工事の進捗状況は、道路河川については、被災箇所全ての災害復旧工事の発注が完了し、4割の工事が完了。農業施設等については、8割の工事発注、4割が完了。林業施設は、全ての復旧が完了と答弁をいただきました。

担当課におかれましては、この期間、国・県とのやり取り、業者、地権者等の方々との交渉、計り知れない御苦勞があったかと思えます。

また、深川地区においては、今年度の豪雨により、設計からやり直すと、落胆されていたかと思いますが、復旧工事は目に見えて進んでいる状況が、市民の方たちも感じておられると思います。復旧完了が令和4年度になるということですが、引き続き担当課の皆様には御尽力いただきますようお願いいたします。

次に、令和3年度4月から8月の期間、豪雨による災害状況について答弁を頂きました。予想以上の被害で、災害査定、設計、発注と、現在進行形の状態と受け取りました。私にも、市民の方から、問い合わせが8件ほどありました。今回の雨で、被害状況を見に来てくれんかいと、現地確認をいたしました。

そこで、2回目の質問ですが、県道・市道からの雨水の流れ込みによる、個人所有の土地や排水溝などの破損に対して支援を求める声がある。そのような箇所については、工事材料の支給で対応をされている場合もあるようだが、そのような工事の規模であれば、5万円から30万円までの工事金額で復旧が可能であると考え。空き家対策のように助成金を拠出し、地元業者に直接依頼できるような事業を実施する考えはないか質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

個人所有の土地や排水溝などの破損に対して支援を求める声を聞くが、空き家対策のように助成金を拠出し、業者に直接依頼できるような事業を実施する考えはないかとの御質問だったかと思えます。

現在、豪雨等による災害を原因とする個人所有地の被災につきましては、個人名義の土地であっても、水路や道などの公益性の高い施設に対しては、市が費用を負担して工事を実施したり、工所用材料等の支給を行っておりますが、基本的には、個人の土地における災害等の被害に

対しましては、これまでどおり個人の負担にて対応をお願いしたいと考えているところです。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

なかなか個人所有の土地に関しては難しいとのことですが、このような案件は、全国各市町村でかなりの数の問い合わせがあるかと思います。個人の土地への補助事業については、地方議員として、県・国へのパイプ役として、まずは、県に道筋を作るため要望していきたいと思っております。

そこで、タイムリーな事案が9月1日の熊日新聞に掲載されておりました。人吉市が、令和2年7月豪雨災害で被災した宅地、私道の復旧費の助成制度を新設した記事です。

そこで質問ですが、この財源は、熊本県が管理する復興基金からとのことであるが、水俣市として、基金や助成金制度などの対応をすることは可能であるか最後に質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えします。

個人の土地への補助について、国・県に要望したいと思っている。仮に、被災した宅地、私道の復旧費の補助制度が新設されれば、水俣市として、基金や助成金制度などに対応することは可能であるかとの御質問だったかと思います。

近年、全国各地で頻繁に発生する豪雨等で被災した個人の土地に対し、国・県で、基金や助成金制度が創設されれば、本市でも活用できるかどうかも含め考えたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、公共交通の現状と今後の方向性について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、公共交通の現状と今後の方向性についてお答えします。

第2期水俣市地域公共交通網形成計画図について、令和2年3月に、検討事項や実施目標が策定されており、乗合タクシーの一部電話予約型への移行や、みなくるバス無償化への取り組みなどが実施されているが、第1期計画との変更事項はあるのかとの御質問にお答えします。

平成26年度に策定しました第1期の水俣市地域公共交通網形成計画では、既存乗合タクシー路線の拡大や、新水俣駅へのアクセス向上のための、みなくるバスの路線新設に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や日常生活における自家用車の利用の高さなどから、公共交通の利用は、年々減少しております。一方で、運転免許証自主返納に伴い、高齢者の日常の移動手段とし

て、公共交通を維持する必要があります。

このようなことから、第2期水俣市地域公共交通網形成計画では、単純に、路線の拡大、新設を行うのではなく運行サービスを効率化しつつ、公共交通網の維持や利便性の向上を図ることとしております。

具体的には、議員御指摘のとおり、乗合タクシーの一部電話予約型への移行、高齢者や障がいがある方を対象とする、みなくるバスの無償化などを実施するほか、運行ルートの新検証や、新庁舎完成後の市役所への乗り継ぎ拠点の整備などに取り組むこととしております。

また、公共交通を利用してもらうきっかけづくりとして、園児や高齢者などへの乗り方教室の実施など、多角的なモビリティマネジメントにも取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

平成26年度策定の第1期計画は、交通網の路線拡大、低炭素観光の推進、生活交通としての機能改善、向上に取り組まれ、第2期計画では、運行サービスの効率化、公共交通網の維持や利便性の向上を図ると答弁をいただきました。

第1期計画と第2期計画の主な違いは、ハード面からソフト面に移行したと認識していいかと思えます。公共交通の拡大は、現実的ではなく、どのようにして維持していくかが、今後重要になってくるものと考えます。現在の無駄を省き、効率化を模索しながら、市民サービスの維持向上を図っていかねばならない難しいものだと思います。

そこで質問ですが、第2期計画の中で、運行ルートの再検証や乗り継ぎ拠点の整備などに取り組むということだが、みなくるバスの利用者の多くは、通院や買い物での利用が多く占めていると思えます。以前、一般質問において、古賀町から塩浜、二中方面への乗り入れについて、新しい施設や学校、病院等があるが、路線の見直しはできないかと質問をいたしました。その後、具体的な検討を実施されたのか、1点質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。

みなくるバスの路線見直しに関する具体的な検討状況についてのお尋ねでございました。

現在、みなくるバスの運行実施主体でございます産交バスと協議を行いながら、古賀町方面への乗り入れや、新規バス停の設置など、運行の見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

交通事業者との協議を行っていただいているとのことで、今後、諮問会議等に上げられていか

れるかと思えます。恐らく新庁舎供用開始の時期に合わせて、新しい停留所、路線等の編成になると思えますので、ぜひとも地域住民の方たちが有効利用できるよう、実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

さて、県内の公共交通に目を向けると、令和3年3月に、県内全域で、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を維持していくことを目的に、熊本県地域公共交通計画が策定され、現状の輸送資源を活用することが挙げられています。

令和2年の荒尾市のドア・ツー・ドア運行である「おもやいタクシー」を皮切りに、上天草市の乗合バスの実験運行や、熊本市の相乗りタクシーの実験運行。市民サービスの向上や効率化の面から、バスよりもサイズダウンした交通形態への移行や模索が進んでいる先進事例も県内に幾つかあります。

第2期水俣市地域公共交通網形成計画は、4つの基本方針と目標を上げて取り組んでいる計画です。いい事例は取り入れていただき、市民の皆さんが有効に活用できる交通サービスの実現に向け、持続可能な公共交通体系の再構築を達成できることを期待し、この質問は終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 次に、新庁舎について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、新庁舎について、新庁舎の供用開始は、年内に予定されていると思うが、業務開始等に向けてのスケジュールはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

今回行う新庁舎への庁舎機能移転は、仮庁舎、新館、公民館分館、秋葉会館等から、ほぼ同時期に新庁舎への移転を行うという大規模なものであることから、移転日を2回に分けて行いたいと考えているところです。

現段階における業務開始に向けてのスケジュールとしましては、第1段階として、仮庁舎に入居している関係部署の移転を12月18日土曜日に行い、12月20日月曜日から新庁舎で業務を開始したいと考えているところです。

次に、第2段階として、新館、公民館分館等に入居している関係部署の移転を翌週の12月25日土曜日に行い、12月27日月曜日から新庁舎で全面的に業務を開始したいと考えているところです。

全面供用開始後は、現在、分散している庁舎機能の大部分が新庁舎に集約することになりますので、市民の方々の利便性は向上するものと考えております。速やかに新庁舎への庁舎機能を移転できるよう努めてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

新庁舎工事を覆ってあったシートが一部除去され、市民の皆さんの関心が、いつ完成するのか、業務開始はいつからなのかの声を聞くようになりました。答弁では、12月20日月曜日から業務を開始する予定。12月27日月曜、全面的に業務開始とのことです。年末の業務、年度末の調整等、大変な時期ですが、スムーズな引っ越し、供用開始ができるよう、準備をお願いいたします。

そこで、質問ですが、これまで新庁舎建設に何らかの形で関わってこられた市民の方たちは、どのような会があるのか。できることであれば、尽力いただいていたそなたたちへ、業務供用開始前の段階で、内覧の場を設ける考えはないのか質問をいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員、2回目の御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設に伴いまして、これに関わってこられた方たちが、どういう方がおられるか。また、そなたたちへの内覧会を設ける考えはないかという御質問でございました。

これまで新庁舎建設に関わってこられた方々には、基本構想策定時に、水俣市本庁舎建設建替検討委員会、設計者の選定時に、水俣市新庁舎建設設計者選定審査委員会、基本設計策定時に、基本設計市民ワークショップ、基本設計高校生ワークショップの委員の方々がいらっしゃいます。本来であれば、このような関わってこられた方、全ての方々に内覧会の場を設けたいところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、できる限り内覧会に参加していただけるよう、開催方法や開催時期につきましては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

新庁舎建設の基本理念の現実に向け、5つの方針があります。その中に、誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎とうたっております。ぜひ、供用開始前に、内覧会の計画を市民の皆様向けにお願いしたいと思います。

最後に2点。仮庁舎から新庁舎へ引っ越しが完了し、仮庁舎の解体、撤去が行われ、整地された後のことですが、第一小学校より借用している仮庁舎敷地隣接駐車場を、今後、駐車場として利用する考えがないのかが1点。

次に、秋葉館等の解体工事、道路舗装など、新庁舎の完全完成のスケジュールは、どのようになっているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員、3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、第一小学校より借用しています今の仮庁舎の駐車場、これを今後も駐車場として活用する考えはないかということでございます。

この第一小学校の大運動場の一部を借用いたしまして整備した駐車場は、仮庁舎の解体後、グラウンドの状態に復旧をいたしまして、第一小学校に返還をすることが申し合わせであります。現状のまま駐車場として利用することにつきましては、今後、学校や教育委員会に相談をしてみたいと考えております。

2点目の秋葉会館等の解体や、道路舗装とか新庁舎の完全な完成のスケジュールがどうなっているかとの御質問でございます。

新庁舎への庁舎機能移転後には、新館、秋葉会館の解体工事と、屋外倉庫等の建設工事及び駐車場整備を含む外構工事等を予定しております。これら全ての工事が完了する時期につきましては、基本設計の工程計画の中で、令和4年8月としているところです。

今後も、工程の進捗につきましては、工事関係者等と定期的に情報共有の場を設けながら、円滑に工事が進捗するよう管理を行い、必要に応じまして、市報やホームページ等で、市民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時18分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

まだまだ暑い日々が続いております。そして、日本中で新型コロナウイルスの感染が収まらない状況であります。私自身も、8月頃から、他県ですが、身内に感染があり、また、身近なところでも感染の報告がありました。多くのことを感じ、心配し、悩む中で、やはり、地方に住んでいることはありがたい。陽性と判断されて、必要があれば入院を断られることもない。重篤にならないよう治療してもらうこともできる。

しかしながら、地方も油断はできません。先頃、政府から、入院は重症者に限るという提案が

あり、大変な反発の中で、結局撤回ということになりましたが、国民の命に向き合っていないと強く思いました。中等症でも医療機関に入院できないということになると、極端ですが、半分死を宣告されてもおかしくない状況です。本来なら軽症のうちから入院を可能にするべきです。

また、今回の自民党総裁選に出馬する候補が、公約に、野戦病院を増やすということを主張していますが、オリンピックは盛大に行ったのですから、早くから感染拡大予防のため、医療にもっと力を入れるべきであったと思います。今ほど、国民一人一人の命に向き合う政治が求められているときにはありません。

以下、質問に入ります。

大項目の1、新型コロナウイルス感染対策について。

1、これまでの水俣市の感染状況を、総数、年代別、男女別、また、クラスターの数はどれくらいあるのか。

2、入院患者、ホテル療養者、自宅療養者数は、どのようであったか。

3、子どもの感染が増加傾向にあるが、学校や学童クラブでの今後の感染予防の対策はどのように進めていくのか。

4、この間、延期になっているフッ化物洗口については実施するのか。

5、訪問介護事業所での感染予防として実施していることがあるか。

6、新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている観光業、飲食業、その他の事業者などから、水俣市への相談は増加しているのか。

大項目2、風力発電所建設計画を含む、再生可能エネルギーの諸問題について。

1、本年7月中旬に、水俣、芦北などの住民が、熊本県知事宛てに、風力発電所計画について要望書を提出されたが、市は、その内容を把握しているか。

2、風力発電会社電源開発の地域説明会は、何地区で行われ、住民からどのような意見があったのか。

3、風力発電機及び送電網にかかる固定資産税の試算ということで、仮に1基当たりの取得価格が3億円、ジャパン・リニューアブル・エナジー社が提示しました耐用年数17年という場合、1年間でどれぐらいの実質的税収になるか。

4、湯出の産廃処分場計画予定地であったところに、2社が太陽光発電所を建設予定であるが、1社について、県の指導で計画がストップしている理由は市として把握しているか。

最後の質問です。

3、映画「MINAMATA」について。

1、主人公のユージン・スミスは、どのような写真家であったのか。

2、主演のジョニー・デップは、なぜ、映画「MINAMATA」をプロデュースしようと

思ったのかを知っているか。

3、映画「MINAMATA」を、水俣の若者が先行上映しようとしているが、実行委員の上映にかける思いを把握しているか。

4、熊本県は、映画について後援するということであったが、その理由はどのようなことか。

以上、本壇からの質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染対策については福祉環境部長から、新型コロナウイルス感染対策についてのうち、学校での感染対策については教育長から、新型コロナウイルス感染対策についてのうち、観光業、飲食業、事業所の相談については産業建設部長から、風力発電所建設計画を含む再生可能エネルギーの諸問題については私から、映画「MINAMATA」については副市長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 新型コロナウイルス感染対策について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 新型コロナウイルス感染対策について順次お答えいたします。

まず、これまでの水俣市の感染状況を、総数、年代別、男女別、また、クラスターの数はどれぐらいあるのかとの御質問にお答えいたします。

令和3年9月7日現在でございます。総数74人。年代別としては、10歳未満10人、10歳代9人、20歳代6人、30歳代13人、40歳代11人、50歳代9人、60歳代5人、70歳代5人、80歳代6人です。

なお、男女別では、男性42人、女性32人です。

また、クラスターは2例発生しております。

次に、入院患者、ホテル療養者、自宅療養者数は、どのようであったかとの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染者数等は、県及び所管の保健所が管理しております。御質問の内容の数字については、市で把握することはできないというふうなことでございます。

次に、子どもの感染が増加傾向にありますけれども、学校や学童クラブでの今後の感染予防の対策はどのように進めていくのかとの御質問にお答えをします。私からは、担当しております学童クラブについてお答えをいたします。

学童クラブにおいては、現在、主流となっているデルタ株が、感染力が非常に強いため、全国的に感染者数も増加をしております。放課後児童クラブにおいて新たにクラスターが発生していることなどを踏まえて、新型コロナウイルス感染拡大防止の再徹底について、県から通知がされているところです。

この中で、一層の徹底をお願いしたい対策の例として、職員及び児童の日々の健康状態として、検温や症状の確認、職員及び児童は、体調不良時の出勤、通所を控え、速やかに医療機関を受診、職員の感染防止として、感染拡大地域への移動自粛、会食時におけるリスクの最小化等、3密を避けた新しい生活様式の徹底として、人数を制限した受け入れ体制、受け入れ場所の移動または分散などが示されており、本市においても、各学童クラブに通知をし、感染対策について、さらに徹底を行っていただいているところです。

さらに、訪問介護事業所での感染予防として実施していることがあるかとの御質問もあっておりますので、併せてお答えをいたします。

訪問介護事業所での感染予防への対応について、市では、国・県から通知のあった最新の情報を速やかに事業所へ提供するとともに、職員が水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会に出席して、事業所へ丁寧な説明や質問への対応等に努めて、さらなる周知徹底を図っております。

また、従事する職員へのワクチン接種については、高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者として優先的に接種を御案内をし、7月中には希望する方全員のワクチン接種を完了しているところでございます。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 私からは、3番目の御質問の子どもの感染予防対策について、学校に関する部分についてお答えします。

学校においては、これまでも、国が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に従って感染症対策に取り組んできたところですが、新学期を迎えるに当たり、国から改めて、小学校、中学校及び高等学校等における、新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についてが発出され、留意事項が示されました。

この中で、基本的な対策として、児童生徒等の健康観察や自宅休養等の指導の徹底、こまめな手洗いや、せきエチケットの徹底、可能な限り換気に努めることや身体的距離の確保、マスクの着用の徹底などが示されているほか、具体的な活動場面での対策として、各教科等について地域の感染レベルに応じた活動を行うこと、部活動等について感染リスクの高い活動等に十分留意すること、学校行事において開催時期、場所、時間、方法に十分配慮することなどが示されており、本市においても対応を行っているところです。

また、本県における感染状況を踏まえ、県教育委員会が示している市町村立学校における夏季休業明け、始業時の新型コロナウイルス感染症の徹底において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わないことや、公式大会に参加する部活動を除き、9月12日まで部活動は原則中止とすることなどが通知されており、本市においても対応を行っております。

また、各学校に新型コロナウイルス感染症対策のための費用として、学校保健特別対策事業費助成金を助成し、各学校の判断で、必要な物品等の購入等も行っているほか、学校、体育館、トイレの手洗いの自動水栓化にも取り組んでおります。今後も、さきに申し上げたマニュアル等に基づき、引き続き感染症予防及び拡大防止に向けた対策に取り組んでまいります。

次に、この間、延期になっているフッ化物洗口については実施するののかとの御質問にお答えします。

児童生徒の虫歯予防と歯の健康を目的としたフッ化物洗口事業について、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年度から、安全・衛生面等を考慮して、事業の実施を見合わせておりました。

このような中、熊本県から、新型コロナウイルス感染予防を踏まえたフッ化物洗口の実施に向けて、関係者による協議の場を設けて共通理解を図ること、また、フッ化物洗口の実施の目安が示されました。

その目安によりますと、次に示す3つの期間は、フッ化物洗口を控えることとされております。1つ目は、熊本県内に緊急事態宣言が出されている期間。2つ目は、学校において臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等行っている期間。そして3つ目は、学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が判明した場合、感染者の最終登校日から2週間というものです。

このことを受けて、本市では、令和3年7月に、熊本県をはじめ本市保健部局、教育委員会、各学校関係者による協議の場を設けました。協議の中では、熊本県の担当者による県内の状況も説明いただいた上で、新型コロナウイルス感染予防を踏まえた安全かつ円滑なフッ化物洗口の実施に向け、実施手順や役割分担を確認するなど、関係者の共通理解を図りました。

今後は、各小中学校の実情に応じて、保護者の同意の手続や、必要物品の調達など、準備が整い次第、熊本県の示すフッ化物洗口の実施の目安を踏まえ、順次実施していくこととしております。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 私からは、6番目の御質問にお答えいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている観光業、飲食業、その他の事業所などから、水俣市への相談は増加しているのかとの御質問にお答えします。

本市においては、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた昨年の春頃から、観光業、飲食業をはじめ、さまざまな業種からの相談が、それ以前と比較して増加しており、現在もその状態が続いている状況です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

水俣市も若年層に感染者が多くなっていることが分かりました。私の身近なところでも学童の子どもが感染し、ホテルでの療養、濃厚接触者の祖母・祖父を含む家族は自宅待機となりました。同じ学童の児童は、濃厚接触者ということで待機。幸いに、児童は陰性であり、母親も陰性でしたので、母は、介護の仕事に行かねばならなかったもので、まず、子どもセンターで預かってもらえるかと思い、連絡をしましたが、子どもセンターは閉鎖になっていました。そして、福祉課に連絡をしますと、濃厚接触者であっても、経過観察のため自宅待機ということであるということを知りました。

結局2週間、仕事を抱えながら、児童を家で見るということになりました。これは取り決めであるので仕方がないと思うんですが、質問の1番として、今後も、学童に通っている児童で、濃厚接触者でなく、陰性の子どもについては、子どもセンターで預かっていただくことができるのか。まず、これが1番目の質問です。

次に、学童クラブを回っている中で、学童舎が狭いんですという声を聞きました。要望書も出しているんだけどという声でしたので、改めてお聞きします。この学童舎を増築することについて、どのように今後考えていかれるかということをお尋ねしたいと思います。これが2番目の質問です。

そして、先ほど教育長に答弁をいただきました。大変、水俣市の教育委員会には、感謝を申し上げたいと思います。近隣の町の中でも感染対策に御理解をいただいて、今回、実施を取りやめていただいたということで、延期をしていただきました。

そこで、質問をしたいと思うんですけれども、県内の安全かつ円滑な実施というのは、具体的にどのようなことか。もともと、フッ素の原液を教育現場で扱うということは、医療行為を学校で行うことになるという議論がありました。現在、新しいデルタ株により、学校現場での感染の増大が危惧されています。感染の収束が見通せない中です。ぜひ、水俣市は、あと一歩、フッ化物洗口を見合わせていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、訪問介護の問題です。事業所の方が心配されているのは、事業所に感染者が出た場合、一時的であれ、事業所を閉鎖しなければならなくなる。対象者の方を放置することになるのではないか。介護事業者同士のネットワークで助け合うということが取り決めてはあるようなんですけど、実際に、本当にそのことができるのか。この人員確保、本当に、コロナの中で大変だと

と思いますが、水俣市は、この人員確保を急がねばならないのではないかと思います、具体的な方針をお聞きしたいと思います。これが質問の4番です。

さらに、最後に、経済対策と言うと大げさですけども、今回、コロナの感染者からのお話を聞いて、濃厚接触者も含めて2週間にわたる自宅待機、ホテル待機などを余儀なくされました。休職中の補償、これが事業所によって対応が違うようなんです。アルバイト、それから収入が半分になるという方もおられると思います。何か水俣市として支援できることはないかをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 幾つかの御質問がありましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、学童クラブの感染が起こって、そして、その際の児童の受け入れについては、どのように考えるかというふうな御質問でございます。

学童クラブが感染により閉鎖となった場合において、児童が陽性ではなく、濃厚接触者でもない場合の代替施設については、当市においては、保護者から個別に事情をお聞きした上で、子どもセンターなどで対応させていただいております。

次に、学童舎が狭いというふうな御質問についてお答えを申し上げます。

3月議会でも答弁をいたしました。市内全ての学童クラブは、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上とする基準を満たしておりますので、現在のところ増築の必要性はないと考えております。ただし、今後の状況に応じて個別に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、訪問介護事業所で感染があった場合に、ヘルパーさんの補充について、どのように考えるかというふうな御質問がございました。これについてお答えを申し上げます。

訪問介護事業所内で、コロナ感染が発生した場合でも、引き続き利用者へ必要な介護サービスを継続して提供していかなければいけません。ヘルパーが感染したことにより、サービスが提供できない状況に陥った場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、他の事業所から、ヘルパー派遣や訪問介護に替えて、通所介護や短期入所に対応するなどの調整を行うこととしております。

また、ヘルパーさんが不足するというふうな事態についてのお話もございました。介護事業者の人材不足につきましては、全国的な問題でございます。コロナ禍における離職も懸念され、国による介護事業者の賃金等の処遇改善が図られなければ、状況の好転は難しいものと考えられ、本市においても、有効な対策は見出せない状況でございます。今後、介護事業者の処遇改善につながるような制度の改正等につきましては、さまざまな形で国に働きかけていきたいと考えてお

るところでございます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私からは、藤本議員の2回目の御質問のうち、3番目、フッ化物洗口の内容についてお答えいたします。

大きく2つでございましたけども、1点目は、安全かつ円滑な実施というのは、具体的にどのようなことかという御質問でした。

安全かつ円滑な実施について具体的に申し上げますと、まず、児童生徒が、洗口うがいに使用するコップを繰り返し使用するプラスチック製のコップから、使い切りの紙コップに変更いたします。

また、洗口うがいを行う際には、うがい後の洗口液が飛散しないよう、ティッシュを入れた紙コップ内に吐き出して、そのまま回収するなど、感染対策を行いながら、フッ化物洗口が実施できるよう、協議の場で関係者の共通理解を図ったところでございます。

2つ目に、フッ化物洗口は見合わせるべきではないかというような御質問でした。先ほども申し上げましたとおり、保護者の同意の手续や、必要な物品調達などの準備を進め、熊本県の示すフッ化物洗口の実施の目安を踏まえて、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の2回目の質問のうち、5つ目の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、仕事を休まなければならない労働者への休業補償の制度はないのか。また、市で支援制度を設けるつもりはないのかとの御質問だったかと思えます。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方に対する支援措置といたしましては、健康保険などに加入している方に対しては、陽性と判明して4日以上仕事を休んだ場合は、傷病手当金の制度があり、業務や職場に起因して感染したことが判明した場合には、労災保険給付の対象となっております。市が独自に支援策を設けることは、これらの制度と重複することとなるため実施予定はありません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問です。

時間があまりありませんので、市長にぜひ、この介護職に就く人たち、ケアマネも足りていないという状況だということであります。私は、超高齢化を迎えてくる水俣市が、この問題をきち

んと捉えていていただきたい。国の施策の問題でもありますけれども、もっと強力な施策、アピールを、市民に対して打ち出していただけないかということで、これは要望にしたいと思います。

最後に質問をいたします。

今回、身近にコロナの感染者が出て感じましたのは、やはり、感染者に対する誹謗中傷、差別ですね。そのことで、心ないことを言われて、本当に、新聞紙上によりますと、自殺に導くような場合もあるというようなことも読んでおりますけれども、罹患者に対する誹謗中傷が行われないう、そのような施策が、今までこのように取り組んできた、そして、これからさらに取り組んでいくということがあればお聞きしたいと思います。

これが質問の2番です。以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） コロナ感染者への差別中傷について、これまでの取り組みを今後どういうふうに考えているかというふうな御質問でございます。それについてお答えをいたします。

感染された方や、その御家族、知人、職場関係や学校関係者、地域住民等に対する誹謗中傷や、いじめ、不当な嫌がらせや差別的な対応は人権侵害に当たり、決して許されるものではありません。

市内で、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の周知方法として活用しております市ホームページやYahoo!防災速報掲載記事では、誹謗中傷は慎むよう、毎回必ず記載しているところではあります。

また、市長自ら、防災行政無線で、基本的な感染防止対策の徹底と、感染された方に対する人権尊重と個人情報の保護を呼びかけることもございました。さらに、市ホームページでは、市長メッセージや動画も配信したところではあります。

今後も、これらの方法を活用し、感染者情報とともに、感染された方に対する誹謗中傷は厳に慎むよう周知啓発をまいります。

○議長（牧下恭之君） 次に、風力発電所建設計画を含む再生可能エネルギーの諸問題について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、風力発電所建設計画を含む再生可能エネルギーの諸問題について順次お答えいたします。

まず、本年7月中旬に、水俣、芦北などの住民が、熊本県知事宛てに、風力発電所計画につい

て要望書を提出されたが、市は、その内容を把握しているかとの御質問にお答えします。

令和3年7月13日に、3つの団体の代表者が、知事に対し、土砂災害及び低周波被害等の懸念があるとして、電子署名を含め4,540名分の署名とともに、風力発電事業への反対を求める要望書を提出されたことについては、県からの情報提供もあり把握しております。

次に、風力発電会社電源開発の地域説明会は、何地区で行われ、住民からどのような意見が出たのかとの御質問にお答えします。

電源開発株式会社の肥薩ウインドファーム地域説明会については、令和3年4月15日に実施されたもやい館での全体説明会を除いて、5地域で6回開催されております。

また、説明会に参加した住民の意見の内容については、事業実施地に水俣市を選定した理由、低周波による健康被害及び開発による土砂災害の発生、水源枯渇の懸念等が出されました。

次に、風力発電機及び送電網にかかる固定資産税の試算ということで、仮に1基当たりの取得価格が3億円、耐用年数17年という場合、1年間でどれくらいの実質的税収になるのかとの御質問にお答えします。

償却資産における固定資産税の計算は、地方税法の規定により固定資産評価基準に定められています。償却資産の取得価格及び当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率などから算出された課税標準額に、水俣市の固定資産税の税率1.55%を乗じた額が年税額となります。

取得価格3億円、耐用年数17年。また、地方税法で、固定資産税が3年間3分の2に軽減される風力発電設備における課税標準の特例が該当すると仮定した場合、1年目の年税額は約290万円。特例が終了した4年目の年税額は約289万円となります。その後の年税額も、耐用年数に応じた課税標準額の減価により年々減少します。仮に、耐用年数と同期間である17年間稼働した場合の総額は約2,704万円となります。

次に、湯出の産廃処分場計画予定地だったところに、2社が太陽光発電所を建設予定であるが、1社について、県の指導で計画がストップしている理由は、市として把握しているかとの御質問にお答えします。

湯出の産廃処分場計画予定地について、林地開発許可権者であります熊本県に問い合わせたところ、県の指導で計画がストップしているところはないとお聞きしております。議員が御指摘されました1社につきましては、県に確認したところ、事業面積の拡大による防災調整池の構造計画の変更を行っており、業者は、その調整のために工事を休止しているのではないかとの回答を頂いております。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

熊本県知事宛ての地域住民の要望については、議事録で確認をしますと、熊本県からは、エネ

ルギー政策課の課長、環境保全課、森林保全課が出席。要望内容としては、風車が1キロ以内までに建つという住民からの不安の声。これまで造られた太陽光発電による被害などのため、水質・水量などが変わってきた。地域住民としては、この上、大型の風力発電所が64基も建設されることを危惧しているとの訴えが記録されています。

エネルギー政策課の課長からは、業者も住民に受け入れられないまま、強引に開発を進めることはない、各種法令での規制もあると述べられ、また、住民のほうから、再エネ推進のための森林の伐採が進めやすくなるようだがという質問がありました。確かに、2050年カーボンゼロということで言っているが、この前の熱海のような危険な地域での開発はどうでしょうか。まずいところが出てくる。今後の国の動きを見たいと思っているというようなお話でありました。

この県との話の中でもあるように、静岡県熱海市での土砂災害は水俣市住民の不安と重なっています。答弁にあったように、電源開発の地域での説明会でも、その懸念が多くあったと聞いています。

そこで質問をします。

平成15年に発生した宝川内集地区の災害は、どのようにして起こり、その復旧費用はどれぐらいかかったのか。これが質問の1番です。

次に、風力発電機についての固定資産税のことですが、1基3億円という場合の固定資産税について計算をしていただきました。17年間で2,704万円ということは、年平均で157万円です。以前、税務課の方に、地方交付税との関係もあり、水俣市の実質的な収入としては、どのようになってくるのかお尋ねしました。ほかの要素を全て除いた理論上の計算で言うと、普通交付税額は減額となり、税額の4分の1が一般財源に入っているということでありました。ということは、期待するほど水俣市の実質的に収入にはならないのではないのでしょうか。もし、熱海のような災害が起こった場合、固定資産税などでは到底賄うことができないような被害になってくると思います。

湯出の産廃処分場の跡地の1社の問題ですけれども、この工事のことで、もう半年ぐらい止まっているとお聞きしたのは、湯出の大森の住民や、また、木臼野の方でした。

それで、もう答弁をいただきましたので割愛しますが、この業者の切り開いた映像、グーグルで見られますけれども、それを撮ったものを環境問題に詳しい方に見てもらいました。意見をお聞きしたんですけれども、このままの施設の状況では、何らかの被害が起こる可能性があるのではないかと言われました。そして、大森では大雨が続き、今まで初めての経験だった、山から湧き出る水で飼っていた金魚が死んだと言われました。

また、道路向かい側の山間部に建設予定の太陽光発電のため山林を伐採したところ、県道に水があふれ出すようになり、民家の軒先まで増水した。そして、御存じのとおり、県道を半分覆う

土砂災害もございました。たまたま業者の方に会いましたので、どうされますか、これはというふうにとお尋ねしますと、この上にダムを造るつもりだということをおっしゃいました。

私は、長野での太陽光発電の問題もお聞きしていますが、水俣市民は、太陽光発電所などを受け入れることに対して、今もう疑問を持っているのではないかと思うのです。

その1つの疑問としては、本当に、地球温暖化対策に寄与しているのかということです。水俣市として、森林を伐採して、再生可能エネルギーの施設を造るということが、本当に地球温暖化に寄与することなのか。このことを、私はまず質問したいと思います。

そして、この住民や、またさまざまな問題が起こっている中で、私は、もうガイドラインでは及ばないというふうに思うのです。そのためには、再生可能エネルギーでの水俣市の環境や住民の暮らしに与える影響を考えた場合、少なくとも水俣市民の水道水源となる地域や、土砂災害が起こりやすい地域、それから急傾斜地、保安林など、そういうところには造らせないというような条例を早急につくる必要があると思うが、いかがでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員御質問の2回目の質問にお答えいたします。

まず、平成15年に発生しました土石流災害について、どのようにして起こったか。また、復旧費用はどのぐらいかかったかという御質問ですが、平成15年7月20日に発生した宝川内集地区の土石流災害の発生原因等については、熊本県により、専門的な知識を有する学識経験者からなる、水俣市土石流災害検討委員会が設置され、検討を行った結果、梅雨により、6月からの降雨が土壤に浸透し、多量の地下水がたまっていたことに加え、災害発生時刻には、1時間に100ミリ近い多量の降雨が重なったため、災害が発生したものと考えられると報告されております。また、その復旧費用については、熊本県が実施した災害関連緊急砂防事業及び治山事業など、合わせて32億5,000万円となっております。

2番目の、地球温暖化に対して、森林伐採をすること、そして、太陽光が地球温暖化に役に立っているのかという御質問であったかと思えます。

森林の保全もCO<sub>2</sub>削減の効果があると考えますし、太陽光発電についても、化石燃料の使用量を減らせるため、地球温暖化防止には十分有効であると考えております。

3番目の御質問の水道水源の保護条例、こういったものも議論になったけれども、太陽光発電は規制の対象になっていない。そういったことも含めて、少なくとも山間地には造らせない、こういったものを明記した条例をつくるべきではないかという御質問であります。

合法的事業の実施そのものを拒否するような条例の制定は、極めて困難かと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

宝川内の土砂災害ですけれども、その後、検証に入られた地学の先生によると、土の質が、安山岩、溶岩であり、長い間に風化して、ぐじゃぐじゃという状態のところにも大雨が降り、大量に水を含んで、あのような大災害となった。これは、地質としては出水の針原も同じであるということでした。検証に入られた地学の先生によると、水俣の山間地は、この地層を多く持つ。また、市民で、宝川内の上の山のことに詳しい方の話では、林道が水を運ぶ大きな要因になったと思われるとの意見も言われていました。

そこで、お尋ねします。

市内山間部には、土砂災害警戒地区が多くあります。災害対策として考えるとき、この地区に再生可能エネルギーなどの施設を造るということに、水俣市としてはどのように思われるか。市民としては、それだけではなくて、土砂災害地域はもちろんのこと、間接的に影響を与える地域に施設が建つことへの懸念を持っています。改めて質問をしたいと思います。

次に、市長にお願いしたいのですが、水俣市民にとって、このエネルギーのつくり方、あり方ですね。そのことは共通の課題であります。そして共通の政策課題ではないでしょうか。市長にお願いしたいのは、市民、学者を含めた研究会、勉強会などの場をつくることできないかということ質問の2番目にしたいと思います。

最後に要望いたします。規制条例のことです。ちょっとつれない答弁であったなと思いますが、重ねて要望いたします。全国自治研究所によると、再生可能エネルギーの何らかの規制条例をつくっているところは、既に146カ所に及んでいます。

その中で、ほぼ全市を規制している自治体に連絡をしてみました。あの観光で有名な静岡県伊東市です。観光地であるため景観に対する配慮があるということで、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備事業との調和に関する条例では、50キロワット以上の太陽光規制区域を設けています。その区域は、鳥獣保護区、農業振興地域内、農用地、砂防指定地、急傾斜地、崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、河川区域、河川保全区域、森林の区域、保安林、国立公園、重要文化財、埋蔵文化財、国指定史跡、天然記念物の指定地となっています。

市の条例管轄の人にお話を聞きました。住民の間で、それまで裁判になったような事例もありましたが、条例施行以降、トラブルはないということでした。この条例を作るに当たっては、もちろん、法で守られた事業者を意識し、弁護士なども立てて検討をしたと言われていました。

ぜひ、私は、水俣市も真剣にこのことを考えていただけないかと思ひまして、これは要望にしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

2点ございまして、1点目が、土砂災害警戒区域、こういったところに再生可能エネルギーなどの施設を造るのに、水俣市はどう思うかという御質問でございます。

まず、土砂災害特別警戒区域への再生可能エネルギー施設の設置につきましては、厳しい条件が課されるため極めて困難だと思います。また、土砂災害警戒区域への設置については、防災の観点から極力避けてほしいというふう考えております。

なお、現在、水俣市で実施されているメガソーラー事業に関しましては、事業区域がほとんど土砂災害警戒区域に該当しておらず、また風力発電3社については、熊本県内において、方法書に記載された風車の設置ラインが土砂災害警戒区域を通過している部分がございます。

2点目の、このエネルギー問題について勉強会等を設置する考えはないかという御質問でございます。

持続可能な地域社会づくりのために、再生可能エネルギーを活用した取り組みについては、今後も進めてまいりたいと考えておりますけれども、今のところ新たな組織をつくることは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、映画「MINAMATA」について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、映画「MINAMATA」について順次お答えします。

まず、主人公のユージン・スミスは、どのような写真家であったのかとの御質問にお答えします。

出版物などによると、米国人フォトジャーナリストで、1971年から1974年まで、水俣市に住みながら、患者さんたちの家、病院、抗議集会など、水俣病をめぐるさまざまな現場を写真に収められ、写真集「MINAMATA」を出版し、水俣病を世界に伝えた方と書かれております。

次に、主演のジョニー・デップは、なぜ、映画「MINAMATA」をプロデュースしようと思ったのかを知っているかとの御質問にお答えします。

その理由は存じておりません。ただ、テレビのインタビューによれば、水俣病の患者は、悲劇を経験し、後遺症に苦しんだ。その現実を知った私は、伝える責任があると感じたと答えておられるのは承知しております。

映画「MINAMATA」を、水俣の若者が先行上映しようとしているが、実行委員の上映にかける思いを把握しているかとの御質問にお答えします。

直接は聞いておらず、把握しておりません。ただ、西日本新聞によれば、実行委員の上映にか

ける思いとして、子どもたちは、どういう形でも水俣病を知ることが大事で、映画は、いいツールになると思うなどの記事が掲載されておりました。

熊本県は、映画について後援するということがあったが、その理由はどのようなことかとの御質問にお答えします。

熊本県にお聞きしましたところ、公害の原点である水俣病を風化させないことは本県の使命。この映画をきっかけに、国内外の多くの方々が、水俣病に関心を持ち、水俣病の歴史や教訓を深く学んでいただくこと。また、住民の方々の努力により、環境を取り戻してきている今の水俣を知っていただくことも期待しているなどの回答がございました。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をします。

4月に、水俣で、アイリーン・美緒子・スミス氏の講演会がありました。改めてお話を聞きました。ユージンは、水俣に写真を撮りに来るまで、日本では、日立製作所や富士フィルムのコマーシャルに出たりしていた。アイリーンとはニューヨークで出会う。13もの戦場で写真を撮り、沖縄戦での日本の迫撃砲により全身を負傷し、精神的にも肉体的にも不安定であった。ユージン・スミスは、世界でも屈指の写真家であったのですが、その片鱗をアイリーンが語ってくれました。

それは、17歳のときの母へ送った手紙です。悲劇を撮るのではなく、命の活動、真の写真、リアルな写真を撮りたい。そして、戦場から母へ送った手紙には、私の家族である人たちが苦しめられていると送った。続けて、戦争体験は根深く、その後、彼は、人間性の追求、人間の生活の表情などに興味を持ったと語ってくれました。これは紛れもなく、水俣で写真を撮ろうとしたユージン・スミスの姿勢であったかと思います。

そこで、改めてお尋ねをいたします。

ユージン・スミスの写真集が世界に伝えたのは、どんなことであったと思うか。

次に、若い人たちの実行委員会は、アイリーンを通じ、配給会社ロングライドと協議を進め、6月に実行委員会を立ち上げた。8月27日付の西日本新聞に、実行委員会への取材記事が掲載されました。被害者救済運動を牽引した亡き川本輝夫氏の長男、愛一郎さんは、地元の話を聞いた上で、史実に基づき丁寧につくられ、世代を超えたメッセージが込められている。水俣病に距離を置いてきた人にも純粹に見てもらいたい。また、これをきっかけに対話する水俣病にしたいという実行委員会の思いに共感したと言っています。水俣に欠けていたアクティブな動きをつくっていく足がかりにしたい。市民側が映画にアクセスすることでプラスに活用できると信じているとの若い人たちの感想もありました。

私は、このように、若い世代が、水俣病をめぐるさまざまな感情がある中で、映画を前向きに

捉え、一步前に進めたいと思っています。そのことを応援したいと思いますが、市長は、いかが思われますか。それが質問の2番目です。

質問の最後に、熊本県は、公害の原点である水俣病を風化させてはいけない。水俣病の教訓を伝える必要があると、後援の趣旨を言っておられるが、これについて水俣市はどのように思うか。これが3番目の質問です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、1点目と3点目について私のほうからお答えします。

ユージン・スミスの写真集「MINAMATA」は、世界にどのようなことを伝えたのかという御質問でございました。

この写真集「MINAMATA」は、1975年にアメリカで出版されております。この内容につきましては、当時の水俣病をめぐるさまざまな出来事や、患者さんの様子を世界に知らせることになったというふうと考えております。

それから、3点目の熊本県が、映画「MINAMATA」を後援する理由を公表しているけれども、水俣市は、これについてどう思うかとの御質問です。

熊本県が、後援の理由を公表しているのかどうか存じておりませんが、熊本県の判断で決定されたことであり、市から特別に、特段申し上げることはございません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 2点目の質問の映画「MINAMATA」の実行委員会が、前向きに捉え、アクティブな動きをつくっているということだが、それをどう思うか、どう考えているかという御質問でございます。

今後、実行委員会がどのような活動をされるかは存じ上げておりませんが、史実に基づいた水俣病の正しい理解につながっていけばと思っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

私事で大変恐縮ですが、私は、水俣病公式発見の年、出水市の米ノ津で生まれました。その後、両親がチツソの電気工事の関係でしたので、滋賀県の守山市に移住しました。ぬくぬくと育ちました。水俣病の被害のことは全く知りませんでした。

あるとき、大学の先生から1冊の本を手渡され、初めて水俣病のことを知り、驚きました。

ショックのあまり、大学に水俣病を考える会をつくり、仲間と勉強を始めました。水俣湾に流出した水銀がどのように膨大なものであったか。そして、海岸の村々に聞き取りにも入りました。映画に出てくる川本輝夫さんからは、被害者を回る日々のことを聞きました。

強烈に私の胸に残ったのは、ある人の話でした。若集宿で、前の晩、みんなで騒いでいた幼なじみが、朝起きたら死んどった。わか者が次々にやられた。親も倒れ、今思えば、隔離したような感じで家で看病しとった。もう怖くて怖くて、自分は村から出ようと思った。避難せんばいかんって思った。3年間まともな漁ができなかった。私の知らないことばかりでした。

その話の途中で、私は、大学で、土本典昭監督の、映画「水俣－患者さんとその世界－」の上映会をしました。私の大学の4分の1の学生が映画を見ました。全国各地で上映会が行われ、私の大学の後輩もでしたが、後に、あの映画から人生が変わったと言われました。社会福祉へ進む者、生協運動へ進む者、リサイクル・環境の分野に進む人たちの1つの起点となりました。

水俣は、人々に大きな衝撃と、それゆえの人間の美しさ、いとしさを発信してきたのではないかと思います。水俣に行きたいと多くの人々が訪れ、市民との交流も生まれたと思います。同時代を生きた者として、まずは受け止め、これからは、水俣病のようなことが二度と起こらないようにすること、そのことが、私たちの共通の思いではないでしょうか。その意味で、私は、この映画を見たいと思っています。市としては、どのように感じられるでしょうか。それが質問の1番です。

最後に、9月3日の熊日新聞に、主演のジョニー・デップが、映画「MINAMATA」について、オンラインで会見したことが載っています。ベルリン映画祭の会見でも、水俣に行ってみたいと思っていると語っています。水俣の若者も市民も、ジョニー・デップに水俣に来てもらいたい。今の水俣を感じてもらうためにですね。市としては、ジョニー・デップを招くつもりはないか。水俣市が世界に向け発信できるチャンスと思うが、いかがでしょうか。これが質問の2番です。

以上、終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、水俣病のような環境被害を二度と繰り返してはならないというふうに考えるけれども、それについてどう考えるかとの御質問でした。

水俣病のような環境被害を繰り返さないというのは、人類共通の誰もが思っていることだと考えております。

水俣市としましては、これまでも水俣病に関しましては、水俣病資料館から、その思いを積極的に発信してまいったところがございます。

続きまして、ジョニー・デップ氏が、水俣に行ってみたいというふう発言された。また、市民や若い人たちも、水俣に来てもらえないかと考えているんじゃないかというふうなことでございます。それで、招くつもりはないかという質問でございましたけれども、ジョニー・デップ氏が水俣においでになった場合は、歓迎して、現在の水俣の姿をぜひ見ていただきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は 午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時30分 散会

令和3年9月8日

令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月8日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時31分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）
教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）	上下水道局長（金 子 昌 宏 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育総務課長（赤 司 和 弘 君）	

○議事日程 第3号

令和3年9月8日 午前9時30分開議

第1 議会運営委員の選任について

第2 一般質問

- |          |  |
|----------|--|
| 1 平岡 朱君  | 1 大規模風力発電計画について                                  |
|          | 2 誰もが安心して利用できる生理用品の設置について                        |
|          | 3 「ヤングケアラー」への支援の取り組みについて                         |
| 2 杉迫 一樹君 | 1 登下校時にみなくなるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について |
|          | 2 市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備について        |
|          | 3 パラスポーツ振興について                                   |
| 3 高岡 朱美君 | 1 コロナ第5波から命を守る取り組みについて                           |
|          | 2 交通指導員について                                      |
|          | 3 温暖化を生き抜く地域づくりについて                              |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議会運営委員の選任について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩阪雅文議員を委員

に指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩阪雅文議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

---

## 日程第2 一般質問

○議長(牧下恭之君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 皆さん、おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

今年も各地で豪雨災害が発生しています。我が家では、先日、防災用品の見直しを行いました。使用期限が切れていたり、子どもたちの成長に伴い必要なものが変化したり、定期的な見直しが必要だと改めて感じたところです。水俣市でも、あちこちで自然災害に対する不安の声が聞かれます。気候変動の危機を真剣に捉え、地域の自然を守るために、そして、災害が起きてしまう前に自然とどう共生するか、そして今私たちに何ができるのかを考え、行動したいと思えます。

それでは、以下、質問に入ります。

大項目1、大規模風力発電計画について。

①、事業者による説明会はどのような開催状況か。

②、現在、環境影響評価にのっとった手続が進められているが、景観、自然環境、水環境、生態系、文化財など水俣市の環境の現状については、事業者以上に本市自身が多く情報を把握していると思う。本計画に関わる部分の情報については、市からも市民に対し積極的に情報発信すべきと思うがいかがか。

③、水俣市環境基本計画の施策3、低炭素社会の実現の施策区分1、地域における温室効果ガス排出量の削減へのめざす姿はどのように掲げているか。

大項目2、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について。

経済的な理由で生理用品が手に入らない生理の貧困、この問題は近頃広く知られるようになって

てきた言葉です。お昼の情報番組でも特集が組まれるほどになってきました。生理の貧困という  
と、その言葉のイメージで経済的貧困だけが原因だと思われがちですが、決してそうではありま  
せん。例えば、父子家庭で父親には相談しづらい、ネグレクトで生理用品を買ってもらえない、  
自分で買いに行くのも恥ずかしいなど、生理用品が入手できない原因や背景はさまざまです。

トイレにはトイレットペーパーがあるように、生理のある女性が当たり前に生理用品を手に入  
れられるようにしようと、今、世界的な動きが起こっています。スコットランドでは、昨年11  
月、全ての人々が生理用品にアクセスできるようにと、世界で初めて生理用品が無料化され、全  
ての学校のトイレに生理用品のストックが義務づけられました。イングランドやフランス、  
ニュージーランドでは、学生への無料提供が始まっています。日本でも各地で声上がり、政府  
や自治体が動き始めています。

そこで、1つ目の質問です。

①、内閣府の調査によると、生理用品の無料提供など、生理の貧困に係る取り組みを行って  
いる自治体は、7月20日時点で581団体に及んでいるが、経済的な理由などで生理用品の入手が困  
難な方に対し、本市の窓口においても生理用品の無料配布を行う考えはないか。

②、現在、災害時の備蓄品として生理用品はどれくらい備えられているか。

③、小中学校において、急に生理用品が必要になった児童生徒への対応はどのように行ってい  
るか。

④、学校で生理について学ぶ機会はどのように設けられているか。

大項目3、「ヤングケアラー」への支援の取り組みについて。

①、18歳未満の子どもが家族の介護やきょうだいの世話を担うヤングケアラーについては、本  
市でもまずは実態調査を検討されてはどうかと思うがいかがか。

②、ヤングケアラーについての相談窓口を設置されてはどうかと思うがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、大規模風力発電計画については私から、誰もが安心して利用できる生理用品の設置につ  
いては福祉環境部長と教育長から、ヤングケアラーへの支援の取り組みについては福祉環境部長  
から、それぞれお答えします。

初めに、大規模風力発電計画についてお答えします。

事業者による説明会は、どのような開催状況かとの御質問にお答えします。

まず、環境アセスメントの最初の段階である計画段階環境配慮書の手続において、事業者の説明会を開催する法的義務はありませんが、水俣市内で風力発電事業を計画している事業者3社のうち、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社と日本風力サービス株式会社は、市民団体の求めに応じてそれぞれ1回ずつ独自に説明会を開催しております。もう一社の電源開発株式会社も、全市民対象の独自説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

配慮書の手続終了後、次の段階である環境影響評価方法書の手続に入りますが、この段階における説明会開催は法的に義務づけられており、原則として方法書縦覧中に開催しなければなりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で3社とも縦覧期間中に開催できない状況となりました。これは法的に説明会開催を断念するやむを得ない事由に該当しますが、電源開発株式会社は、コロナが小康状態であった本年4月から5月にかけて、独自説明会を7回に分けて開催いたしました。他の2社も独自説明会を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況悪化のため、現在、延期になっております。

次に、現在、環境影響評価にのっとった手続が進められているが、景観、自然環境、水環境、生態系、文化財など水俣市の環境の現状については、事業者以上に本市自身が多くの情報を把握していると思う。本計画に関わる部分の情報については、市からも市民に対し積極的に情報発信すべきと思うかがかとの御質問にお答えします。

市としましては、本計画に関わらず、水俣市環境白書の中で、景観、自然環境、水環境、動植物、文化財などについて記載し、市ホームページに掲載するなど、本市の環境の現状を日頃から情報発信しているところです。

次に、水俣市環境基本計画の施策3、低炭素社会の実現の施策区分1、地域における温室効果ガス排出量の削減へのめざす姿はどのように掲げてあるかとの御質問にお答えします。

第3次水俣市環境基本計画における施策3の施策区分1で掲げている本市がめざす姿は、再生可能エネルギーが効率的に活用され、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。農林水産物の地産地消が推進されています。再造林事業が促進されています。誰もが気軽に、みなくるバス、乗合タクシーなどの市内公共交通機関を利用しています、と記載してあります。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 コロナ禍で説明会の開催ができていない事業所もあるということでしたが、水俣に計画中のこれだけ大規模な事業について、まずはその内容を知ることが、住民にとっては必要不可欠かと思えます。近頃はさまざまな形で、コロナ禍における学習会、講演会なども実施されるようになってきました。事業者に対し、感染対策について工夫をしつつ、説明会の開催ができないか求めていただければと思います。

また、昨今、異常気象により全国各地で自然災害が多発しています。今年7月、静岡県熱海市で発生した土石流は甚大な被害をもたらしました。各地で繰り返される規制なき土地開発により深刻な被害が発生し、年々大雨のたびに警戒感は強まっています。今年6月、水俣市の危機管理監がお話しされる防災学習会に参加いたしました。災害時の対応について学び、水俣市のハザードマップなどについてもいま一度確認することができ、大変有意義な学習会でした。水俣市の地形の特徴、市内の危険箇所はどこかなど、市が把握している情報はどんどん発信をしていただくことが市民の命を守る行動へとつながります。

1回目の質問で、市民に対しては環境白書やホームページで日頃から情報発信しているとのことでしたが、本計画に関わる部分での情報となった場合、なかなか市民には分かりづらいものではないかと思えます。計画中の風力発電事業は大変大規模なものです。具体的に、どの場所に何基建つのか現時点で分からないにせよ、計画されている事業が風車の立地場所だけではなく、建設に伴う管理用道路の整備なども含めて災害を誘発するおそれも考えられます。

そこで、1つ目の質問です。

森林開発を伴う本事業により、災害発生の可能性があるかもしれないということを、市民は大変心配しています。市民の命や生活環境を守るために、防災対策の観点からもこの計画について、市としてもっと積極的に関わり、厳しい目でチェックすべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、2点目の質問です。

今年3月議会で、本市で計画されている風力発電事業で発電された電気は、事業者による売電での収益を目的として計画されており、本市の市民が直接利用できるものではないとのことでしたが、つまり、水俣市のエネルギーとして活用できるものではなく、水俣市環境基本計画との整合性は取れないと考えますが、いかがでしょうか。

質問は、以上2点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員、2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございまして、1点目が森林開発に伴う災害発生の可能性があるかもしれない、そういったことを市民の方々が心配をされているので、防災の観点からも厳しい目でチェックをすべきと考えるのがいかにかという御質問でございますが、防災対策は極めて重要であり、常に市政運営の念頭に置いております。市のチェック体制につきましては、事業者から県へ環境アセスメントや林地開発許可申請が行われる際、土砂の流出または崩壊、水害等の発生の可能性につきまして慎重にチェックをして、県に意見書を提出しております。

また、これに加えて、水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに

基づいて、事業者との協議を考えております。

現在も、再生可能エネルギー発電事業に係る工事に際しましては、災害発生のおそれがある場合は直ちに現場を調査いたしまして、事業者に対して具体的な改善策の実施を強く要請しております。

2点目の、この風力発電事業の中身は、売電で収益を目的として計画をされており、水俣市に直接利用できるものではない。水俣市の環境基本計画との整合性が取れないのではないかという御質問でございます。

本市で計画されている風力発電事業で発電された電気は、電力会社に売電される予定であります。再生可能エネルギー由来のものとして、電力会社の電源機構の一部となります。その電気は、全てが水俣市内で直接利用されるものではなく、電力会社と契約をした需要家へ供給されることとなりますけれども、再生可能エネルギー由来の電気として活用され、温室効果ガス排出量の削減が推進されるという点におきましては、本市で掲げますめざす姿との整合性は取れているというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 再生可能エネルギーは本来、その地域固有の資源であり、その地域の住民の利益につながるべきものです。熊本県では、熊本の豊かな自然の恵みを県民自らが受け取る仕組みとして、くまもと県民発電所構想が進められています。梶山経産大臣も、今年6月の参議院経済産業委員会の中で、地域における再エネの地産地消はレジリエンスの向上にも資することから重要との発言をされています。水俣市環境基本計画の施策3、現状の欄にも、再生可能エネルギーは災害時、緊急時の自立型、地域分散型のエネルギーとしても期待されておりとあるように、地産地消型のエネルギーは災害時での活用も期待できると言えます。

そこで、1点目の質問です。

水俣市は昨年、J F E エンジニアリング株式会社、J N C 株式会社と三者協定を結んでいます。その協定について示す各社のホームページ上に、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むとありますが、地産地消を含めた再生可能エネルギーを活用したまちづくりについて、市長はどのような考えをお持ちかお聞かせください。これが1点目です。

そして、最後の質問です。

水俣市環境基本計画は、水俣市環境基本条例に基づき策定されています。その環境基本条例の第1条には、このように記載されています。この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため

に、途中省略いたしますが、良好な自然環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとするがあります。

先ほどの答弁で、計画中の風力発電事業は水俣市環境基本計画との整合性は取れているとのことでした。確かに、風力発電で生み出された電気は、再生可能エネルギー由来としての電気です。しかし、計画中の風力発電事業は、事業者による売電での収益を目的として計画がされると答弁があったように、水俣の資源を使って生み出した電気を売電し、市外の事業者が収益を上げるとのことです。このことが果たして本当に水俣市環境基本計画に掲げる、水俣市がめざす姿として整合性が取れているものなのかどうか、私は疑問を感じざるを得ません。

市民の中には、本計画による自然環境の破壊、そこからつながる土砂災害の危険性について本当に不安に感じている方もおられます。

最後に2点お伺いします。

この大規模風力発電計画について、現段階において市長はどうお考えか、また、市民のこのような不安に対し、どう対応していかれるおつもりかお聞かせください。

質問は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、J F EエンジニアリングとJ N Cとの三者協定を結んでいるけれども、このエネルギーの地産地消を推進するということについて、私がどういう考えを持っているかということでございます。

本市とJ F Eエンジニアリング株式会社及びJ N C株式会社と締結いたしました協定は、市の公共施設を対象にCO<sub>2</sub>排出量や電力料金の低減を目的として締結をしたものでございます。この公共施設を対象とした協定の範囲の拡充は考えておりませんが、温室効果ガスを削減するという目的に向け、またSDGsの考え方に基づいて、持続可能な地域社会づくりのために引き続き再生可能エネルギーを活用した取り組みを進めてまいりたいと考えております。その取り組みの中で、エネルギーの地産地消につきましても議論していなければいけないというふうに考えております。

それから2点目の、この風力発電について現時点でどう考えているのかという御質問でございますけれども、先ほども答弁で申し上げましたけれども、この計画につきましては、基本的にやはり住民の皆様にしかりと説明をしていただくということが重要だというふうに私も考えております。

それと、これに対してどう対応していくのかという御質問でございますけれども、これも今申し上げましたように、住民の皆様方に丁寧に対応していただくとともに、我々市としましても、

そういったところでいろんな声がありましたならば、現地を確認する、そして事業者に対して意見を申していくというようなことも、今後やっていかなければいけないことだというふうには考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、誰もが安心して利用できる生理用品の設置につきまして、①と②につきまして順次お答えを申し上げます。

まず、内閣府の調査によると、生理用品の無料提供など生理の貧困に係る取り組みを行っている自治体が、7月20日時点で581団体に及んでいるが、経済的な理由などで生理用品の入手が困難な方に対し、本市の窓口においても生理用品の無料配布を行う考えはないかとの御質問についてお答えをいたします。

本市の窓口につきましては、現時点におきまして生理用品の無料配布を行う予定はありませんけれども、今後の動向や必要性については十分注視してまいりたいと考えております。

次に、現在、災害時の備蓄についての生理用品はどのくらい蓄えられているかとの御質問についてお答えをいたします。

現在、本市が災害時に備え備蓄しております生理用品は2,688枚でございます。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校において、急に生理用品が必要になった児童生徒への対応はどのように行っているかとの御質問についてお答えします。

市内の小中学校全てにおいて、生理用品は保健室に配置しており、児童生徒からの相談を受けて提供するなどしております。

次に、学校で生理について学ぶ機会はどのように設けられているかとの御質問にお答えします。

授業において、小学校では4年生の保健の学習で、思春期の体の変化や、射精や月経の仕組みについて学習します。中学校では、1年生の保健体育で生殖機能の発達、射精や月経、妊娠が可能になること、異性への尊重や性情報への対処について学習します。また、集団宿泊教室や修学旅行等の事前指導として、小中学校ともに女子に対する月経の準備や手当てについての指導を行っております。その他の学ぶ機会としましては、保健室来室時に相談があった場合や、児童生

徒の発達・発育段階に応じた個別の相談や指導を行っております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 現時点で、無料配布は検討されていないとのことでしたが、内閣府は今年3月、地域女性活躍推進交付金の拡充を行いました。内閣府のホームページには、女性や女の子たちへの寄り添った相談支援の一環として、生理用品の提供を行うことを可能にしましたとあり、生理の貧困に係る各自治体の取り組みにおける工夫と効果まで紹介されています。

そこで、1つ目の質問ですが、生理用品の設置について、水俣市でも国の地域女性活躍推進交付金を利用してサポートを行うことはできないでしょうか。また、毎月の生理は大体の周期や期間は決まっていますが、それは本当に人それぞれです。経血がいつ、どのタイミングで出てくるかは分からないので、幾ら備えていても急な生理に困ったという女性は少なくないと思います。結婚式場や居酒屋さんなどで設置されていることもあります。やはり安心感が違います。そして、実際に助けられたという経験もあります。それこそ人それぞれですが、バッグの中や車の中に備えていたとしても、それを毎回トイレのたびに携帯しているわけではありません。

2点目の質問ですが、もしものときのために、そして経済的に困りの方が安心して利用できるように、公共施設のトイレに生理用品の設置を検討していただけないでしょうか。

そして、3点目に、先ほどお答えいただいた、水俣市が備蓄している生理用品についてですが、その使用期限はいつまでか、また、使用期限が過ぎた生理用品はどうするおつもりか教えてください。

ここからは、学校における対応についてお尋ねします。

4点目の質問です。

生理用品の保健室での提供についてですが、返却が必要な学校はあるか。もしあるとすれば、市内の学校において返却しなくてもいい学校と、返却が必要な学校と、対応の差が生じてしまいます。どの学校でも返却不要との統一した対応を取っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

今、全国各地の学校で、生理用品をトイレの個室に設置する取り組みが広がっています。トイレ内での設置方法は、実にさまざまです。巾着袋に入れての設置、籠に並べての設置、中には、複数の引き出しがついている棚を設置して、昼用のナプキン、夜用のナプキン、また、持ち帰り用の封筒をそれぞれ分類して設置している学校もあります。どの学校でもメッセージカードが備えられており、そこには、急に生理が始まった、ナプキンが足りなくなってしまった、うっかりナプキンを忘れてしまったなど、必要な人は自由に取ってくださいねなど、イラスト入りのメッセージが添えられています。学校での生理に困ったという子どもたちが、大変安心できる取り組みだと感じます。

水俣市では、急な生理の場合、保健室に行けば提供してもらえとのことでしたが、一体どれだけの子どもたちが実際、保健室に行って、自分の困ったを伝えることができるでしょうか。水俣市の子どもたちの現状としては、ランドセルやかばんに入れてきたナプキンがあったとしても、そのナプキンをポケットに入れることすら恥ずかしくてできない、忘れたときは友達に借りる、トイレに生理用品を持っていくことが恥ずかしいから、学校ではナプキンは交換しない、そして実際に保健室には恥ずかしくて行けないという子がいます。中には、保健室に借りに行き、授業に遅れてしまい、男性の担任の先生に遅れた理由を聞かれ、答えられなかったという児童もいました。このような現状から、保健室だけの対応では不十分だと感じます。

また、今年4月14日、文部科学省からの地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進についてという通知が出されています。その通知の中で、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、保健室等の手にとりやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や設置場所の配置場所等の工夫などを御検討いただきたいとしています。

このような文部科学省からの通知や子どもたちの現状を踏まえ、5点目の質問です。生理用品を、保健室だけでなくトイレ内の個室にも設置してもらえないでしょうか。

そして、6点目の質問です。

日本では、まだまだ生理をタブー視する風潮があります。そもそも生理は命が誕生するための準備であり、男性も女性も多様な性の方も、全ての人は生理から命が始まっています。決して女性だけの問題ではないと思います。女性は、初潮を迎えてから40年ぐらい生理が続くとすると、一生のうちに6年を超える期間、生理と付き合うことになります。それに加えて、症状に個人差はありますが、生理期間前後にかけては腹痛や頭痛、ひどい眠気、いらいらするなどの体と心の不調にも悩まされます。例えば、ここにおられる男性の中で、パートナーさんや娘さんから、生理用品を買ってきてほしいと頼まれた際、実際に買いに行けるという方がどれだけいらっしゃるでしょうか。子どもに限った話ではなく、生理について女性だけではなくみんな理解する、生理をタブー視しない社会にしていくために、まずは教育の場で生理に対する理解が進むことが必要かと感じています。そこで、体の仕組みとしてだけでなく、生理についてさらに学べる機会を、男の子にも設けていただくよう検討していただけないでしょうか。

質問は、以上6点です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 議員2回目の質問でございます。

私のほうからは、1点目、2点目、3点目につきまして御答弁を申し上げます。

まず、生理用品の設置につきまして、国の地域女性活躍推進交付金の利用、これができないか

というふうな御質問についてお答えを申し上げます。

6月の議会の答弁でお答えしましたとおり、現在のところ、生理用品の支援につきましては行いう予定はないことから、この交付金の活用は予定をしておりません。

さらに、公共施設のトイレに生理用品の設置を検討してはどうかというふうな御質問でございます。現在のところ、公共施設のトイレに生理用品の設置をする予定はございません。先ほども答弁で申し上げましたとおり、今後の動向や必要性については十分注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございます。現在、備蓄しております生理用品の使用期限はいつまでかというふうな点と、使用期限が過ぎたものについてはどうするつもりかというふうな御質問でございます。

本市が備蓄しております生理用品につきましては、使用期限の記載がないために、製造メーカーに問い合わせましたところ、製造年月から3年以内に使用するよう推奨しているというふうなことでございました。本市で購入し備蓄しております生理用品2,688枚のうち、利用推奨期限が令和元年12月までのものが896枚、令和2年12月までのものが896枚、令和4年2月までのものが896枚ございます。製造メーカーによりますと、使用推奨期限が3年以上過ぎてもすぐに使用ができなくなるわけではないということでしたので、災害時の備蓄品としての保管は継続したいと考えております。来年度以降に備蓄品の更新を計画しておりまして、生理用品について更新を行う場合には、古いものを破棄するのではなく、有効活用する方法を検討してまいります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問のうち、4点目から6点目までの質問にお答えいたします。

まず4点目なんですけども、生理用品の保健室での提供について返却が必要な学校はあるか、あるとすれば返却不要との統一对応を取っていただけないかという御質問でした。

生理用品の提供につきましては、市内小中学校のうち2校は返却を必要としております。生理用品の返却につきましては、生理用品は自分の体調に気をつけて、自分で準備するものであること、保健室での提供は急な体調の変化などに対して貸し出すもので、借りたものは返さなければならないことといった意識を育成するため、各学校の状況に応じて実施しているものでございます。生理用品の準備が経済的に難しいという声は今のところありませんけども、経済的な問題については関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

5点目ですけども、生理用品をトイレ内の個室に設置してもらえないかという御質問でした。

各小中学校におきまして、生理用品を保健室に配置している理由の1つに、児童生徒の相談を受け、対話の中で体調や生活状況を確認し、保健指導にもつなげるという意味合いもあります。トイレに常備をした場合、児童生徒の状況も把握しにくくなり、一人一人の課題に応じた対応が

難しくなることも考えられます。また、衛生面の課題もありますので、現状の対応が適切であると考えております。しかし、児童生徒が抱えるさまざまな課題を解決できるような取り組みを進める必要はあると認識しております。今後も引き続き児童生徒の置かれた多様な環境などに配慮しながら、日常的な児童生徒の様子の把握やきめ細かな対応に努めてまいります。

6点目ですけれども、生理について男子にも学べる機会を設けるよう検討を進めてほしいという御質問でした。

学習指導要領におきまして、小学校では中学年の保健で思春期の体の変化や、射精や月経の仕組み等について、中学校では保健体育で生殖機能の発達、射精や月経、妊娠が可能になること、異性への尊重や性情報への対処等について学習することとなっており、いずれも発達の段階を踏まえることや保護者の理解を得ることに配慮することが重要とされております。本市小中学校においては、さきに答弁しましたとおり、学習指導要領にのっとり、男女ともに小学校4年生、中学校1年生で適切に学習しているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 災害用の備蓄品の生理用品については、更新の際、お困りの方への無料配布も含めて、ぜひ有効活用をお願いしたいと思います。

また、今後の動向や必要性について注視していただくことは大変大事なことなのですが、今回の質問は、政府や世間の動向を見て、今既に困っている水俣市の小中学生の声を聞いて、女性たちの声を聞いて、必要性を感じたからこそ取り上げた問題です。例えば、先ほど、活用は予定していないと言われた交付金ですが、この交付金、初めは生理用品の提供は含まれていませんでした。しかし、各女性団体が声を上げ、その声を世論が後押しし、厚生労働委員会では超党派でこのことを取り上げたことで政府が動き、生理用品の提供が追加となりました。また、交付金の中の文言が女性用品という表現になっているのは、ナプキンだけでなく、サニタリーショーツなど幅広い対応ができるための配慮です。

保健室への生理用品の返却についてですが、どんなに自分の体調に気をつけていても、生理は急に來ることだってあります。生理が始まったばかりの子どもたちは、特に不定期です。四六時中ナプキンを持ち歩くわけにはいきません。だからこそ、各地の学校で子どもたちに配慮する取り組みが起きているんです。借りたものを返さなければならないといった意識の育成が本当に必要だとすれば、返却が必要な市内の2つの学校だけでよいのでしょうか。そこも疑問です。それに、生理用品の準備が経済的に難しいという声は、今のところ上がってきていないとのことでしたが、ただでさえ声が上がりにくい問題だからこそ、もっときめ細やかな対応が必要なのではないのでしょうか。各地で生理用品の配布をきっかけに、必要な支援につながったという例が幾つも

あります。

水俣市でも、実際に、トイレットペーパーを丸めて代用しているというケースもあります。トイレの個室への設置については、衛生面での課題もあげられましたが、では、トイレットペーパーは衛生面として課題ではないのでしょうか。個装されている生理用品のほうが、よっぽど衛生的だと思います。そして、学校ではナプキンを交換しない、トイレットペーパーを丸めて、それを代用して使っている、このような子どもたちの現状のほうが、よっぽど衛生面の課題があるのではないのでしょうか。

そもそも、生理は身体的な負担だけではなく、経済的にも女性だけが負担を強いられます。だからこそ、コロナ禍で経済的な状況や家庭環境が変わる中で、政府は交付金も活用できるよう動き出したんです。少なくとも、返却が必要な2つの学校については、ほかの学校と同じように返却不要にしていだけるよう御検討いただきたいと思います。

娘さんを持つ、あるお母さんがこんなことを言われました。子どもたちが学校でも安心してナプキンの交換ができるように、トイレの個室に設置してもらえるのが一番いい、水俣市にはいち早くこのことに取り組んでもらって、ほかの自治体のお手本になってもらえたらいいのになど。私も本当にそう思います。

最後に1点質問いたします。

水俣市は、SDGs 未来都市を宣言しています。SDGs のゴール目標5に掲げるジェンダー平等の実現達成のためにも、水俣市だからこそさらに積極的に生理用品の問題に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前向きな答弁を期待いたしまして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

水俣市では、さらに積極的に生理用品の問題に取り組んでいただきたいというふうな御質問でしたけども、教育委員会の立場としてお答えいたしますけども、生理用品の問題も含めて、児童生徒が抱える問題に対しては児童生徒の置かれた多様な環境などに配慮しながら、日常的な児童生徒の様子やきめ細かな対応に努め、経済的に支援が必要であれば関係機関と連携を図りながら、教育と支援の両面から取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、ヤングケアラーへの支援の取り組みについて答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、ヤングケアラーへの支援の取り組みについて、順次お答

えをいたします。

まず、18歳未満の子どもが家族の介護やきょうだいの世話を担うヤングケアラーについて、本市でもまずは実態調査を検討されてはどうかと思うが、いかがかとの質問にお答えをいたします。

熊本県の子ども家庭福祉課と学校安全安心推進課が連名で、県内に所在する中学校及び高等学校、そして抽出ではありますけれども、20校程度の小学校を対象に、学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査を実施しています。また、県内に所在をする学校の中学2年生及び高校2年生全員を対象に、中高生の生活実態に関するアンケート調査を9月1日から実施しています。本市におきましても、対象となる小中学校の調査結果を参考とさせていただきたいと考えております。なお、本市独自のヤングケアラーについての調査は予定しておりませんが、社会福祉協議会等において、高齢者介護、病気や障がいのある家庭の看護や介助、子ども子育て等の介護者について、今年度対象者を抽出して調査を予定していると聞いております。

次に、ヤングケアラーについての相談窓口を設置されてはどうかと思うが、いかがかとの御質問にお答えをいたします。

ヤングケアラーを含む児童相談において、福祉課で4月に設置をしました、よりそいサポートセンターの窓口で受け付けております。なお、児童については、学校等での相談もあると思われるので、教育委員会と連携を図りながら支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 本市でも今後、熊本県が進めているアンケート調査を参考にされているとのことでしたが、今年4月、厚労省と文部科学省がヤングケアラーの実態調査を公表しています。調査によると、公立中学2年生の5.7%、約17人に1人、公立全日制高校2年生の4.1%、約24人に1人が、世話をしている家族がいると回答しています。つまり、ヤングケアラーはクラスに1人から2人の割合でいるという計算です。しかし、その中でヤングケアラーと自覚している子どもは2%にとどまり、ヤングケアラーという言葉聞いたことがないという回答も8割を超えます。

このヤングケアラーという言葉、私は今年に入ってから耳にしましたが、中身を知ると、私自身も当事者であったことに気づきました。私は事情があり、祖母と2人で暮らしていたのですが、私が16歳の頃、祖母の体調が急激に悪くなりました。高校に通いながら、朝食と自分のお弁当と祖母の昼食の準備をし、部活を終え帰宅後、残りの家事と祖母の身体的介護、そしてその後、学校の宿題に取りかかるという生活でした。睡眠時間もなかなか確保できず、ある日突然、体と心が悲鳴を上げました。幸い、学校にいる時間でしたので、友人や担任の先生が異変に気づき、離れて暮らす家族に事情を伝えることができました。その後、訪問看護師や家族の助けを得ながらの生活に切り替わりました。

このように、私の場合は助けを求めればすぐにサポートしてくれる家族がいて、そのほかの支援についてもすぐにつながれるという状況にありました。しかし、助けを求めるという発想そのものがありませんでした。家庭内のことなので、そのことをほかの人にサポートしてもらおうという発想には至りませんでした。

ヤングケアラーの背景はさまざまです。事情により助けを求められないというパターンもあるかと思います。先ほど紹介した国の調査でも、世話をする家族がいると答えた子どもの過半数が、相談した経験がないと回答しています。本市の相談窓口は、よりよいサポートセンターが担うとのことですが、ヤングケアラー自身のケアラーとしての自覚がない場合も多いので、子どもだけではなかなか窓口へアクセスできない現状もあるかと思います。また、子どもたちが抱えていることは、その内容も背景もそれぞれ違います。窓口へ相談した結果、その後の対応でさらに傷ついてしまうということも考えられます。まずは、自分の困り事を安心して話せる環境が必要だと感じています。

先ほど答弁にもありましたように、学校等での相談もあるかと思います。ヤングケアラーがいるかもしれない、何かに困り、1人で抱え込んでいる子どもがいるかもしれないといった、大人側の意識が本当に重要になってきます。今後、支援の取り組みを進めるためには、まずはヤングケアラーについて理解を深めることが必要だと考えます。

そこで、1点だけ質問いたします。

ヤングケアラーについて、市の職員、また学校の先生の理解を深めるための取り組みを実施していただけないでしょうか。

以上、1点です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） ヤングケアラー問題につきましては、子どもの教育を受ける権利の確保や健全育成の観点から、非常に重要な課題であると認識しております。したがって、市職員や教職員のみならず、広く市民全体に認識されるべき事柄というふうに認識しております。つきましては、先ほどお答えをしました各種調査の結果による現状把握を行いました上で、具体的施策として市の広報紙やホームページ等で周知広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 答弁いただきましたように、子どもの権利の観点からも重要な課題であると私も感じています。

埼玉県では今年3月、全国で初めてケアラーの支援条例が制定されました。埼玉県のこの条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とした

条例です。本市でも、ヤングケアラーに限らず様々なケアラーへの本気の支援の取り組みに期待いたしまして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、おはようございます。無限21の杉迫一樹です。

私は今月21日で、車椅子歴22年になります。これからも今の状態が続くと思いますが、先日、朗報がありました。i P S細胞による脊髄損傷患者への臨床治験が始まるとのことです。治験の対象は18歳以上で、受傷後2週間から4週間以内の急性期とされており、22年選手の私には今は当てはまりませんが、今後の再生医療の進歩に期待しています。

さて、先日、東京パラリンピックが閉会しましたが、開会式の選手入場の際に、アナウンサーから選手の生い立ちや障がいの理由説明をされており、その中ではとすることがありました。紹介の中で、内戦が続く国にあって兵士として戦地に赴き、銃弾を受けたことによる四肢の切断であったり、戦争が終わったとされている地域にて放置された地雷を踏み、両足を失った選手もいることが紹介されていました。

私の祖父も、さきの戦争でビルマにて戦闘機の銃弾を右手に受け、右腕を失っていたことを思い出しました。戦争関連での受傷もあると再認識したと同時に、忘れていたことにも身の縮む思いがしました。戦争の経験こそありませんが、やはり戦争はしてはいけない。戦争は傷痕しか残さないんだと強く思いました。また、戦争を伝えてくれる諸先輩方の話を胸に残し続けたいと思いました。

それでは、通告にしがいまして質問をします。

1、登下校時にみなくるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について。

- ①、現在運用しているスクールバスは何台か。
- ②、スクールバスは児童生徒の登下校、休日の部活動等の教育活動以外での運用はあるか。
- ③、みなくるバスを登下校に利用している児童生徒は現在何名いるか。
- ④、みなくるバスを登下校に利用している児童生徒に対しての運賃の助成制度とはどのような

内容か。また、助成内容の中で対象にならなかった児童生徒はこれまでいたか。

2、市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備について。

①、市内小中学校それぞれの校舎等の建設年度及び主な改修年度はいつだったか。

②、各校舎体育館の改修・修繕が必要な箇所についてはどのように把握しているか。

③、避難所に指定されている学校の設備等に関して、住民等からはどのような意見、要望があったか。

④、これまで市内小中学校に通学した、障がいのある児童生徒の保護者等からどのような要望があり、それを受けてどのような合理的配慮及び設備を整えた事例があるか。また、その財源は何であったか。

3、パラスポーツ振興について。

①、市長は、パラスポーツに対してどのような印象・イメージを持っているのか。

②、本市でこれまでパラスポーツに関連するイベント等を行った実績があるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、登下校時にみなくるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について、及び市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備については教育長から、パラスポーツ振興については私から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 登下校時に、みなくるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、登下校時にみなくるバスの利用が必要な児童生徒の状況改善及びスクールバスの有効活用等について、順次お答えします。

まず、現在運用しているスクールバスは何台かとの御質問にお答えします。

本市のスクールバスは、学校の再編成等に伴い遠距離通学となった児童生徒のために導入したもので、現在7台のスクールバスを運用しております。

次に、スクールバスは児童生徒の登下校、休日の部活動等の教育活動以外での運用はあるかとの御質問にお答えします。

本市のスクールバスは、水俣市スクールバス運行管理規程に基づき、児童生徒の通学及び学校教育活動の安全利便のために運行しておりますが、この使用を妨げない範囲で一般住民が利用することができることとしております。スクールバスの一般住民利用が可能な路線と区間は、越小場線の越小場から愛林館、桜野上場線の桜野上場から湯出下村、石坂川線の石飛から荒平の区間となっており、児童生徒が登校時に利用する当校便と、昼間の時間帯に運行している臨時便を利用できます。利用できる方は、スクールバスが運行する地区に居住する住民で、事前に利用登録をしていただく必要がありますが、無料で利用できます。このように、みなくるバス等が運行していない地域において、スクールバスが住民の交通手段となっております。

次に、みなくるバスを登下校に利用している児童生徒は現在何名いるかとの御質問にお答えします。

みなくるバスを登下校に利用しているのは小学校児童のみで、茂道・湯の鶴線で3名、木白野・梅戸港線で3名、合計6名の児童が利用しております。

次に、みなくるバスを登下校に利用している児童生徒に対しての運賃の助成制度とはどのような内容か、また、助成内容の中で対象にならなかった児童生徒はこれまでいたかとの御質問にお答えします。

本市では、水俣市立小中学校通学費助成金交付要綱に基づき、遠距離通学をしている児童生徒の保護者が負担する通学に要する経費を助成しております。助成金対象者の主な要件としましては、自宅から学校までの通学路の通学距離が、小学校は片道4キロメートル以上、中学校は片道6キロメートル以上の児童生徒の保護者としており、利用する交通手段に応じて助成を行っております。公共交通機関のみなくるバスを利用する場合は、通学に要する定期乗車券の額の半額程度を助成しております。

この通学費助成金は毎年度、児童生徒の保護者に各小中学校を通じて教育委員会に申請していただき、助成を行っております。これまで申請があった方で対象とならなかった児童生徒はおりません。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 住民の方より御意見もあり、スクールバスが登下校以外でどのように活用されているのか、有効利用ができないか考えていました。乗合タクシーでは、一番便数が多い地域が猿郷団地、白浜団地の便で、その他の地域は朝昼それぞれ1便がほとんどでした。みなくるバスは、

高齢者は無償化になりましたが、白浜、猿郷の住民はみなくるバスの路線にないため、無償化されていない乗合タクシーを利用しています。高齢者の方からは、都合が合わない場合は通常のタクシーを利用しなくてはならず、タクシー券を利用するものの、半年もたたずにタクシー券を使い切ってしまうと話しておりました。住民より多々の不満の声を聞いていますので、何かしらの改善を検討いただけたらと思います。人それぞれの都合はあるかと思いますが、高齢者の中には、午前中に訪問ヘルパー利用をされている方が多く、昼からしか外出ができない方もおられるようです。免許を返納された方に対しても考えなければなりません。

スクールバスの一般の利用について1つ目の質問です。

スクールバスを一般利用として運行している3路線の利用状況はどうなっているのか。

次に、登下校にみなくるバスを利用する児童生徒についてですが、小学生では片道4キロ以上、中学生では片道6キロ以上が助成の対象であることが分かりました。また、みなくるバスを利用しているのは、現在、小学生のみの6人で少数でした。以前、みなくるバスを利用している児童の保護者からお聞きした話ですけれども、私の子どもは、みなくるバスで通っているけれども、助成の対象になっていないとの御意見がありました。また、この方と同じ地域で助成を受けられている家庭があることもお聞きしています。つまり、同じ地域にあっても、距離によっては助成を受けられる家庭とそうでない家庭があったということです。

これは、今後も別の地域でも起こり得る話ではないかと思います。特に、微妙な距離の地域では、近隣での不平不満を生みやすいのではと思います。現時点では対象にならない児童はいないかもしれませんが、今後のことを考えても少子化が進んでいる状況です。みなくるバスを利用する児童数が微増することはあったとしても、急激な増加は考えにくく、これまで手出しのあった少数の児童に助成をすることは、特段、市の大きな負担にはならないと考えます。

そこで、2つ目の質問です。

みなくるバスを登下校に利用しなければならない児童数の少なさを鑑み、距離による助成の取り決めに廃止し、みなくるバスを利用する全ての児童への通学費助成はできないか。

次に、3つ目は、みなくるバスを利用する児童は、助成があっても手出しがある児童や、距離により対象にならない場合があります。このような不公平感を取り除くため、今後みなくるバスを通学に利用する少数の児童全員への無料化を検討できないか。

以上、2回目は3点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目ですけれども、スクールバスを一般利用として運用している越小場線、桜野上場線、石坂川線の3路線の住民の利用状況はどうなっているかとの御質問でした。

今年度、スクールバスの一般利用状況につきましては、越小場線、桜野上場線、石坂川線の3路線で、4月が116名、5月が99名、6月が155名、7月が119名の利用となっております。

2点目ですけれども、みなくるバスを利用する児童の少なさから、距離による助成の取り組みを廃止して、みなくるバスを利用する全ての児童生徒の通学費助成はできないかという御質問でした。

通学費助成制度は、市内の全域の遠距離通学児童についての支援を行うもので、支援を要する遠距離通学の範囲や一定の判断基準は必要であると考えております。本市の通学費助成金の要件である通学距離が、小学校片道4キロメートル、中学校片道6キロメートルは、国が示している通学距離の基準で、これを超えるものが遠距離通学とされております。この基準内においては、助成の必要はないと考えており、通学距離による助成の要件を廃止することは考えておりません。

3点目ですけれども、スクールバスが無料であって、みなくるバスを利用する児童は助成があっても手出しがあるとか、また距離によって対象にならない場合がある。このような不公平感を取り除くために、みなくるバスを通学に利用する児童全員への無料化を検討できないかという御質問でした。

スクールバスは、主に学校再編成等に伴い、やむなく遠距離通学しなければならなかった地域の児童生徒のために運行しているものです。一方、みなくるバスを利用する遠距離通学児童は、従来からの通学区域の中で遠距離に当たるもので、この点にスクールバス利用との違いがあります。なお、遠距離通学費助成制度は、学校再編成に伴うスクールバス導入を機に開始したもので、現在のところ、遠距離通学支援のあり方については適当であると考えており、みなくるバスの児童への無料化は考えておりません。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

みなくるバスを利用する児童数は6名と少数でしたので、利用する児童への助成の拡大、無料化はできなくもないと考えておりましたが、考えていないとの答弁でした。今後、距離による助成対象外の子どもも出てくる可能性を考えますと残念に思いますが、これについて1つ目の質問です。

助成対象距離に満たない児童がいた場合、スクールバスの運行を当該児童宅の近所まで延ばすことはできないのか。

次に、スクールバス3路線の一般利用状況は、特に石坂川線の利用が少ないようですので、市報などでの呼びかけも考えていただければと思います。その他、スクールバス通学で小中学生が

乗り合わせることがある地域では、下校に関して中学生は部活動の時間調整など不都合なことがあるようです。また、スクールバスを1台増やすことで送迎の幅を広げることも考えられます。

これについて、続けて2点質問します。

2つ目は、登下校以外の時間に待機しているスクールバス4台から一般利用として1、2台ほど増やし、現在利用中の3路線以外の地域への一般利用化はできないのか。

3つ目は、ワゴンタイプのスクールバスがもう1台あれば臨機応変な利用ができ、幅広い活用ができるようになると考えられるが、導入を検討できないか。

以上3点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目ですけれども、スクールバスの運行を、みなくるバス通学助成費の対象距離に満たない児童がいた場合に、当該児童宅の近所まで延ばすことはできないかという御質問でした。

先ほども申し上げましたとおり、本市の通学費助成金の要件である通学距離が、小学校片道4キロメートル、中学校片道6キロメートルは、国が示している通学距離の基準を踏まえた要件として適当なものと考えております。また、スクールバスの運行路線は、学校再編等に伴い設定した路線と区間となっております。このため、スクールバスの運行を、みなくるバス通学助成費の対象距離に満たない児童がいた場合に、当該児童宅の近所まで延ばすことは困難であると考えております。

2点目ですけれども、登下校以外の時間に待機をしているスクールバス4台から一般利用として1、2台ほどそれを増やして、越小場線とか桜野上場線、石坂川線以外の地域への一般利用化はできないかという御質問でした。

スクールバスの住民利用につきましては、まずは児童生徒の登下校や教育活動に支障がないこと、次にスクールバス運行路線上で、かつ公共交通機関等がない地域の住民に係る運行であることが大きな条件となっております。また、スクールバスは各学校の学校運営に合わせて、特に下校時は複数便を運行しているほか、部活動や校外活動、学校行事等でも臨機応変に対応して運行しております。このようなことから、現在の路線以外での一般利用は困難であると考えております。

3点目ですけれども、ワゴンタイプのスクールバスがもう1台あれば、臨機応変な利用ができ、幅広い活用ができると考えるけれども、購入を検討できないかという御質問でした。

現在の台数で、児童生徒の登下校や教育活動に対応できておりますので、現時点ではスクールバスを新たに購入することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市内小中学校の校舎等設備の改修・修繕状況及び今後のバリアフリー環境整備について、順次お答えします。

まず、市内小中学校それぞれの校舎等の建設年度及び主な改修年度はいつだったかとの御質問にお答えします。

本市の中学校の校舎等は、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設されたものが多く、全ての建物の約7割程度が築30年以上を経過しております。平成22年度から平成24年度にかけて、構造体の耐震改修を実施し、平成26年度からは外壁などの非構造部材の耐震化、老朽化したトイレの改修などを計画的に実施しております。

次に、各校舎体育館の改修、修繕が必要な箇所についてはどのように把握しているかとの御質問にお答えします。

学校施設の改修・修繕が必要な箇所については、教育委員会職員による施設の点検に加え、毎年各学校からの要望を基に現地調査及びヒアリングを実施し、状況把握に努めております。その後、児童生徒の安全確保を最優先として優先順位を決定し、計画的に改修工事等を行うとともに、突発的な日常修繕対応も行っております。

次に、避難所に指定されている学校の設備等に関して、住民等からはどのような意見、要望があったのかとの御質問にお答えします。

本市が避難所に指定している学校設備等は、水俣第一小学校体育館、水俣第二小学校体育館、水俣第二中学校体育館、袋小中学校体育館、水東小学校多目的ホールです。避難所開設時において、住民等から意見や要望があった場合、避難所担当職員は要望・提案届を危機管理防災課に提出することになっておりますが、現在のところ、避難所にしている学校の設備等に関する意見要望はございません。

次に、これまで市内小中学校に通学した障がいのある児童生徒の保護者等からどのような要望があり、それを受けてどのような合理的配慮及び設備を整えた事例があるか、またその財源は何であったかとの御質問にお答えします。

具体的な事例としましては、水俣第二中学校へ入学する生徒の1人が車椅子を利用しており、中学校での生活を心配された保護者から学校を通じ教育委員会へ相談があり、保護者及び学校と協議を行った結果、平成15年度に階段への椅子式昇降機の設置、段差の解消、手すりの設置等を実施しております。また、平成16年度には、袋小学校において、紫外線に配慮を要する児童を受

け入れるため、袋小学校の改築計画において校舎の全ガラスに紫外線カットフィルムを貼るなどの対策を講じています。これらに要した費用に対しては、当時、助成制度がなかったため、全て一般財源で実施しております。

平成18年度に文部科学省がバリアフリー化等に関する事業を対象とする交付金を創設したことから、平成20年度に実施した袋中学校の椅子式昇降機の設置、スロープの設置、多目的トイレの設置には、安心・安全な学校づくり交付金を活用しております。また、平成24年度には学校施設環境改善交付金を活用し、水俣第二小学校の椅子式昇降機の設置、スロープの設置、多目的トイレの設置を実施しております。これらの交付金の補助率は事業費の3分の1であるため、残りの3分の2は起債と一般財源を充てております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 この質問をするに当たり、先日、市内全ての小中学校の校舎等の見学をさせていただきました。答弁のとおり、ほとんどの校舎が老朽化している状況がうかがえました。修繕が必要な箇所として私が見学した際の状況をお伝えします。

特に各校舎、体育館の雨漏りが多くありました。二中の体育館は特にひどく、見学に行ったときは前日の大雨もあり、雨漏り受けの大きなバケツが多く設置されていました。一小では、体育館周りの水はけが悪く、雨が降るたびにステージ下の半地下スペースに雨水がたまり、後日先生たちが手作業でくみ取ることもあるそうです。この2つの体育館は避難所に指定されておりますが、このままでは安全な避難所としての意味をなさないのではと感じます。

また、給食コンテナ用のエレベーターのほとんどが故障しており、たまたま会った生徒からは、もし給食のエレベーターが直ったら、運ぶのが楽になるからうれしいという意見もありました。湯出小のプールは傾いていましたし、二中の昇降リフトは故障していました。設置当時は当該生徒のためであったと思いますが、当該生徒が卒業した後でも、メンテナンスさえしていれば子どもたちに体験させるなどの有効活用もできたのではと思います。ほかにも多々ありました。

これについて1つ目の質問です。

優先的と思われる箇所や、避難所に指定されている施設の雨漏りなど、早急な改善が必要な箇所が多く見られたが、なぜ今も修繕されていないのか。

次に、児童生徒がよく使用する手洗い場の水栓ですが、レバー式に変更している学校もありましたが、ほとんどの学校は一般的なひねるタイプの水栓でした。さきの6月議会では、感染対策のため公共施設のトイレのみの水栓を自動水栓化する予算が組まれておりました。新型コロナも、現在は子どもへの感染も多く確認されています。今後の感染対策や使いやすさを考えると、通常の手洗い場にも自動水栓化が望ましいと考えます。また、自動水栓化が厳しくとも、レバー式であれば部品のみを購入し交換することも可能で、安価に実施できると思います。

これについて、2つ目です。感染対策も踏まえ、児童生徒がよく使う手洗い場の水栓全てを自動水栓化、もしくはレバー式への変更はできないか。

次に、エアコン設備整備についてですが、私は全ての教室に設置するものと思っておりましたが、よく使用する教室に設置するものであったとお聞きしました。湯出小の多目的ホールには4台ものエアコンが設置されており、あの広さに対して4台も必要だろうかと思うところもありました。その中で、一中では、2階が3年生で2クラス、3階が2年生で3クラスの教室配置となっており、2階の教室は実際には3教室ありますが、3年生は2クラスのため、現在使用している2つの教室にのみエアコンが設置されています。来年、3クラスある2年生は2階へ移動することになります。そうすると、2つのクラスはエアコンがある教室で、1つのクラスはエアコンがない教室での生活になります。今の2年生は、1年生の頃も事情により3階だったということです。そのままとなれば3年間同じ階で過ごすことになります。

これについて、3つ目の質問ですが、エアコン設置が行われていない通常教室が見受けられるが、当該教室について今後の状況も考えたエアコン設置予定はあるのか。

次に、バリアフリー整備に関してですが、昇降リフトがなかったり、玄関スロープがあっても、下駄箱に入ると段差がある学校がほとんどでした。湯出小、久木野小では、校舎内に多目的トイレがありますが、校舎内、敷地内に多くの段差があるにもかかわらず、スロープが1つもありませんでした。つまり、多目的トイレまでの移動動線がないということです。けがをしている人や車椅子を利用する人は多目的トイレまでたどり着くことができず、これでは広いトイレを設置したにすぎません。トイレまでの移動動線を整備して、初めてバリアフリー化したと言えるものです。

また、このバリアフリー設備の重要性は、児童生徒だけの話ではありません。私はもともと教師を目指しておりましたが、教員免許を取得する課程には教育実習が必須科目です。私は車椅子でしたので事前に問い合わせましたが、「うちはバリアフリーではないから受け入れができない」というハード面のバリアが理由で教育実習を受けることができず、教師を断念することになりました。日本には、教師を目指している障がい者もおります。教育実習採用などの受け入れができる環境づくりも必要であり、それだけでなく、現在、健康な教師が何らかの理由で障がいを負ってしまった場合、教師を辞めなければならない状況も考えられ、労働の保障や安全の担保も含めて考えなければいけません。このように、環境によっては人生そのものを変えてしまう状況があるということも知っていただきたいと思います。

学校は、地域住民にとっても身近な生涯学習の場です。さまざまなタイミングで、地域の高齢者や障がい者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されます。また、避難所としての役割を十分に果たしていくためにも、ひいてはインクルーシブ教育の観点と長寿命化改修の機

会も捉えながら、学校施設のバリアフリー化は必要であると考えます。

4つ目の質問ですが、バリアフリー環境整備が不十分な学校が多いが、インクルーシブ教育の観点や長寿命化も踏まえ、今後の改修について計画されていることは何かあるか。

以上、4点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫一樹議員の2回目の質問にお答えいたします。4点ございました。

1点目ですけれども、雨漏りなどの早急な改善が必要な箇所が、なぜこう今も修繕をされていないのかとの御質問でした。

学校施設の修繕等につきましては、教育委員会職員による施設の点検や各学校からの要望等を基に、計画的に実施する修繕と、突発的なものに対応する日常修繕があります。修繕が必要な箇所は多くありますけれども、児童生徒の安全確保に関するものを最優先に修繕を行っております。また、雨漏り等は原因の究明に時間がかかり、修繕費用も高額となることから、今後、計画的に実施していく予定としております。

2点目なんですけれども、感染対策も踏まえて手洗い場の水栓全てを自動水栓化、もしくはレバー式への変更はできないかとの御質問でした。

手洗い場の自動水栓化につきましては、避難所や社会体育の施設として不特定多数の人が使用する市内小中学校体育館のトイレの手洗い場を自動水栓化する予定です。また、現在計画的に行っている校舎のトイレ改修におきましては、順次トイレの手洗い場を自動水栓に改修しております。レバー式への変更につきましては、一部の学校でレバー式へ変更している箇所もございます。現時点では、これらの改修以外に自動水栓化やレバー式への変更は考えておりませんが、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、通常教室への今後の状況も考えたエアコン設置予定はあるのかとの御質問でした。

現時点では、使用している全ての普通教室にエアコンを設置しております。今後もクラス数の増加は見込めない状態であるため、空いている普通教室へのエアコン設置は考えておりませんが、学級編成基準の変更等によりクラス数が増加する見込みとなる場合は、エアコン設置の必要性を検討したいと考えております。

4点目です。バリアフリー環境整備が不十分な学校が多いけれども、インクルーシブ教育の観点や長寿命化も踏まえて、今後の改修について計画されていることはあるのかとの御質問でした。

バリアフリー環境整備につきましては、トイレ改修において多目的トイレの整備を行っており、本年度で全ての小中学校の整備を完了する予定です。今後の学校施設の改修につきましては、学校施設等長寿命化計画においては外壁改修のほか、誰もが使いやすいトイレ改修を行う予

定としております。また、毎年度計画的に実施する修繕工事において、段差解消等の整備も行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 各修繕箇所にはなるべく早い取り組みと、自動水栓化についてはトイレのみだけでなく、通常の手洗い場への対応と、エアコンに関してもクラス数の違う学年の移動が考えられますので、公平性も含めてそれぞれ御検討をお願いします。

3回目の質問に続けます。

昨年、小中学校のバリアフリー化に対して、国の新しい施策が通知されました。最初の答弁では、一般財源からの手出しが多かったことが分かります。これについて、令和2年の12月に文部科学省からバリアフリー法の改正に基づいた公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速についての文書が関係各所へ通知されています。抜粋しますが、公立学校施設のバリアフリー化の実態についても、必ずしも十分に整備されているとは言い難い状況が明らかとなりました。このため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めるとともに、財政支援を強化していくこととしましたとあります。

具体的な整備目標としては、車椅子利用者トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備するとしています。要配慮児童生徒等とは、教師も含まれます。

財政支援の強化ですが、バリアフリー化のための改修については国庫補助率を2分の1に引き上げ、上限額は1校当たり2億円、下限額は400万円と聞いています。令和3年度のこの事業の予算額は688億円で、令和2年度の3次補正予算では1,305億円を投入しています。これは、かなり踏み込んだ変更だと感じますし、国のバリアフリー化に対する本気度がうかがえます。

当事者である私の経験と感覚では、段差の解消が不十分と思われる市内小中学校は、ほぼ全ての学校に当てはまります。水俣市は近年、多くの豪雨に見舞われています。少なくとも、避難所に指定されている学校施設に関しては、優先的な改修が必要だと思います。国の補助により、避難所に指定されている学校施設を優先として、スロープ設置や学校敷地内のアスファルト舗装といった移動動線に関わる整備が現実的に目指せると思いますので、現在の状況をいま一度確認した上で、実施に向けて進んでいただければと思います。

その上で1つ目の質問です。

本市の学校施設に関して、国の目標である令和7年度末までのバリアフリー化というのは実現可能なのか。また、本市では一定の学校施設バリアフリー化完了の目標年度の定めはあるのか。

続けて、2つ目です。

段差解消等の設備も行っていくとありましたが、現在、故障している水俣第二中学校の昇降リフトの修繕はするのか。また、国の補助を活用し、昇降リフトの設置がない学校への設置はできないか。

最後に、バリアフリー化が完了するまでの期間で、要配慮児童生徒の入学や教師の障がいの受傷などがあった場合は、以前の経験を基に対応いただくようお願いいたします。

以上2点を質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

1点目ですけれども、本市の学校施設に関して、国の目標である令和7年度末までのバリアフリー化というのは実現可能なのか。また、本市では一定の学校施設バリアフリー化完了の目標年度の定めはあるのかとの御質問でした。

本市の学校施設のうち、避難所に指定されている学校施設につきましては、計画的にバリアフリー化を進めており、対象の5校のうち4校は完了をしております。残りの1校につきましても、スロープの設置を残すのみとなっておりますので、令和7年度末までには完了する見込みです。その他の学校施設につきましても、多目的トイレの設備など、徐々にバリアフリー化を図っておりますけれども、完了時期については明確に定めておりませんでした。しかし、令和2年12月に文部科学省が、令和7年度末までの学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を定めましたので、今後はこの整備目標に基づき、バリアフリー化に関する整備計画を策定し、計画的に事業を進めてまいります。

2点目ですけれども、水俣第二中学校の昇降リフトの修繕はするのか。また、国の2分の1の補助を活用して、昇降リフトの設置がない学校への設置はできないかとの御質問でした。

水俣第二中学校の椅子式昇降機につきましては、昨年度の点検業務において故障が判明いたしましたけれども、円滑な移動等に配慮が必要な生徒が在籍をしていないことから、現在のところ修繕する予定はありません。また、本市のほかの小中学校にも、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒等が在籍していないため、新たな椅子式昇降機の設置は考えておりませんが、今後、配慮が必要な児童生徒の入学等が見込まれる場合は、現在、仮庁舎で使用している階段昇降車の活用等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、パラスポーツ振興について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、パラスポーツ振興について順次お答えします。

まず、市長はパラスポーツに対してどのような印象・イメージを持っているのかとの御質問にお答えします。

パラスポーツは、もともとは脊髄損傷を患った患者の社会復帰を考えて、リハビリテーションにスポーツを取り入れたのが始まりと聞いております。障がいのある人がスポーツや試合に参加することで、生きがいや自信をつけさせることを目的としたスポーツであると思います。また、同じルールの下で、障がいのある人もない人も共に実践して、誰もが楽しめるスポーツであるとも思います。先日閉会したパラスポーツの最高峰の大会、パラリンピックでは、さまざまな競技でいろいろな挫折や苦悩を乗り越えて、努力を積み重ねた選手の生きざまや輝きはすばらしく、アスリートの懸命な姿は、スポーツで夢を描く子どもたちや我々大人に感動を与えてくれたものと思っています。

次に、本市でこれまでパラスポーツに関するイベント等を行った実績があるかとの御質問にお答えします。

これまで36回の水俣市しょうがい者スポーツレクリエーション大会を実施してまいりましたが、昨年度と今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっております。また、本年8月12日に東京2020パラリンピック聖火フェスティバル「水俣の火」採火式を予定しておりましたが、大雨の影響で中止となっております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 パラスポーツに対しての市長の印象をお聞きしました。私も同じような印象を持っております。パラスポーツは、私も少しだけかじったことがありますが、東京パラリンピックを拝見し、知らなかった種目のルールであったりクラス分けなど、さまざまな障がいのある選手が残された部分、使える体の機能や頭を使い、また自助具や義手義足、車椅子などを巧みに利用している姿が、当事者の私としましてもすばらしいと感じました。

さて、本市でパラスポーツに関連するイベントは、答弁のとおり比較的少ないと感じております。答弁の中で、リハビリにスポーツを取り入れたのが始まりとありました。これに関連してですが、以前、大分県別府市にある太陽の家という障がい者福祉施設へ会派視察に行きました。この太陽の家は、日本パラスポーツの父と呼ばれる中村裕氏が、体に障がいのある人の社会参加、特に仕事を通じての自立とパラスポーツに情熱を注いだことが始まりで、多くの障がいのある人を各就労支援から一般企業への就職支援、雇用やパラスポーツ振興など幅広い活動をしている施設です。障がいを負ってしまうと、自信の喪失感や社会のバリアなどから、家に閉じこもりがちになることがあります。中村氏によってスポーツを通じての日本の障がい者の社会参加が広がりました。

この中村氏が関わった有名なパラスポーツ大会が大分国際車いすマラソン大会で、今年で40回大会を迎えるようです。この大分国際車いすマラソン大会は、最初は規模の小さなものだったとお聞きしましたが、現在では世界的にも注目されるパラスポーツ大会となっています。前回の参加選手は、国内外合わせて210人の選手が参加され、県内外からのサポートスタッフやボランティアは合わせて1,000人以上の方が参加されており、県外市外からの来客も数多くあることから、経済効果もあるようです。また、この大会により飲食店や宿泊施設などの自主的なバリアフリー化にも寄与しています。町全体でパラスポーツと障がい者への理解が深まっており、町で障がい者を見かけても違和感を感じなくなったとの声も多いとお聞きしています。このように、大分市では、ローカル大会から始まった車いすマラソン大会を開催し続けることで、町自体がさまざまな面でよい方向に変化してきた、パラスポーツがきっかけとなった1つの成功例だと思います。

このような、行政にも町にも人にも影響力のあるパラスポーツ大会を、この水俣市でも開催できないか考えておりました。例えば、エコパーク水俣にはテニスコートが16面あり、思いやり駐車場が148台分、多目的トイレは15カ所あり、多少の改修等が発生することは予想されますが、パラスポーツ大会を開催する競技場の環境としては、とても適した環境ではないかと思います。種目を考えますと、エコパーク水俣であれば、車椅子テニスからパラ陸上の一部、湯の児海水浴場から市街地であればパラトライアスロンであったり、競り舟大会や水俣高校カヌー部の練習場所である水俣川であれば、パラカヌーなどが開催できそうだと考えています。このように、本市にはパラスポーツ大会の開催ができる環境が見られ、使わない手はないのではと感じています。

本市でパラスポーツ大会を開くことで期待できることは、大分市同様に、選手などの来客による多くの経済効果が見込まれるものと考えています。道の駅もリニューアルします。最初は小規模な大会であっても、毎年開催となれば継続的な来客が見込めると思います。継続的な開催があれば、市民の方々のパラスポーツへの理解と選手などが利用する市内飲食店・宿泊施設などの市の財源を使用することのない、簡易的な、自主的なバリアフリー化も望めるのではないかと思います。また、来られた方々のSNSによる、「海がきれいだった」「料理がおいしかった」などの投稿があれば新規来客も増えると思われ、本市の周知としても多方面にアピールできると思います。もしかしたら、大会に参加した選手や家族などが水俣に住みたいと移住される方もいるかもしれません。

これらはまだ経験のないことですので、現時点では想像の域を出ませんが、ローカル大会から開催してみるのもよいのではないかと考えます。この大会が少しずつ盛り上がっていけば、本市が推しているSUP大会とパラスポーツ大会とを併せ、本市の二大スポーツ大会として開催することにより、一層町が活気づくのではないかと思います。

そこで、2回目の質問、1つ目です。本市でも開催できそうな種目のパラスポーツ大会を、ローカル大会からの開催を検討できないか。

次に、東京オリンピック・パラリンピックでは、たくさんの選手が活躍されました。このアスリートたちを招待し、講演会やパラスポーツ体験などを開催し、市民や子どもたちに参加していただくことで、教育としても経験としてもよいと考えます。また、オリンピック・パラリンピックを目指す子どもたちが増えることにも期待できると思います。そのほかのイベントとしてですが、神奈川県では、かながわパラビーチスポーツフェスタという、障がいのあるなしに関わらず全ての人を楽しめるマリンスポーツ体験、パラスポーツ体験などができるイベントを行っております。本市であれば、湯の児海水浴場のトイレやシャワールームがバリアフリー化しています。階段は簡易的なスロープがあればよいと思いますし、砂浜にはブルーシートなどを敷いて、移動動線の確保さえすれば、車椅子であっても利用が可能と思います。水俣の豊かな海で、SUP、シュノーケリング、ダイビングなどの体験や、地元小中高校生による催し物をして面白いのではと考えています。

2つ目の質問は、オリンピック・パラリンピックアスリートなどを招待した様々なイベントを計画できないか。

最後3つ目は、湯の児海水浴場にて障がい者も健常者も楽しめるパラマリンスポーツイベントを開催してみてもどうか。これらは、SUPBAYに絡めてもよいのではと考えています。

2回目の質問は、新型コロナが収まった後、将来の展望として、以上3点質問します。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 杉迫一樹議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、まずパラスポーツの競技の部分とイベントの部分というのがございましたので、そこはちょっと分けて答弁させていただきます。

まず、その競技の部分ですけれども、パラスポーツをまずローカル大会から開催できないかと、エコパーク等を利用しての車椅子のテニスであったり、パラトライアスロン、パラカヌーということでございます。

パラスポーツの大会の開催については、大会の施設や宿泊場所の環境整備、そして障がい者スポーツ協会、各種目協会などの関係団体との連携構築が必要であるかというふうに考えます。車椅子テニスが想定される、このエコパーク水俣のテニスコート周辺においては、バリアフリー化されておりますけれども、コート自体がハードコートでないために、車椅子での競技に使用できないこと、また、パラトライアスロンやパラカヌーの会場として想定される湯の児の海水浴場や水俣川河口、こういったところはバリアフリー化が現在されていないことから、現時点での競技としての大会の開催は難しいかと考えております。

次に、2点目のオリンピック・パラリンピックのアスリートなどを招待した、そういったさまざまなイベントはできないかという御質問でございます。また、教育に絡めてどうかということでございます。

昨日の真野議員のスポーツコミッションの設立についての御質問でもお答えしましたとおり、トップアスリートによる基調講演などのイベントを計画していきたいと考えております。議員御提案のとおり、オリンピック・パラリンピックのアスリートを招待することにつきましては、現在、日本体育大学と調整を行っております。

3点目の、今度、イベントとしてのパラスポーツとマリンスポーツということで御提案でございます。湯の児の海水浴場等でSUPやスキューバ、そういったものができるかということでございます。

これまで、湯の児海水浴場においては、SUP関係団体が主催をして、車椅子利用者のSUP体験の受け入れを行っており、好評であったとお聞きをしております。議員御提案の、湯の児海水浴場でのパラマリンスポーツイベントにつきましては、会場の整備やスタッフ等の問題がありますけれども、かながわパラビーチスポーツフェスタを参考にして、まずはその関係団体の御意向等を伺いながら、本市で実施が可能かどうか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

先日、エコパークの管理側へ、このパラスポーツのことをお話ししましたら、もしその話が上がってくれば、ぜひ協力したいととても前向きな反応がありました。車椅子テニスは、民間の大会であれば、芝やクレートでも実施している地域もあるようですが、エコパーク管理からは、2面くらいならハードコートへの改修もできるかもしれないとのことでした。テニスコート2面分をアスファルト整備にすることで、テニスネットを取り外せば簡易的なスケボーパークにも利用できそうですし、車椅子テニスに限らずさまざまな活用ができると思います。また、エコパーク内の道路であれば、何の改修もなしに車椅子ハーフマラソンもできそうだと話されており、驚いたことに、次の日、早速マラソン用の車椅子を2台購入したとの連絡もありました。

市長は、本市のスポーツ振興に積極的に取り組んでおられます。昨日の真野議員への答弁の中で、スポーツを通してエコパークの魅力を高めたいとありました。また、今月の市報の市長からのメッセージの中で、スポーツを軸にさまざまな施策を結びつけ、経済面や社会面で本市に新たな活力を生み出していく、スポーツによる交流人口増加を図ると伝えております。答弁では、現時点ではとありましたので、今後の状況、やりようによってはできることもあると考えています。私も、パラスポーツに関する情報収集などを続けていこうと思います。

今回、1つのきっかけとして質問しました。今後、新しい挑戦として、このパラスポーツ振興にも取り組んでいただけることを期待しまして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

高度な医療技術を持つ日本で、その医療にアクセスすらできずに命を落とす人が出ています。やるべきことをやらず、優先順位を間違えた政治の責任以外の何物でもありません。その結果を全て引き受け、目の前の命を必死に救おうとしているのが医療現場にいる皆さんです。政府は猛省の上、直ちに国会を開き、医療機関の支援を行うとともに、水俣でも相談件数が増加している事業所の支援の予算を組むことを求め、以下質問に入ります。

大項目1、コロナ第5波から命を守る取り組みについて。

①、コロナ第5波により、全国的に医療崩壊、病床逼迫が報じられている。熊本県の状況及び水俣保健所管内の状況はどうか。また、今後、自宅療養者が増える可能性はあるか。

②、自宅療養者及び濃厚接触者に対する健康観察及び生活支援は、どこがどのような内容で行うのか。

③、感染が急拡大した原因になっているデルタ株の特性はどのようなものか。

④、本市における64歳以下のワクチン接種率はどれくらいで、希望者全員が受け終わるのはいつ頃になる見込みか。

⑤、10代以下の児童生徒の間での感染が拡大している中、小中学校、保育園、学童クラブなどにおける感染症対策の強化にどう取り組んでいるのか。

大項目2、交通指導員について。

①、交通指導員設置の目的、根拠法は何か。

②、当事業をどう評価しているか。

③、指導員委嘱に当たっての条件は何か。

④、身分及び待遇はどうなっているか。

⑤、必要確保数と実際の人数はどうなっているか。

⑥、欠員に対する補充方法はどうか。

大項目3、温暖化を生き抜く地域づくりについて。

①、日本の食料自給率は何パーセントくらいか。また、熊本県の状況はどうか。

②、農水省が今年5月に策定した、みどりの食料システム戦略の内容及び目的は何か。

③、有機農業の定義は何か。また、本市における有機農業従事者数の推移、品目はどうなっており、支援策はどのようなものがあるか。

④、洪水防止機能の1つとして田んぼダムの効果が期待されている。どのようなものか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、コロナ第5波から命を守る取り組みについては私から、交通指導員については総務企画部長から、地球温暖化を生き抜く地域づくりについては産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、コロナ第5波から命を守る取り組みについて順次お答えします。

まず、コロナ第5波により全国的に医療崩壊、病床逼迫が報じられている。熊本県の状況及び水俣保健所管内の状況はどうか。また、今後、自宅療養者が増える可能性はあるかとの御質問にお答えします。

熊本県の公表によると、令和3年9月5日現在の確保病床使用率は、熊本県全体では53.6%ですが、水俣保健所管内での病床使用率は、保健所に確認したところ、公表はできないとのことでした。また、今後の自宅療養者については、感染者が増加すると入院や宿泊医療所で療養できない人も増えてくると考えられるため、自宅療養者が増える可能性は否定できません。

次に、自宅療養者及び濃厚接触者に対する健康観察及び生活支援は、どこが、どのような内容で行うのかとの御質問にお答えします。

自宅療養者及び濃厚接触者の健康観察は、本市では水俣保健所が行っています。また、食料品や日用品等の配布といった生活支援では、市では行っていませんが、水俣保健所から配布される体制が取られております。なお、濃厚接触者の健康観察期間中は、生活必需品の買い物や、受診等必要最低限の外出は可能とされています。

次に、感染が拡大した原因になっているデルタ株の特性はどのようなものかとの御質問にお答えします。

国立感染症研究所によりますと、従来株よりも感染・伝播性が高く、入院リスクの上昇と関連

している可能性がある。また、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されています。

次に、本市における64歳以下のワクチン接種率はどのぐらいで、希望者全員が受け終わるのはいつ頃になる見込みかとの御質問にお答えします。

令和3年9月3日現在、1回目の接種率は約73%、2回目の接種率が約55%となっております。また、希望者全員が受け終わる時期につきましては、国からのワクチン供給量や時期などの自治体へのワクチン配分計画が明確にされていないため、現時点では明言できない状況です。

次に、10代以下の児童生徒の間での感染が拡大している中、小中学校、保育園、学童クラブなどにおける感染症対策の強化にどう取り組んでいるのかとの御質問にお答えします。

昨日もお答えいたしました。学校においては新学期を迎えるに当たり、国から改めて示された留意事項にしたがい、基本的な対策として、児童生徒等の健康観察や自宅療養等の指導の徹底、換気や身体的距離の確保など、また、具体的な活動場面での対策として、各教科や部活動、学校行事等における留意事項に対する対応を行っているところです。また、県教育委員会からの通知により、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わないことや、公式大会に参加する部活動を除き、9月12日まで部活動は原則中止することなどの対応を行っております。また、各学校で新型コロナウイルス感染症対策のために必要な物品等の購入等も行っているほか、学校体育館トイレの手洗いの自動水栓化にも取り組んでおります。

保育所、認定こども園や学童クラブにおいても、現在主流となっているデルタ株は感染力が非常に強く、子どもへの感染が急増しています。熊本県で初めて、保育所でのクラスターが2件発生したところであるため、改めて新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底についての通知が熊本県から示されたところです。

この中で徹底すべき対策の例として、職員及び園児の日々の健康状態として、検温や症状等の確認、職員及び園児は体調不良時の登園・出勤を控え、速やかに医療機関を受診。職員の感染防止として、感染拡大地域への移動自粛、会食時におけるリスクの最小化等、園児の健康管理や家庭内感染の防止に向けた保護者への呼びかけなどが示されており、本市においても各施設へ通知を行い、感染対策のさらなる徹底を行っていただいているところです。

今後も、さきに申し上げましたマニュアル等に基づき、引き続き感染症予防及び拡大防止に向けた対策に取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、御説明がありましたように、デルタ株は従来型より感染力が強く、重症化しやすい、また一定程度の人はワクチンを打っていても感染するという特徴があります。オリンピック開幕以前に既に国内で発見されていましたが、その後の人流によって都心部を中心に急拡大しました。本来は陽性が分かった時点で速やかに隔離し、感染を広げないことが感染症治療の基本

で、ホテルや病院など隔離先を確保することに最も力を入れる必要があります。しかし、首都4都県では医療体制が全く追いつかず、8月には自宅療養を余儀なくされた方38人が亡くなるという信じ難い状況になっています。20代、30代で基礎疾患のないケースも見受けられます。今なお、5万4,000人超の人が自宅療養しています。私にも、東京で1人で暮らす息子がいます。全く他人事ではなく、症状が出ていないか気にする日々が続いています。

熊本県内では、9月5日現在、自宅療養者が926人、療養先調整中が216人と発表がっていますが、今のところ自宅療養中に亡くなったというケースは、特殊なケースを除き聞いていません。しかしながら、64歳以下のワクチン接種率は2回目が済んだ人がまだ55%で、今後の供給については未定ということです。冬場に向かう中、状況次第では入院先も宿泊療養先もない人が出ないとは限りません。

関係機関の皆さんには、最悪の状況を想定した準備をしておいてほしいと願い質問いたします。

まず、前提として、症状が急変しやすいという特徴があることから、既に症状の出ている場合には、自宅療養ではなく即入院させてほしいというのが市民の願いです。熊本県は、8月8日の記者発表で、入院治療が必要な人がいたら確実に入院させる方針だ、そのため、受け入れ病院を505床から605床に、さらに病床使用率が70%以上になったときには、緊急確保病床を117床増やせる体制を取った。また、自宅療養よりホテル療養を優先すべきとの判断から、宿泊施設を拡大したと発表しています。

水俣市の医療センターも、さらなる病床確保の要請があったと聞いています。ただ、8月に水俣市内の療育施設でクラスターが発生し、13人の感染者が出た際、医療センターのコロナ病床はほぼ埋まっていたという話を漏れ聞いています。学校などで今後、大規模なクラスターが発生した場合には、病床が足りなくなり、自宅療養になるケースが出てくる不安は拭えません。市民にとって、感染症専門の医療機関である医療センターに入院させてもらうことが何よりの安心です。医療センターがより多くの患者を受け入れてくれることを望みます。しかし、医療センターには感染症以外の救急患者を受け入れるという大事な役割もあります。全てを医療センターの人的資源だけで解決することはできません。

そこで伺います。1点目です。

全国的に医療が逼迫する中、民間の医療機関にも様々な協力が呼びかけられていますが、入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染者が宿泊施設や自宅での療養とならないよう医療センターの病床を増やすための計画はないのでしょうか。

次に、自宅療養者の支援について伺います。

場合によっては、自宅療養を強いられるケースが出てくるかもしれません。また、子どもの感

染が増えており、幼い子を自宅で親御さんが介抱するケースもあると思います。濃厚接触者の場合は、自宅で2週間の待機を指示されます。このような方に対して、御答弁では、1日2回の健康観察及び生活支援は保健所が行うということでした。しかし、保健所の生活支援は、確認しましたところ県内一律で、取りあえず3日分の食料支援のみで、日用品などは含まれていないとのことでした。

そこで、自宅療養中の市民を対象に、生活支援を行う自治体が出てきています。福岡県筑紫野市の例ですが、保健所が陽性者に自宅療養を指示する際、市の支援窓口の情報を提供し、必要とする人が自ら連絡するという形でサービスにつなげています。筑紫野市の場合、保健所が1週間分の食料を提供するものの、家族構成によっては赤ちゃんのおむつが必要になったり、ペットの餌が必要な人もいるため、不足分をカバーする形で福祉課が要望を聞き、物資を届けているとのことでした。筑紫野市は、これに300万円の予算をつけています。親戚に助けってもらえる方はよいのですが、そうでない方が物資に窮し、やむを得ず夜間に外出するというケースも出てまいります。感染拡大の可能性を少しでも減らすという公衆衛生の観点から、筑紫野市は濃厚接触者の方も含めて公的支援の対象としています。

そこで、2点目の質問です。

本市として、こういうサービスを構築するお考えはないか伺います。

3点目です。

昨日、藤本議員も質問されましたが、新学期を迎え、学校や保育園における感染が非常に心配されます。新たな通知が出て、これまで以上に健康観察など対策を徹底し、設備面でも改善されたとのことでした。現場の先生に聞きますと、やれることは全てやって、あとは何があってもおかしくないと覚悟を決めていますと言われていました。ただ、やれることを全てやるという毎日の感染対策業務そのものが、忙しい先生たちにとって大変な負担となります。新しい形の授業、休んでいた児童生徒の学習支援、気になる児童や生徒への声掛けなど、先生たちの仕事はたくさんあります。このような、子どもと関わるという先生本来の業務に先生たちが集中できる環境をつくるのが教育行政の役割と考えます。

そこで、3点目の質問です。

これまでも、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を使って設備等を導入されてきているということですが、一番必要なのは人的支援ではないかと考えます。交付金は、こうした業務を委託する目的でも使えると理解しております。現場の負担軽減と感染防止に資するよう、最大限交付金を活用して支援をしていただきたいと思います。どう対応されているか伺います。

4点目に、6月議会で保護者への情報の出し方について、実際に起きたことを念頭に問題提起しました。問題が起きた原因の1つに、一般の人が濃厚接触者の定義について知らされていない

ということがあると考えます。事前に知識を持っていれば、校内や施設で感染者が出た場合に、お互いの立場を理解しやすくなります。全ての保護者に正しい情報を共有することが、デマや中傷を生みにくくすると思います。そこで、啓発パンフのようなものを配布する考えがないかお伺いします。

質問は4点です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

入院が必要な患者さんが、宿泊施設や自宅での療養とならないよう、コロナ対応病床を増やす計画はないのかとの御質問ですが、御承知のとおり、今回の第5波で水俣・芦北圏域を含めた熊本県全圏域でコロナウイルスの感染拡大が続いている状況です。このような中、先日、熊本県から県内入院受け入れ医療機関の病床のさらなる逼迫が想定されることから、コロナ対応病床を増やすよう当センターに対して要請があったところです。病床を増やすには看護師を確保する必要があることから、水俣市芦北郡医師会に協力をいただき、比較的症状が安定している9名の一般入院患者さんを市内の医療機関で受け入れを行っていただきました。それによって、当センターの看護師をコロナ病床の看護に充てることでコロナ対応病床を増やしたところです。また、現在のところ、さらに病床を増やす計画はありません。

なお、圏域ごとの入院病床数は公表されておりませんが、県全体では、今回の要請を受け610床から736床に病床が拡大されたところです。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私のほうからは、残り3点について御答弁いたします。

まず、2点目の、自宅療養者に対するケアということで、さまざまな観点から本市としてもサービスを構築することができないかという御質問でございましたけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、熊本県では自宅療養時におきまして、見守り体制として保健所もしくは県の療養支援センターが療養者に対しまして1日2回、電話等で健康確認を行っております。また、その際、療養者から健康状態の報告のほかにも、生活全般の困り事や食事、日用品等の希望の報告を受けて、保健所から療養者の自宅へ配送する仕組みが取られております。そういったことも含めまして、体制も十分機能していることから、市独自での支援については考えておりません。

それから、3点目の教育や保育施設における先生方の業務負担軽減のための人的な配置、そういったものに対して交付金等が使えないかというような御質問かと思えます。

市としましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策には新型コロナウイルス感染症拡大

の地方創生臨時交付金等の財源を最大限活用して、現在までも対応を行ってきたところであり、また、行っていきたいと考えております。

学校につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の地方再生臨時交付金を活用しまして、感染防止や教職員の負担軽減のため、各小中学校に学校保健特別対策事業助成金を交付することとしております。この助成金は、学校の裁量で使用することができるものでありまして、消毒作業等を外注する経費や、スタンド型の検温器など、備品購入も対象となっております。これらの作業の外注や機器の導入によって、作業の効率化を図ることで教職員の負担軽減がされるものと考えております。

なお、熊本県における新型コロナウイルス感染症対策のための教員の事務補助業務を行う熊本県スクールサポータースタッフが、市内の規模が大きい学校に3名配置されております。また、保育所幼保連携型認定こども園におきまして、当該交付金に加えまして、保育対策等総合支援事業費補助金を活用して、感染症対策にも取り組んでおります。今後、各施設の人件費や必要な物品等の購入を支援するための事業も実施していく予定であります。

それから、4点目の濃厚接触者の定義等について、保護者に対しても正しい情報を共有することが大事ではないか、デマや中傷を生みにくくするためにも、啓発パンフレットのようなものを配布する考えはないかという御質問でございます。

保護者と正しい情報を共有することは、大変重要であると認識しております。濃厚接触者につきましても、6月議会の答弁でお答えいたしましたとおり、国立感染症研究所が示している4つの基準を基に、陽性者の行動歴などから最終的に保健所が選定することとなっております。このように、個々のケースによって判断をされることとなりますので、一律の周知は難しいものと考えております。市で啓発パンフのようなものを配布する考えはございませんけれども、学校等においては、保護者に対しまして感染症防止対策等について文書やメールによります情報提供を随時行っておりますので、今後も引き続き必要な情報の共有に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 教育・保育施設に対しては、現場の自由な裁量で使える新たな補助金が交付されるということです。今、全国各地でクラスターが発生しています。関係者の皆様には大変気苦労が多いと思いますが、子どもたちの大事な学び・成長の機会を保障するため、現場をしっかりサポートしていただければと思います。

医療センターからの御答弁を受けまして、3回目の質問をいたします。

医療センターの職員の皆さんには、この2年間、我慢、我慢の生活に耐えていただいております。そのような中、これまでで最大の波が押し寄せ、もう限界だと感じておられる方もいるかも

しません。市民の皆さんには、医療機関に負担がいかないよう、とにかく感染しないように気をつけてもらうことが一番で、連日、市から注意喚起があることはとても大切なことだと思います。ただ、最後に頼る先は、やはり医療センターです。9名の一般病床の患者さんを医師会傘下の民間病院に転院させてもらい、看護師を確保したという御説明がありました。そういう努力があちこちであって、県全体として610床から736床、126床増えたということでした。ただ、県全体で126床というのは、やはりまだ少ないのではないかというふうに私は危惧します。

それで、お聞きしておきたいのですが、医療センターとしてはこれ以上病床を増やす予定はないとのことですが、万が一、災害級レベルになってきた場合に、さらに取り得る手段はあるのでしょうか。そして、本来、日本の医療病床は海外に比べても多いはずですが、パンデミックを前にしてもろさが露呈しております。大阪府は、地域医療構想を先取りして公立病院の統廃合を進めました。あっという間に医療崩壊を起こしました。医療に過度の効率性、経済性を持ち込めばこうなるということが示されました。市民の命を預かる自治体として、今後の医療体制がどうあるべきか、しっかりと物を言うべきだと思います。このことについて、お考えを伺います。

最後に、生活支援サービスのことについてですが、市としてはやる予定はないという御答弁でした。ちょっと私が保健所から直接聞き取った内容と少しずれがあったなと思ったんですけども、それで1つ伺います。

コロナで経済的に困りになられている方が増える中で、各地で民間団体が物資の支援の活動をしておられます。このような民間団体が、自宅療養者に対して物資の提供ができないか模索されています。保健所の許可が前提ではありますが、このようなサービス提供について、市がホームページ上で周知することは可能なんでしょうか。

質問は2点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、万が一、災害級レベルになった場合に取得する手段はあるのか、また、より柔軟に対応するために、何を改善しておく必要があるのかというような御質問でございました。災害級のレベルになった場合の取得する手段や、病床の逼迫時の柔軟な対応につきましては、医療体制整備に関することであるため、本市単独の立場では申し上げることができませんけれども、現在の病床数の維持確保についてはさまざまな機会を通じまして、国や県に対して働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の、市がサービスを提供しないのであれば、民間の事業所で協力したいというところもある。そういったところに対する情報提供を市はすることはしないのかという御質問でございました。

水俣市内のフードバンク事業を行っている事業所に確認をいたしましたところ、体制整備がまだできていないとのことでありましたけれども、整備後は市のホームページなどに掲載することは可能であります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、交通指導員について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 総務企画部長の中谷ですけど、今日、市議会で御答弁申し上げるのは初めての機会でございます、大変緊張しております。まだ不慣れで、至らない点もあると思いますけども、何とぞ御容赦願います。

交通指導員について、順次お答えいたします。

まず、交通指導員設置の目的、根拠法は何かとの御質問にお答えします。

本市の交通指導員は、交通安全の確保を目的に、交通安全思想の普及や通学・通園路における指導活動等を実施するため、水俣市交通指導員の設置等に関する規則第2条の規定により設置しています。

次に、当事業をどう評価しているかとの御質問にお答えします。

水俣市内におけます令和2年の交通事故の発生件数は26件です。死亡事故はゼロ件でした。交通事故の発生件数は、令和元年と比べ18件減少し、直近の10年間で最少となっています。これは、水俣警察署、交通安全協会、学校、PTA、そして地域住民など多くの方々の交通安全への取り組みが結実したものであり、交通指導員の日々の活動も同様にこの成果に結びついているものと考えております。

次に、交通指導員委嘱に当たっての条件は何かとの御質問にお答えします。

交通指導員は、交通安全協会員、地域協力団体員などのこれまでの活動や経験などを考慮し、交通指導員として日々の活動を行うための心身の健康の状態などを勘案し、委嘱することとしております。

次に、身分及び待遇はどうなっているかとの御質問にお答えします。

交通指導員は、現在、有償ボランティアとして委嘱しています。待遇につきましては、年額12万円の謝金に加えまして、被服及び装備品の貸与、活動中の事故に備えた傷害保険の提供もしております。そのほか、永年勤続など交通指導員としての活動の功績や功労をたたえ、表彰を行っているところです。

次に、必要確保数と実際の人数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

交通指導員については定員を定めておりませんが、地域の実情を踏まえつつ、水俣警察署、交

通安全協会、学校、PTA、そして地域の方々などと協力して、さきにお答えしました目的を達成するために必要な人数を配置することとしておりまして、令和3年9月現在、6人を配置しております。

次に、欠員に対する補充はどうなっているかとの御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、交通指導員には定員がありませんので、欠員が生じることはありません。これは言葉の定義の問題として、定員がなければそれに対する欠員はないということをお願いしているんであって、交通指導員は十分足りているから、これ以上要らないとかそういうことを申し上げているわけではありませんので、その点、御理解願います。その上で、これまで交通指導員を改めて選任する際には、地域の実情を踏まえ、他の交通指導員からの候補者の紹介等を経て適任者を選定し、委嘱を行っているところです。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 子どもと挨拶を交わしながら道路の横断を誘導する交通指導員の姿は、ほほ笑ましい朝の風景です。一方、警察官と見間違ふ姿は、ドライバーを引き締める効果も発揮しています。朝の通勤ラッシュ時間は、先を急ぐ車がひっきりなしに往来する中、子どもたちが登校しています。そのような中で、令和2年は交通事故の件数がこの10年間で最少だったという御報告がありました。雨の日も猛暑の日も、冷え込みの厳しい朝も毎日続けられている立哨活動が大きな役割を果たしていることは間違いありません。

水俣市交通指導員の設置に関する規則には、指導員の職務として市長の命を受け、警察その他交通安全指導機関と緊密な連絡を取り、交通安全のために必要な指導及び交通安全思想の普及・高揚に努めること、街頭で交通指導に当たることとあります。さらに、研修の義務づけ、制服貸与の規程もあり、生半可な気持ちで引き受けられない仕事です。事実、ある指導員の方は、「今、一番交通量の多い場所を受け持っている。本当は2人いればいいのだが、人が足りないので1人でやっている。仕事が終わると、ああ、今日も何もなくてよかったと、ほっとする」と言われました。また、ある方は、「新水俣橋の交差点は5方向から人、車の流れがあって危ないので、そっちに応援に来てくれと言われるが、ここも信号がなくて危ないから行かれんとです」。幸橋には、委嘱を受けて3年目の方が立たれています。ひやっとすることがたびたびあるといいます。車が信号を守らない。特に雨の日は、余計に先を急いでいる車が多く、マナーが悪いといいます。

ところで、これまでこうした責任感とボランティア精神あふれるの方々によって支えられてきた活動ですが、近年は指導員の数が減り、高齢化してきているという実態があります。お聞きしたところ、20人ほどいた指導員が今は6人に、平均年齢は67歳、最高齢の方は76歳と聞いていま

す。そこで、とにかく指導員を増やしてほしいという声が上がっております。ところが、先ほど、身分と待遇について答えていただいたのですが、身分は有償ボランティアで年額12万円、月1万円、これには通勤手当も含まれていると聞いています。交通指導員は、どの自治体も設置していますが、身分については市町村によって違いがあります。消防団と同じ特別職の非常勤職員としているところ、会計年度任用職員としているところ、市の職員が兼ねているところもありました。

そこで、水俣市と同じ有償ボランティアと位置づけている6カ所の市町村に、職務内容や待遇について尋ねました。

まず、職務についてですが、本市のように毎朝1時間の立哨活動をしているところは、鹿児島県出水市のみでした。その他の5市ではほぼ共通していて、県が交通安全の日としている1日、10日、20日及び春と秋の交通安全週間中に立哨活動を行う、それに加え、市のイベント開催時に協力するというものでした。また、人選については校区ごとに推薦された人を市が委嘱するケース、安全協会の支部が推薦する人を委嘱するケース、退職するときに代わりの方を推薦してもらっているなどがありました。

そして、報酬についてですが、水俣と同じく毎日の立哨を依頼している出水市は月に2万9,500円、その他のところは、少ないところで月3,750円、多いところで1万600円と幅がありました。こうして比較してみたとき、本市の活動がいかに交通指導員さんたちの奉仕精神に支えられてきたかが分かります。

そして今、指導員さんたちが一番心配しているのは人員不足です。辞めた方の補充がありません。本当は、あそこもあそこも危ないと思っけていても、人がいないと言われます。一方で、市の認識は違うようです。先ほど、定員を定めていないから欠員が生じることはない、地域の実情を踏まえつつ、交通安全の確保のために必要な人員を配置することとしており、令和3年9月現在、6人を配置しているということで、さっき総務企画部長、言葉を付け加えられましたけど、これは必要人数は確保できているという意味ではないというふうにおっしゃったと思うんですけど、その現状認識としては、必要人数は確保されていると思っけているのか、その1点だけちょっとお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） すみません、今の議員の御質問で、私が先ほど申し上げたことは、言葉の定義上として、定員というものがなければ欠員というのは生じませんって、そのちょっと形式的なことを申し上げただけで、あの点については何ら価値判断を含んだことを言っけているつもりはありませんということをお申し上げたつもりでございます。すみません。

その点につきましてですけども、交通指導員につきましては、現在の6名の交通指導員に加え

まして、水俣警察署ですとか、あとは交通安全協会、学校、PTAなど、地域の多くの方々の御尽力があり、結果として令和2年の交通事故件数は直近10年で最少の成果につながっているということで、成果を上げているというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今の御答弁を言い換えますと、指導員さんは減ったんだけど、水俣警察署や交通安全協会、学校、PTAなど、そういう協力があるから安全は確保される、されていますという、事実、事故も最小限に減っているというお答えでした。

では、今後のことについて伺いたいと思うんですが、私は今の交通指導員さんの任務、つまり毎朝7時から8時までの立哨活動を、今のままの待遇で新たに補充しようとしても、引き受け手はなかなか現れないんじゃないかと考えています。長年続けられてきた方は、お金の問題ではないという方も中にはいらっしゃると思いますが、ガソリン代を考慮すれば時給500円にも満たない報酬、これは今の時代感覚とずれていると思います。そうなりますと、指導員さんが退任するたびに全体数は減っていくのではないかと思います。

それで、最後に2点お伺いします。

市としては、それは容認する方向なんですか。

また、2点目に、交通指導員さんは市長の命を受けて活動されています。この事業の目的である交通安全の確保という主体は市です。市が今後どのような体制で目的を達成しようと考えておられるのか、それを示していただけないでしょうか。

以上2点をお聞きして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 今御質問いただきました、指導員さんが退任するたびに全体数が減っていきまして、市としてはそれを容認する方向ですかという御質問と、あと交通安全の確保の主体は市なので、市は今後どういう体制でこの目的を達成しようと考えているのかと、その御質問にお答えいたします。

本市としましては、交通指導員の数が減ってきていることを容認しているわけではございません。先ほどお答えしましたとおり、警察署、交通安全協会、学校、PTAなどの関係者が一体となって、交通事故を防ぐ体制の維持に努めています。先ほど高岡議員の御指摘がありましたとおり、交通指導員の方々の個々の声を拾っていただきまして、そういった御指摘をいただきましたので、そういった高岡議員の御指摘も十分に踏まえながら、引き続き交通指導員の後継者の育成なども含めまして、必要な方策を検討してまいりたいと思っております。

また、交通指導員は交通安全の確保を目的に設置しているんですけれども、もちろんその交通

指導員だけでその目的が達成できるわけではございません。市を含めます全ての関係者の取り組みと市民の協力によって達成されるものと考えております。引き続き、関係者と連携しながらしっかり努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、温暖化を生き抜く地域づくりについて答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、温暖化を生き抜く地域づくりについて順次お答えします。

まず、日本の食料自給率は何パーセントくらいか、また、熊本県の状況はどうかとの御質問にお答えします。

農林水産省が公表している令和2年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで37%、生産額ベースで67%となっております。また、熊本県の状況については、直近で公表されている令和元年度の食料自給率がカロリーベースで56%、生産額ベースで159%となっております。

次に、農水省が今年5月に策定したみどりの食料システム戦略の内容及び目的は何かとの御質問にお答えします。

本戦略は、2050年までという中長期的な観点から、環境負荷の軽減を図りつつ、食料、農林水産業の生産力向上と技術革新を通じて両立させていく、いわゆる持続可能な食料システムを構築していくことを狙いとした国の新しい政策方針です。内容としては、調達段階では資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進。生産段階ではイノベーション等による持続的生産体制の構築。加工・流通段階では、無理、無駄のない持続可能な加工・流通システムの確立。消費段階では、環境に優しい、持続可能な消費の拡大や食育の推進を行い、各段階における技術の研究開発・実証を行い、社会への普及を図り、持続可能な食料システムの構築を目指すものとなっております。

次に、有機農業の定義は何か、また、本市における有機農業従事者の推移、品目はどうなっており、支援策はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

有機農業の推進に関する法律では、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されています。本市における有機農業従事者数や品目については、正確には把握しておりませんが、国の環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者は、平成27年度実績では23戸、約13ヘクタールであったものが、令和2年度実績では29戸、約20ヘクタールに増加しています。品目については、主にかんきつ類やタマネギなどで取り組まれています。

また、支援策については、先ほどの環境保全型農業直接支払交付金があり、これは化学合成農薬、化学肥料を慣行栽培より半減させ、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む団体の取り組み内容や、作付面積に応じて交付金を交付するものです。ほかにも、国・県では環境に優しい農業による農産物の認証制度や、市独自に生分解性マルチなどの導入に対する補助を行っております。

次に、洪水防止機能の1つとして、田んぼダムの効果が期待されている、どのようなものかとの御質問にお答えします。

水田の多目的機能の1つである洪水防止機能を、豪雨時の被害軽減対策として活用する取り組みが一般的に田んぼダムと呼ばれています。水田は、周囲をあぜで囲まれているため、大雨時に雨水を一時的に貯留することができます。たまった水はゆっくりと流出するため、下流の河川・水路の急激な水位上昇を抑えて、洪水を防止・軽減する効果を発揮すると言われていています。しかし、田んぼダムの取り組みの先進事例である新潟県では、個々の農家の自発的な取り組みで下流域の浸水防止効果を狙ったものであり、数年で計画どおりの治水効果を期待できるのか、また、水田に水をためることに伴う作物への病気の発生やあぜの崩れなどの個人的被害に対する補償をどうするのかなど、農家や関係者からさまざまな意見も出されていると伺っております。

熊本県でも、令和3年度から球磨川流域でモデル的に実証実験の取り組みが行われておりますので、中山間地域に位置する本市での効果や課題については、その検証結果を見極めていきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 気候変動の影響が深刻になっています。地球温暖化は、止める努力をしなければ悪化の一途をたどります。世界中で危機感が共有されるようになった中、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出を実質ゼロにすることが、急速に各国の共通目標になり、日本も昨年10月に2050年カーボンニュートラル宣言、また今年の4月には、2030年度中に温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けると表明しました。その後、内閣府は、国・地方脱炭素実現会議を数回開催し、2030年度目標達成に向けロードマップを作成、これからの5年間に政策を総動員し、国も積極的に支援するとしています。紹介していただいたみどりの食料システム戦略は、このロードマップに組み込まれている農業分野における脱炭素化、日本の農業が抱えている諸課題、生産者の減少や生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などを踏まえ、将来にわたって食料の安定供給を図るためとして、農水省が策定したプランです。

日本の農業は、気候変動の影響以前に食料自給率の低さという面で深刻です。全体で37%、農業大国の熊本でも56%です。食料の70%近くを輸入に頼っているという現状は、環境の変化に

よっては飢餓に見舞われるレベルとも言えるんじゃないかと思います。みどりの食料システム戦略では、さまざまな新しい技術を利用する想定になっていまして、果たしてこの問題が解決できるのかについては、私は正直分かりませんが、ただ、その中で注目したのは有機農業の位置づけです。プランでは、2040年までに現在の耕地面積の25%、100万ヘクタールを有機農業に移行させるとなっています。有機農業は昔から行われている方法であり、食の安全・安心を求める消費傾向から、市場は国内でも海外でも年々拡大しています。驚くことに、世界の有機食品の売上げの46%をアメリカが占めています。アメリカでは、有機市場の売上げはこの20年で10倍になっているそうです。

その背景に、これまでの化学農薬、化学肥料、遺伝子組み換えの作物の大量投入によって土地が痩せ、土壌の半分が失われていること、子どもたちに深刻な健康被害が出ているなどがあることを、遺伝子組み換え問題に詳しい印鑰智哉さんが紹介されています。化学肥料の多用によって、土壌が風雨で流されやすくなる一方、有機農法というのは植物が光合成で作った炭水化物を地下に送る見返りに、微生物から窒素などの栄養分をもらうという共存関係をつくっていることから、土壌に粘りがあって流されず、炭素を地面に蓄えることができるのだそうです。2015年に国連で採択された国際土壌年は、この仕組みを軽視したため、土地の砂漠化、劣化を進めている事態に警鐘を鳴らしたものだということを初めて知りました。

日本国内で有機農法に挑戦する人は、全体からすると少ないものの、年々増えています。中でも熊本は、北海道、鹿児島に次いで多くなっています。本市でも、平成27年度実績で23戸、約13ヘクタールであったものが、令和2年度の実績では29戸、約20ヘクタールに増加しているとのこと。作物では、タマネギ、かんきつ類とのことでしたが、補助金を利用せずに、有機農法でお米を作っておられる方も聞いています。

有機栽培は、消費者の需要が今後も見込める成長産業であり、地球温暖化防止に寄与するほか、次のようなメリットがあることを、千葉県のいすみ市の例で紹介したいと思います。

いすみ市は、人口3万6,700人で、人口減少が課題の自治体です。2015年から学校給食に有機米を採用するようになり、4年間で全量を有機米にすることに成功しています。その後、野菜にも挑戦し、現在7品目まで増やしています。その結果、移住希望者の中で大変な人気となり、4年連続で住んでみたい田舎ランキング首都圏エリアの部で1位になっています。子どもの健康に関心のある保護者、就農を考えている若者に魅力ある移住先です。また、学校給食に有機作物を取り入れたいという自治体からの問い合わせはひっきりなしで、この動きは全国に波及しつつあると言えます。

有機栽培による稲作は大変重労働だというイメージがありますが、いすみ市の指導を行った民間稲作研究所は、同研究所のホームページを見れば詳しく見ることができますが、15年間の研究

の末、田植え後一度も田んぼに入らず収穫できる技術、つまり除草作業しなくてよい方法を編み出しておられ、容易に参加農家を増やしています。そして、成功の秘訣は、何といても自治体が旗振り役となったことです。給食という安定した販路が準備され、我が子も含め地元の子どもが食べるので、農家の張り切り方が違います。安心・安全な給食による子どもの健康増進、自然環境の保全、CO<sub>2</sub>削減効果、所得向上、移住・定住促進、一石四鳥、五鳥にもなる画期的事業です。国会では、有機農業の推進について問われた農水相がこの事業を大変評価して、学校給食に有機農産物を提供する事業を支援したいと述べました。

水俣市の中間地域には、耕作をやめてしまった田んぼ、畑がたくさんあります。去年の球磨川豪雨被害後、洪水を緩和する目的で利用する田んぼダムが話題になっています。先ほどの説明では、ダムとして機能を果たすにはまだ課題があるとのことでしたが、少なくとも休耕田を田んぼとしてよみがえらせ、将来にわたって維持できれば、その多面的働きが活かされる上に、将来の食料危機を救うことになるかもしれません。

ちょっと早口になっております。すみません。

そこでようやく質問なんですが、本市にも有機農業に従事されている方がおられます。こういう方の後押しをして、さらに横に広げていくため、まず市が公共施設である給食センターや医療センターへの有機農産物の使用を目指すこと、そのために市として耕作面積の目標を作り、モデル的生産地区を選定して、生産者と一体となってノウハウを研究するお考えはないか、この見解について伺います。

1点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

公共施設である給食や医療センターの食材提供を目指して、耕作面積の目標づくりとか水稻栽培のモデル的生産地区を選定して、ノウハウの研究をやる気はないかとの御質問だったかと思います。

現在、給食センターにおいては、JAあしきたの水俣・芦北産のお米が100%使われており、また、野菜も地場産食材として積極的に取り入れられ、給食便りなどで生産者の紹介が行われていると伺っております。また、医療センターにおいては、特に産地や栽培方法など指定はないとのことでした。両施設とも、給食にどれだけ有機農業の食材を取り入れているかは把握できておりませんが、その生産コストの増に伴う食材費の高騰や、生産者の出荷価格の折り合いがつかないのか、また安定した量が確保できるのかなど、幾つか課題があると思われます。このようなことから、すぐに有機農業に限定して耕作面積の目標づくりや水稻栽培のモデル的生産地区を選定して推進するのではなく、まずは化学合成農薬、化学肥料を慣行栽培より半減させた環境保全型農業

の取り組み面積を拡大できるよう支援していくとともに、学校給食センターへの出荷につきましては随時紹介してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 給食センターが地産地消を基本方針にしていることは、私も存じております。その方針と今回の提案は、全く矛盾しないと私は思っています。地元から納入される生産物をバージョンアップさせると考えればいいのではないのでしょうか。既に大きな成功を収めている事例も紹介しました。まずは研究から始めてみませんかという問いかけでしたけども、現状維持のままというお答えでした。

それならばということで、3回目は市長にお伺いしたいと思います。

市長は就任早々、SDGs 未来都市の称号を目指し、実際に称号を取られました。環境アカデミアが今熱心にSDGsの講座を開き、市民への啓発活動を行っています。ところが、それを具体化する政策はといいますと、以前、JFEとJNCの再生可能エネルギーを市民に供給できる仕組みがつかれないかというふうに提案しましたが、今日午前中にも明言されましたが、公共施設以外の拡充は考えていない。その上、家庭における低炭素を目的とする家庭部門低炭素総合事業、これ、環境モデル都市を標榜する本市、革新市長時代に継続して取り組んできたものですが、市長は全額カットされました。住宅の省エネを促進するエコハウスも縮小されています。今回、農業分野で低炭素化・持続化提案をしましたがけれども、これも現状維持というお返事なんです。

昨日、市長が2期目の出馬の意向を示され、抱負も語られました。しかし、環境モデル都市、SDGs 未来都市の責任を果たすような政策、戦略を語られませんでした。今から地球の温度上昇を1.5度に抑えるには、この10年の取り組みは非常に重要だと考えます。

このことについて、まず市長の認識をお伺いしたいというのと、地球温暖化を止めるための戦略について、何かお考えになっておられるのであれば、ぜひお話しいただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の質問にお答えいたします。ぴったりの時間でありがとうございます。最大限使っていただきまして。

まず、この地球温暖化を1.5度に抑えるための問題に対する認識、それから今後どういう分野での目標に取り組むか、戦略があればということの2点かと思います。

近年、気候変動の影響が原因と考えられるさまざまな異常気象が顕著に表れておりまして、記録的な猛暑や集中豪雨による被害など、世界各地で私たちの生活に深刻な影響を及ぼしていると

いうふうに言われております。これは人類共通の課題でありまして、本市だけの努力で実現できるものではございませんけれども、これからも環境モデル都市として、またSDGs未来都市として、この課題に取り組んでいかなければならないと認識をしております。

今後の取り組みにつきましては、先ほどお答えしました農業分野を含めたさまざまな分野におきまして、再生可能エネルギーや省エネ、省CO<sub>2</sub>の推進等への取り組みを進めることによりまして、本市の掲げる削減目標を上乗せできるよう、各部署の施策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時31分 散会

令和3年9月9日

令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和3年9月9日（木曜日）

午前9時33分 開議

午前11時24分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀨 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）
教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）	上下水道局長（金 子 昌 宏 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育総務課長（赤 司 和 弘 君）	

○議事日程 第4号

令和3年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 木戸理江君 1 第6次水俣市総合計画第1期基本計画第5章の、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりについて
- 2 鳥獣被害とその対策について
- 3 インターネット光回線の整備について
- 4 若者や子ども達のスケートボード環境整備について
- 5 いじめ問題について
- (付託委員会)

第2 議第73号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (総務産業)

第3 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第5 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第6 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第7 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第8 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第9 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について (総務産業)

第10 議第81号 工事請負契約の締結について (総務産業)

第11 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

第12 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について (総務産業)

第13 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)

第14 議第86号 令和2年度水俣市一般会計決算認定について ( )

第15 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)

第16 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)

第17 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)

第18 特別委員会の設置について

---

○本日の会議に付した事件

午前 9 時33分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、決算 4 件、並びに、株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、平成30年度及び令和元年度決算に基づく健全化判断比率の修正、計 3 件の報告がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない 1 人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、おはようございます。真志会の木戸理江です。

お盆の頃の長雨による防災対策やコロナ禍での対応など、職員の皆さんは、通常業務に加えて忙しい夏であったかと思います。

今年 1 月に初めて、次いで先日、市長が、防災無線で危機対策について訴えられました。1 月のときは、聞き慣れてしまった防災無線の機械音と違うことにまず驚き、市長が直接語りかける言葉に聞き入った記憶があります。本当に市民に言葉を伝えたいとき、市長自らが、マイクの前で声を発することは、市民の胸にも響くと思いますし、それを聞き、自らの行動を改めて振り返るきっかけにもなると思います。

この一般質問の場も同様で、市長を初め、執行部の本気の言葉に期待して、以下、通告にしたがい質問いたします。

1、第 6 次水俣市総合計画第 1 期基本計画第 5 章の、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりについて。

①、老朽危険空き家の対策はどのようになっているか。

②、みなくるバスの利便性向上は達成できているか。それによる利用者数の減少などの課題はクリアできているか。また、乗合タクシーの活用は有効に行われているか。

③、シルバードライビングスクールと免許返納の推進、バスの利便性向上の課題は、関連が濃いと思うが、現状はどうか。

④、2020年度の水俣市における事故や、軽犯罪等の発生件数と、その主なものはどういったものか。

2、鳥獣被害とその対策について。

①、昨今の鳥獣被害について、市はどれだけ把握しているか。

②、被害を抑えるための、市民に対して行政の補助はどのようなものがあるか。

③、害虫駆除に猟友会の活動は欠かせないと思うが、活動に対して市は補助を行っているか。

3、インターネット光回線の整備について。

①、未整備地区の範囲と、今後の整備予定はどのようになっているか。その効果は具体的にどのようなものがあるか。

4、若者や子ども達のスケートボード環境整備について。

①、スケートボードの人気上昇に伴い、その人口や遊ぶ場所が増えているが、施設の破損や苦情など、トラブルは起きていないか。また、その対処法は整っているか。

5、いじめ問題について。

①、いじめ対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 木戸議員の御質問に順次お答えします。

まず、第6次水俣市総合計画第1期基本計画第5章の、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりについては総務企画部長から、鳥獣被害とその対策については産業建設部長から、インターネット光回線の整備については私から、若者や子どもたちのスケートボード環境整備については副市長から、いじめ問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（牧下恭之君） 第6次水俣市総合計画第1期基本計画第5章の、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりについて答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

(総務企画部長 中谷衛君登壇)

○総務企画部長(中谷 衛君) 初めに、第6次水俣市総合計画第1期基本計画第5章の、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりについて順次お答えします。

まず、老朽危険空き家対策は、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

当市では、老朽化した危険な空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応しています。老朽化した危険な空き家として市に相談があった場合には、まずは状況確認を行い、改善が必要な場合には、所有者等に連絡し、対応を求める助言を行います。

所有者等による対応状況や、空き家が周囲に与えた悪影響の程度を考慮し、必要に応じて特定空き家等に認定します。特定空き家等に認定すると、所有者等に対する勧告や命令等が可能になります。

こうした法に基づく対応に加えて、本市では、国の社会資本整備総合交付金を活用し、水俣市老朽空き家除却促進事業を実施しています。これは、老朽化した危険な空き家等を解体する所有者等に対して補助金を交付する事業であり、この事業により、これまで平成30年度に6件、令和元年度に9件、令和2年度に11件の老朽危険空き家が解体されています。

また、令和2年度まで、本市に寄せられた空き家などの相談は、全部で173件あり、うち102件については、解体や危険の除去など対応が完了しています。

次に、みなくるバスの利便性向上は達成できているか。それによる利用者の、利用者数の減少などの課題はクリアできているか。また、乗合タクシーは有効に活用されているかとの御質問にお答えします。

まず、みなくるバスの利便性向上につきましては、第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、新庁舎建設完成に合わせた運行ルートの変更や、市役所庁舎への乗り継ぎ拠点整備などの複合的な取り組みを進めているところです。

また、みなくるバスの利用者の減少につきましては、75歳以上の高齢者と、障がいがある方を対象とする、みなくるバスの無償化や、園児や高齢者などへの乗り方教室の実施などにより、利用拡大に向けて取り組んでいるところです。

次に、乗合タクシーの活用は有効に行われているかについてであります。みなくるバスが運行できない中山間地の貴重な交通手段として有効に活用されております。

しかしながら、市内を運行する8路線の中には、1便当たりの平均乗車人数が2人未満であったり、年間の利用者数が2人である路線が存在するなど、その運行に関して非効率な面が見受けられたため、一部の路線について、令和3年2月から、電話予約型の運行方式に変更し、運行効率の改善を図っているところです。

次に、シルバードライビングスクールと免許返納の推進、バスの利便性向上の課題は関連が濃

いと思うが、現状はどうかとの御質問についてお答えします。

シルバードライビングスクールの現状については、これまで春と秋の交通安全運動週間の取り組みの1つとして、水俣自動車学校で、車両点検説明及び自動車実技の講習などを実施しております。講習を通じて、高齢者の方が、御自身の安全運転技術を再確認していただくのと同時に、免許返納の判断の機会の一助となっていたと考えております。昨年春から、新型コロナウイルスの影響により、開催を見送っている状況にありますが、今後の感染状況を踏まえ、再開を検討してまいります。

免許返納の現状については、平成28年度から、自主返納に対する特典制度を設け、さらに31年度からは、特典制度の申請が、水俣警察署の窓口で行えるよう、ワンストップサービス制度を設けております。この成果もあり、平成28年度から令和2年度までに、424人の方が自主返納を行っております。

これらの取り組みと併せて、免許を返納した高齢者の日常の移動手段として、バスを含めた公共交通の維持、利便性向上を図る必要があります。具体的には、先ほど申し上げたとおり、75歳以上の高齢者のみなくるバスの無償化や、運行ルートの見直しなどに取り組んでいくこととしております。

次に、2020年度の水俣市における事故や軽犯罪などの発生件数と、その主なものはどのようなものかとの御質問にお答えします。

まず、水俣市内における交通事故の発生件数ですが、熊本県警では、年度ではなく暦年で集計しておりますので、令和2年、つまり2020年の情報となりますが、市内の事故は26件で、死亡事故はゼロ件。主なものは、車の追突事故や出会い頭の事故です。

また、犯罪などの発生件数ですが、こちらも暦年で集計した情報によりますと、令和2年の水俣市内の刑法犯認知件数は48件で、主なものは、万引き、車上狙い、空き巣などの窃盗です。

また、水俣警察署にお伺いしたところ、水俣署で検挙した特別法犯については9件で、主なものは、出入国管理及び難民認定法違反や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反であったとのことでした。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 放置家屋は、近隣住民にとっては、迷惑で不安この上ないものです。空き家の相談が近隣住民から入った際に、所有者と連絡がつかない場合にはどう対処しますか。具体的な策を教えてください。併せて、持ち主の考え方と近隣住民の希望が違うケースも多いと思いますが、その際の市の権限、ボーダーラインはどこまでありますか。

続いて、みなくるバスについては、日頃からのバスの利用者や運転免許の返納者にとって、通

院や移動など、生活を支える助けとなる有効な施策だと期待しています。さらに、住民サービスをアップするために必要なのは、利用しやすいバス路線であることだと考えます。路線の見直しも図られるとのことですが、現在の路線の中に、距離が長く、時間がかかっているものがあり、そのために本数が少なく、結果的に、それが利用しにくい理由という市民の意見もあります。例えば、地方からのバスを、町中心部だけにつなげる往復一直線にし、中心部と地方を放射線状に運用するなどの検討はできないでしょうか。

また、山間部、遠隔地になるほど、住民負担は大きいのではないかと考えます。今回の無償化で、150円分の無料回数券10枚つづり5セット配付されますが、300円区間の住民は、150円区間の人よりも半分の期間でなくなってしまいます。すぐにまた申請をしなければならいでしょうし、それもまた手間です。区間による不平等は、同じ市民の中にあってはならないことと思います。遠い区間の市民も、市街地に住む人と、その手間が平等になるような対応はできているのでしょうか。

また、手続の際に、本人確認をし、利用するときに、再度本人確認のための証明書を提示しなければなりません。このことに、市民は、その手間を問題視しています。降りる際の身体的な苦勞に加えて、その都度、身分証明書を提示するというのは、どう考えても大変な作業です。もちろん、不正利用を防ぐためとは理解できますが、利用者の手間と、それに対するトラブルや不満は防ぎたいものです。回数券の発行時に、既に身分証明をしているわけですから、ここは、利用者を信用するわけにはいかないでしょうか。回数券を出すということだけで済むように改善できないでしょうか。

せっかくよい取り組みがスタートしたのですから、市民の苦勞や心配事を、その都度改良して、市民サービスをよりよいものにしてほしいと望み、みなくるバスについても3点お尋ねします。

続いて、シルバードライビングスクールについては、コロナ禍を理由の開催見送りと言われましたが、コロナ禍でも、通院や買い物で、高齢者の運転は確実にあります。安全運転技術の再確認の意味では、ふだんから必要なことだと思います。免許更新時の詳しいチェックや、個別指導などに加え、感染対策をした上でのこまめな指導が、たびたび必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、高齢者の運転に限らず、運転技術の問題での事故や、あおり運転など、被害者にとっては防ぎようのない事故や事件の発生も多くなっています。ルールを守っているほうが被害を被ることはあってはならないことで、残念なことに、いつ誰が被害者になってもおかしくないような事例が多発しています。不慮の事態を防げなかったときの正確な情報収集のツールとして、防犯カメラや見守りカメラの有効性は顕著であると考えます。令和元年6月に、小路議員が質問

し、本市における公共施設での設置台数などは把握できましたが、それ以降、設置場所や台数は増えていますか。

また、カメラの設置は、事故の認知、確認にも有効であり、国道以外にも必要性を感じます。例えば、以前から懸念されている永尾サッシ横の交差点など、事故の危険性が非常に高い交差点へは、カメラが設置されることで、問題解決への一助となることは間違いありません。本市市内での複数の交差点が、同様の問題を抱えています。市道部分へのカメラの設置を増やす必要がありませんか。考えをお聞かせください。

以上、7点、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 木戸議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、空き家の件ですけれども、危険な空き家について、所有者と連絡がつかない場合というのはどう対応するのかという話と、あと、その場合に、市の権限はどこまであるのかという質問だったと思います。お答えいたします。

適切に管理されていない空き家に関しては、適切に管理されていない空き家について市民からそういう御相談が市にあった場合には、市としましては、先ほどお答えしましたとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、所有者等に対する勧告や命令等の措置を講ずることが、制度上、可能となっておりますので、所有者と連絡がつかない場合であっても、そういった法的な権限に基づいて対応することが可能という、そういう仕組みになっております。

当市としましては、同法に基づき適正な対応を行うこととしておりまして、老朽化した危険な空き家が、所有者と連絡がつかないまま放置されるということがないように努めてまいります。

続きまして、みなくるバスの質問が3点あったと思いますけれども、1問目が、みなくるバスの路線について、町なかに集中してくるバスが距離が長くて、結果的に、その本数も少なくなってしまうので、それを改善して、例えば、その市の中心部と周辺部は往復にした上で、市の中心部は、恐らく、環状線のようなものをつくって、運行エリアを分けたらどうかという御提案かと思えますけれども、それについてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、みなくるバスに限らず、乗合タクシーも含め、本市の公共交通は、乗車してから乗り継ぎなしで各路線が町なかまで運行しておりますので、便によっては2時間以上運行するものもございますが、途中で乗り降りすることなく目的地まで行くことができるという側面も合わせ持っております。議員の御提案は、市の中心部に環状路線を設置した上で、山間部等の周辺部に、放射線状に路線を設置すべきというものと思われま。

御指摘のとおり、市中心部と周辺部でエリアを分けることにより、効率的な運行が実現できる可能性がある一方で、利用者にとっては、乗り換えの手間が生じることに加え、追加的な運賃負

担が生じる可能性もあります。こうした点を踏まえ、利用者のニーズを丁寧に酌み取りながら、運行ルートの見直しに係る検討を進めてまいります。

続いて、みなくるバスのもう一つの質問ですけれども、無料回数券の件ですけれども、300円区間の住民は、150円区間の人よりも券が早くなってしまうと、申請の手間がかかる。申請の手間が平等になるような対応はできているのかという御質問であったかと思えます。

議員の御指摘のとおり、山間部等の周辺部の一部の路線では、区間制運賃のため、1回の乗車で300円の負担が発生する場合がございます。山間部等の周辺部の利用者と、市街地の利用者、それぞれの無料回数券の利用実態を、まずは把握した上で、両者の間で、申請頻度など、利用者の負担に著しい差が生じているような場合には、議員の御指摘を十分に参考にしつつ、必要な見直しを検討していきたいと考えております。

みなくるバスについて3問目の御質問だったと思えますけれども、こちらの、本人確認の手間のお話で、交付のときに既に本人確認しているので、また、乗るときに改めて本人確認をするというのは、市民からもその手間が問題視されている。市民を信頼して、せめて、回数券を出すことだけで済むようにできないかという御質問だと思います。

みなくるバスの無料回数券の利用時に身分証明書の提示を求めることにつきまして、本人確認手続の手間をできるだけ減らしたいという利用者の心情は理解しております。一方で、本政策の財源を負担している納税者たる市民の理解を得ることも不可欠です。このため、他人への譲渡などの不正を防止し、制度の適正な運用を図る観点から、降車時の本人確認は必要と判断しております。

ただ、既に、本市のスクールバスにおいて、みなくるバスなどが乗り入れることができない越小場や桜野上場、石坂川の地域に居住をされてる方を対象に、平成24年度から、事前登録を行っていただいた上で、無料での一般利用を実施しておりますが、やはり、降車時に登録証の提示をお願いしております。こういった確認するという事は、定着してきているところでございます。

続いて、高齢者の運転技術の確認のためのチェックですか、個別指導について、コロナ禍であっても、しっかりやってほしいという御質問だと思いますけれども、現下のコロナ感染症の状況にあっても、議員御指摘のとおり、高齢者の安全運転技術の再確認は重要であり、水俣自動車学校及び水俣警察署では、感染対策を講じた上で、70歳以上のドライバーに対する運転免許更新前の高齢者講習、75歳以上のドライバーに対する認知機能検査が行われ、必要に応じて個別指導が実施されているところです。

なお、御指摘のシルバードライビングスクールについては、水俣警察署とも協議の上、コロナウイルスの感染予防を第一と考え、実施を見送っておりますが、今後の感染状況を見極めつつ、

再開時期を検討してまいります。

続きまして、防犯カメラの設置の件でございますけれども、公共施設への設置台数は、どのような状況かという話と、カメラの設置については、防犯だけではなくて交通事故の認知にもつながるので、危険な交差点に設置してはどうかという御提案だったかと思っておりますけれども、まず、市内の市有施設における防犯カメラの設置台数は、11施設に58台となっており、その内訳は、総合体育館に6台、市内小中学校体育館9施設に9台、医療センターに43台となっております。

また、議員御指摘の、交通事故の確認のためのカメラの設置につきましては、まずは、他市町村の導入事例等を調査しつつ、その有効性を見極めてまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 みなくるバスについては、乗り降りすることなく目的地に行けるとというのがメリットとは限らないと思います。実際に、幾つかの病院と買い物という目的が複数ある利用者にとっては、帰りのバスに確実に乗るために必死です。物理的に無理だから、目的を1日1つにして、例えば、病院に行く日なら、買い物やほかの用事を諦めるという人も少なくありません。利用者のニーズを再度調査して、路線の見直しにつなげてほしいと思います。

今回、免許の自主返納者への特典としても、みなくるバスの無料回数券の特典がありますが、75歳以上で、かつ免許返納者である場合は、75歳以上の対象としての無料回数券の配付と、それとは別に、返納者としての特典で、言うなれば、ダブルでもらえることと判断してよいのでしょうか。

また、特典の1つに、乗合タクシーの選択肢もありますが、これは、通常のタクシー券として、対象金額分、7,500円分利用するということはできないのでしょうか。利用者の利便性を考えるという例として、一昨年、私ども真志会が視察した、秋田県横手市で、共助運営体運行で、送迎ミニバンの成功例を学んできました。同様の運行が、8月から、上天草市でもスタートしました。この取り組みについて検討することはありませんか。

まず、3点お尋ねします。

続いて、見守りカメラに関しましては、カメラがあることで犯罪の抑止力につながると思います。令和元年6月に、小路議員に答弁があった、飲料水メーカーとの連携での見守りカメラは、それ以降、増えているのでしょうか。

また、市街地から少し離れた地域では、人の流れも比較的少なく、監視の目が届きにくいこともあり、窃盗や、わいせつ目的の犯罪が発生したときに、容疑者の検挙までに時間を要したりします。地域の公民館や公園などに、見守りカメラつき自動販売機が設置されることで、抑止力の強化と、事件の早期解決に結び付けることができると思います。

実際に、自動販売機は各所にありますが、そこにカメラを設置するまでの費用は、地域や個人での負担は厳しいと思います。これを各地域へ費用を助成し、設置することはできないでしょうか。

以上、全部で5点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、みなくるバスの無償化の件でございますけれども、みなくるバスの無料回数券について、無償化の分と、75歳以上の免許証自主返納者の方の分ということで、これはダブルでもらえるのかという趣旨の御質問かと思えます。

免許証の自主返納の特典としては、みなくるバスの無料回数券と、乗合タクシーの無料回数券のいずれかを選択できます。議員御指摘のとおり、75歳以上の免許証を自主返納者が、特典として、みなくるバスの無料回数券を選択した場合には、合わせて今回の無償化による無料回数券の交付を受けることは可能です。ただし、それぞれ申請手続を行う必要があります。

続きまして、免許証自主返納の特典の選択肢の1つに乗合タクシーというのがあるけれども、これを通常のタクシーに換えることはできないかという御質問だったかと思えます。

免許証の返納特典としてタクシー券を交付する場合、利用者は、停留所まで行く必要がなく、天候を気にせず利用できるなどの利点があると考えます。一方で、効率的で持続可能な公共交通を実現する観点からは、みなくるバスや乗合タクシーの利用を促進することも重要です。こうした点を総合的に考慮して、議員の御提案も十分に踏まえながら検討を進めてまいります。

次は、他の地域における公共交通の例ということで、秋田県横手市の送迎ミニバンの例ですとか、上天草市でもそういった取り組みがスタートしているということで、市でも参考にできないかという御質問だったかと思えます。

地域における新たな公共交通サービスについては、議員御指摘の秋田県横手市や、上天草市が取り組んでいる自家用有償運送のほか、熊本県でも、交通空白地帯で相乗りタクシーの実証運行を実施するなど、全国各地でさまざまな取り組みが行われているものと承知しています。本市におきましても、本年7月に、荒尾市のおもやいタクシーの取り組みを視察しました。これは、どこからでも乗り降りができるエリア運行の相乗りタクシーです。

このように、人口減少などを受けて、公共交通の利用が年々減少する中、各自治体において、公共交通の効率化や、車両の小型化といった動きが具体化してきていると認識しています。本市においては、市全体の公共交通網の見直しを進めているところでありまして、議員御指摘の事例を含め、他自治体の取り組みを参考にしながら検討を進めてまいります。

最後に、見守りカメラの件でございますけれども、見守りカメラの、その設置件数が増えている

のかという御質問と、そうした地域が、こういったカメラを設置する場合に、助成を給付することはできないのかという御質問だったかと思えます。

議員御指摘の見守りカメラは、一般社団法人全国安全環境ネットワークが実施する事業により、市内自動販売機に設置されたカメラのことですが、水俣警察署に確認したところ、設置個所が、令和元年6月当時から1カ所増加し、現在11カ所になっています。また、各地域へのカメラ設置に係る費用の補助につきましては、まずは、他の自治体における助成事業の実施状況を調査しつつ、事業の必要性を検証してまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、鳥獣被害とその対策について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、鳥獣被害とその対策について順次お答えします。

まず、昨今の鳥獣被害について、市はどれだけ把握しているのかとの御質問にお答えします。

本市で策定している水俣市鳥獣被害防止計画では、イノシシによる農作物被害について、平成27年度は、被害額は約252万円、平成28年度は約78万円、平成29年度は約52万円、平成30年度は約92万円、令和元年度は約37万円となっております。また、鹿による造林被害について、林野庁の野生鳥獣による森林被害の状況調査によると、平成27、28、29年度は、それぞれ約2,530万円、平成30年度は約2,500万円、令和元年度は約2,520万円と推定されております。

次に、被害を抑えるための、市民に対して行政の補助はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

個人で農作物を守るための支援については、獣害防止対策事業による電柵金網設置のための資材費用の一部について補助しています。ほかにも、熊本県の「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」では、「えづけSTOP！対策」を実施する集落や農業者等のグループに対して、市町村または各自治体に設置された有害鳥獣被害防止対策協議会などを通じて、活動に要する経費の支援が行われているほか、本市44集落で実施している中山間地域等直接支払事業や、11組織で実施している多面的機能支払事業の中でも、一部鳥獣害対策に活用できる交付金もございます。

次に、獣害駆除に猟友会の活動は欠かせないと思うが、活動に対して、市は補助を行っているかとの御質問にお答えします。

まず、緊急捕獲対策事業補助金として、イノシシ、鹿の成獣を捕獲した場合は、1頭当たり1万円を、幼獣は5,000円、アナグマ捕獲は、1頭当たり3,000円を補助しています。

また、鳥獣被害対策実施隊員報酬として、捕獲のための緊急出動を行った場合、1人1日当たり5,000円を支給しています。

さらに、担い手確保のために、わなや銃の免許を取得し、猟友会に加入した場合、狩猟免許取得費の一部を補助したり、駆除活動費として、団体で捕獲する一斉捕獲活動費や、ハンター保険料、狩猟登録免許税などの一部を補助しています。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 鹿については、今回、造林被害についての数字をお示しいただきましたが、私の周りでは、農作物被害をよく聞くようになりました。最近では、民家や田畑の周辺や道路脇で、多くの鹿を見かけるようになり、その個体数も爆発的に増加しているのが見て取れます。田植えを終えたばかりの苗を食べられたり、白菜やほうれん草など、植えたばかりの苗を、その都度食べられた農家さんもあります。木の皮をぐるりと一周食べられてしまうと、その木は立ち枯れを起こしてしまいます。

お茶の新芽を食べられる被害も続出しています。お茶の幼木は、鹿の尿で枯れてしまいますし、角研ぎの跡がある木は芽が出ていません。御存じのように、茶畑はきれいな列で植えられています。鹿はその間を跳ね回り、体についたダニをこすりつけながら畑を荒らします。口に運ぶお茶にダニがついてしまうことを一番おそれ、防ぎたいと悩んでいるのが生産者です。ネットを張って防御していても、一度飛び越えたネットが、鹿の角や足によって少しでも緩むと、そこが通り道になってしまいます。支柱ごと倒れて破れたネットを張り直すのも余計な作業です。このような農家の悲鳴が日増しに増えています。

鳥獣被害対策は、本市でも必須の課題と思いますが、鹿の次は、猿だという噂も出ており、そうすると、空中への防御の展開も必要になってきます。下草を食べ尽くし、土壌がむき出しになったり、皮を食べられ、生命力が落ちた木々が、手入れをされず、いわゆる放置山林は保水力が低下し、大雨などによる被害の懸念もあります。大きな被害や災害に見舞われる前に、まずは喫緊の対策が必要だと思います。

現時点での鹿による農作物被害の実態は、どこまで把握できていますか。お尋ねします。

また、市の補助金や交付金があるとのことですが、市の面積のうち8割は山林。その中で暮らし、なりわいを得ている市民に対し、補助が十分であるか改めて考えます。

知り合いの茶畑は3.5ヘクタールの面積で、その周囲にネットを張ると、最短でも約1キロの距離があります。その費用は約40万円を超えるそうです。そして、ネットは紫外線で劣化しますし、鹿が引っかかったり、押し倒したりして、またその補修に費用がかかり、周辺の見回りにも多数の工数を要しています。鹿の被害を防ぐ手だてとしての設置費用は絶対的に足りていません。補助率を上げる方策はないでしょうか。お尋ねします。

合わせて、防御だけでなく攻撃も必要です。捕獲の補助率は分かりました。捕獲をするためには、駆け回っているイノシシや鹿を犬が追って、猟銃で打つのもありますが、確実に仕留められ

るのは、わなをかけて動きを抑えてからの捕獲です。そのためには、わなを仕掛ける手間と、その費用が発生します。市販のわなで約5,000円。手作りでも2,000円ほどかかります。これを数個仕掛けるのに、その分の時間もかかります。

さらに、担い手確保のために補助が幾つかありますが、ある人が、猟銃を保有するハンターになるまでに約25万円かかりました。それまでに、いろいろな経験や周りとの関係性を築いてこの費用で、銃などは中古品です。もし、装備品を新品でそろえたら、ハンターになるだけで、概算で約43万円かかります。もちろん、猟に出るたびに費用もかかりますし、猟犬も育てなければなりません。

猟友会でも人手は欲しいですし、害獣に対して駆除できる人の数が不足しています。わなを増やしたり、ハンターを育成したり、手厚い補助が必要であり、具体的に、猟友会やハンターに対しての補助の拡大も必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。3点あったかと思えます。

まず1点目です。鹿による造林被害、農作物被害が増加している。現時点での鹿による農作物被害の実態は、どこまで把握できているのかとの御質問だったかと思えます。

鹿による農作物被害につきましては、熊本県農業共済組合に届出があったものについては把握しておりますが、そのほかの被害については、近年、九州各地で広域的に鹿の被害が急増しており、被害の実態を的確に把握できていないのが現状です。

鳥獣被害の実態把握については、熊本県、JAあしきた、水俣市、津奈木町、芦北町で組織する、芦北地方農業振興協議会の中でも問題視されており、被害防止対策を含めて、これから検討を進めていくこととしており、本市としても協議会と連携しながら対応をしていきたいと考えております。

それから2点目です。鹿等の被害を防ぐ手だてとして、鹿ネット設置費用は絶対的に足りていない。補助率を上げる方策は考えていないのかとの御質問だったかと思えます。

本市の獣害対策事業補助金では、電柵の補助だけでなく、ワイヤーメッシュや鹿ネットによる資材費にも補助を行っています。鹿用は、2分の1補助で上限5万円。イノシシ用は、2分の1補助で上限3万円となっています。

また、市の補助金を使用して、JAあしきたで資材を購入された組合員の方は、JAあしきたからも追加の補助金が出ているとお聞きしております。このような支援策を行っており、現在のところ、補助率を上げることは考えておりませんが、ほかの自治体等の事例を調査していきたい

というふうを考えております。

それから3点目です。具体的に、猟友会やハンターに対して補助の拡大も必要と考えているが、いかがかとの御質問だったかと思えます。

補助の内容につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりですが、今後の補助金のあり方につきましては、まずは、猟友会等の御意見を丁寧に伺った上で、その必要性を見極めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 害獣対策をしながら農業を続けていくことのバランスが崩れていくのではないかと心配しています。この状態が続くと、農業離れも懸念され、農家の負担が少しでも軽くなるような方策を求めます。

以前紹介されました、高校生が作った箱わなの設置など、害獣を捕獲することを増やせるような補助率アップと対策の強化を望みます。

実際に、私も猟に同行して、猟友会の活動を見ていますが、人が立ち入らないようなやぶや、荒れた山林を、重たい銃を抱えて走り回るとは、かなり体力を消耗します。土地を知り尽くした腕利きのハンターでも、高齢化の波は必ずやってきます。山に入ること自体が大変な苦勞を強いることにもなり得ます。担い手確保のために、本市でも一部補助が行われておりますが、現在活動できているハンターの活動が難しくなる心配について、本市では、この現状をどう捉えていますか。

また、本市の職員の中にも狩猟免許を持っている人がいると聞きましたが、積極的に活動ができるように図られていますか。実際に、今、活動しているハンターと、その周りの組織、そして、目の前で害獣と闘っている農家さんへの直接的な支援が急がれるときだと思えます。

併せて、捕ったものの始末についてもお尋ねします。

捕獲の個体数が多くなれば、その始末の仕方も課題となります。本市には処理施設がありませんが、他市の成功事例をもとに、IoTを活用した対策や、ジビエ産業の取り組みなどを検討できないでしょうか。処理のガイドラインに沿って、愛林館や葛彩館の加工施設を活用したり、隣接する閉鎖したお店で販売をしたり、レストランでジビエ料理の提供をすることができないだろうかと考えます。

さらには、光回線の整備により、加工品のネット販売にも活路を見出せるのではないかと考えます。成功事例が少ないことも事実ですが、だからこそ、今あるフィールドを活用して、本市が肝いりで新たなビジネスに乗せていくことを検討する価値もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。3点であったかと思  
います。

まず1点目です。猟友会の活動も見えているが、ハンターの高齢化で活動が難しくなる心配も  
あるが、本市では、この現状をどう捉えているかとの御質問だったかと思ます。

本市の猟友会は62名おられますが、80歳以上が7名、79から70歳が25名、69から65歳が13名  
と、高齢者が45名であり、今後、若い人たちの狩猟免許取得が見込まれないと、将来的には、有  
害鳥獣駆除ができる猟友会の会員の数が大きく減少することが予想されます。

狩猟免許の取得ができる18歳以上、特に、有害鳥獣駆除対策を学んでいる水俣高校生や、本市  
の職員2名が、地域貢献のため、進んで狩猟免許を取得しています。これを機会に、被害を受け  
ている農業者、林業者及び行政が情報交換を行い、農業者、林業者が狩猟免許を取得できるよう  
支援していきたいと考えております。

2点目ですが、職員の中にも狩猟免許を持っている人がいると聞かすが、本市では、積極的に活  
動ができるように図られているかとの御質問でございました。

本市におきましては、水俣市組織規則の中で、有害鳥獣駆除対策に係る業務は農林水産課が担  
当し、先ほどお答えしましたとおり、2名の職員が狩猟免許を取得しております。市民から、イ  
ノシシや鹿などが市街地に出没しているので対応してほしいとの通報があった場合は、速やか  
に、担当職員が現場に出向き、水俣市鳥獣被害対策実施隊として任命している猟友会や警察と連  
携しながら、捕獲活動を行える体制は整えているところです。

それから3点目です。他市の成功事例を基に、IoTを活用した対策や、ジビエ産業の取り組  
みなどを検討できないかとの御質問だったかと思ます。

IoTを活用した鳥獣害対策につきましては、様々なメーカーで開発が行われ、また、各地で  
実証試験や導入が進められています。本市では、今年度に、熊本県の助成を受けて、水俣市有害  
鳥獣被害防止対策協議会が、鹿による森林被害地域対策事業により、ICTカメラやドローン  
を活用した効率的な捕獲技術の取得等の取り組みを実施する計画であります。

また、ジビエ産業の取り組みにつきましては、担当課である農林水産課において、今年2月、  
八代市で、牛肉や豚肉のほか、ジビエ肉の加工販売を行っている企業の視察を行いました。そ  
こで伺ったところ、1日に50頭未満のイノシシや鹿の処理であれば、収支が赤字になるとのこと  
で、実際に、本地域で運営していくのは厳しい状況と感じました。

鳥獣害対策は、一時的ではなく永続的に取り組んでいく必要がありますので、採算面や持続可  
能な仕組みを十分に考慮し、どのようなことに取り組んでいくことが有効であるか見極める必要

があると考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、インターネット光回線の整備について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、インターネット光回線の整備について、未整備地区の範囲と、今後の整備予定はどのようになっているか、その効果は、具体的にどのようなものがあるかについてお答えします。

まず、インターネット光回線が未整備となっているのは、NTT西日本の葛渡交換局、久木野交換局、湯出交換局の区域です。

そこで、令和2年度の新型コロナウイルス関連の交付金を活用して、未整備地区におけるインターネット光回線の整備を推進しております。令和3年度中には工事が完了し、市内全域で光ブロードバンドサービスの提供が開始される予定となっております。その効果としては、高速インターネットサービスが市内全域で提供可能となり、各家庭で加入契約をすれば、インターネットを通じた各種サービスを誰もが利用できるようになります。そのことにより市民生活の利便性が向上するだけでなく、地域の活性化につながる重要な社会基盤として、さまざまな波及効果をもたらすものと考えております。

例えば、学校教育における効果といたしましては、令和2年度に整備した、小中学校の一人一台タブレット端末の活用推進が上げられます。インターネット光回線が未整備の地区には、湯出小学校、葛渡小学校、久木野小学校、緑東中学校の4つの小中学校がありますが、ここで光回線が利用できるようになると、通信速度が向上し、市内の他の学校との通信環境の格差が是正され、全ての小中学校で、均質なインターネット学習環境が整えられることとなります。

また現在、この地区でのタブレット端末の通信にはモバイル回線を利用して、通信費が割高となっておりますが、光回線を利用することで、年間で約100万円以上の通信費を削減することができます。今後、各家庭で光回線への接続が進み、各家庭のネット環境が向上すれば、家庭でパソコンやタブレットを活用して学習を進める環境も整っていくこととなります。

また、経済振興の点から想定される効果としましては、高速通信回線があれば、比較的場所の制約を受けずに事業が可能なサテライトオフィスや、IT関連企業、その他、映像、音楽、アニメなどを製作するコンテンツ企業等の山間部への立地が可能となり、企業誘致の可能性が広がるものと考えられます。

観光振興の点からは、今回の整備地区の旅館や飲食店等において、近年、観光客のニーズが高いと言われている観光客向けWi-Fi環境の整備が進むことで、観光客誘致が期待されるとと

もに、Wi-Fi環境を利用して、観光客自らが、SNS等に水俣の情報を発信することも期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症により、ニーズが高まっているワーケーション等を目的とした観光客の誘致にもつながるものと考えています。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 企業誘致が成功したり、観光客が増加したりで、本市を気に入った人の移住定住につながり、そこから、空き家対策や本市の人口増へも期待ができると思います。通信の環境整備がなされることで、昨年、協定締結をしたAMI株式会社との遠隔医療の実施が、さらに現実味を帯びることになります。山間地での遠隔医療の進歩に期待しておりますが、現在のAMI株式会社との事業の進捗状況はどうなっていますか。

広い範囲で整備が進めば、現在進めている久木野診療所に限らず、個人が持っているスマートフォンで診察や薬の予約が簡単にできたり、それぞれの自宅で遠隔診療等を受けることもできるようになると期待しているのですが、その現状と見通しはどのようになっていますか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

通信環境が整備されれば、遠隔医療の実施がさらに期待できるということで、AMI株式会社との事業の進捗状況はどうか。それから、広い範囲で整備が進めば、個人のスマホで診療や薬の予約ができたり、自宅での遠隔診療が受けられるようになるのではないかと御質問でした。

AMI株式会社とは、昨年10月に、水俣市、医療センターの3者で協定を締結し、その取り組みとして、昨年度は、医療センターと久木野診療所をオンラインで結び、AMI株式会社が開発した遠隔医療対応のシステムと、熊本メディカルネットワークを活用して、オンライン診療の実証を行いました。

実証に協力いただいた住民の皆さんからは、いつもの診療と変わらなかった。今後もオンライン診療を利用したいといった感想を多くいただきました。

また、今年度は、新たに、総務省の過疎地域持続的発展支援交付金事業の採択を受けたことから、引き続き、久木野診療所でのオンライン診療の実証に加え、医療センターと市内の介護事業所や、在宅で療養する方とを通信機器で結び、医療者や介護事業者等、多職種が連携したオンライン診療モデルの構築を進める予定としております。

なお、久木野診療所においては、今後の光回線整備に併せて、災害時に地域が孤立した場合を想定し、避難所等へのオンラインによる医療提供など、アクセスの仕組みづくりに関しても検証を行う予定です。

この総務省の事業は、令和3年度事業として実施するものでございますが、事業の進捗状況につきましては、介護施設を対象に、8月末に、第1回目の実証を行ったところでございます。

第1回目の実証では、協力いただいた患者さんをはじめ、介護事業所の職員、患者、御家族から、医療センターまでの移動が不要になったこと、いつもの部屋で落ち着いて診療を受けられたことなど、時間的にも体力的にも、患者さんやスタッフの負担が軽減できたという評価をいただいたところです。今後、来年3月までに、月に3カ所から4カ所の実証を行う予定としております。

議員お尋ねのように、通信環境の整備が進むことで、個人のスマホで診察や薬の予約ができたり、自宅での遠隔診療が受けられるなど、水俣市域に留まらず、どのような地域に住んでいても適切に医療にアクセスでき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりにつながるものと考えております。

特に、山間地や離島の患者さんに対しては、緊急性の判断に活用することで、適切な医療へのアクセスと、救命率の向上が図られることが見込まれます。

しかしながら、現状では、薬の処方などさまざまな法的な制約や課題がございます。こういった課題も併せて、実証によって明らかにしながら、オンライン診療の普及を進める国に対しては、今回の実証で得られたメリットと問題点の両方を事業実績として報告し、よりよいオンライン診療の構築、普及につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、若者や子どもたちのスケートボード環境整備について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、若者や子どもたちのスケートボード環境整備についてお答えします。

スケートボードの人気上昇に伴い、その人口や遊ぶ場所が増えているが、施設の破損や苦情など、トラブルが起きてないか、また、その対処法は整っているかとの御質問にお答えします。

スケートボードの利用について、市が管理している公園をはじめ、公共施設等において、施設の破損や苦情など、現在のところ、トラブルは確認されておりません。

また、スケートボードの利用により、施設の破損や苦情などが起きないように対処法については、公園や各施設の条例や規則に基づき運用していくものと認識しております。施設によっては、利用の制限や禁止をしたり、利用の仕方によっては使用許可を必要とする場合もありますので、事前に、施設を管理する担当部署へ御相談していただき、適切な場所での利用をお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 オリンピックでの若者、子どもたちのスケボーでの活躍は、皆さん、記憶に新しいことと思います。彼らに憧れて、オリンピックの選手やプロスケーターを目指す子供たちが増えてくるかもしれませんし、実際、本市でも、小さいうちからスケボーに親しんで、上手になっていっている子供たちをたくさん知っています。

公共施設の破損や苦情などのトラブルは発生していないとのことでしたが、民家のそばでの遊びで、近隣住民からの苦情を耳にしたり、公園や駐車場でのマナーの悪さを目にしたことはあります。それを防ぐためにも、アーバンスポーツ協会によりマナーアップを進めたり、交通法規を教えたりと、社会と共存するスケボーの競技を意識づける取り組みも努力しています。

重大事故につながるようなトラブルは、未然に防がなければなりません。そのためにスケボー禁止となってしまうのは避けたいものです。利用の制限や禁止は、彼らにとっても望まないことであり、許可制にしても、その設定基準など課題が多いと思います。スケボー人口の減少や、制限をかけたことによる、くぐり抜けのトラブルなども避けたいものであります。

先日の熊本市議会の中で、同じように施設の整備について質問があり、大西市長から、市民が安心してローラースポーツを楽しみ、技の研さんを積める場所が必要と考えているとの認識を示されたとの新聞報道がありました。本市も前向きに検討いただけるよう望みます。

将来、オリンピック選手を輩出できるかもしれない可能性を信じて、行政をはじめ大人たちは、子どもたちが安全にスケボーを楽しむフィールドを整備してあげることも大切だと思います。

そこで質問です。

例えば、水天荘の駐車場や中尾山、産業団地内の空き地などを有効に活用し、若者や子どもたちが、安全に遊べるようなスケボーパークとして開放できないかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

市有の未利用地などをスケートボードパークとして有効活用できないかのお尋ねだったかと思えます。

既存公園などをスケートボードパークとして開放使用するには、既存公園などの一部を専用施設として整備する。あるいは、期間及び範囲を区切って、専門家監修の下で、既存施設を開放するなどの方策が考えられます。

本市といたしましては、スケートボードに係るニーズを把握した上で、実際の利用者や競技団体とも意見交換などを行いながら、どのような方策を取るべきか判断してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、いじめ問題について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、いじめ問題における対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は何かとの御質問にお答えします。

スクールカウンセラーの役割は、主に、学校において、児童生徒や保護者に対して、カウンセリング等を行い、心理面のケアを行うことです。それに対し、スクールソーシャルワーカーは、学校の中だけでなく、家庭訪問をしたり、関係機関につないだりしながら援助を行うとともに、学校の体制づくりや、教職員、保護者への支援や助言等を行い、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境を整えていくことが役割です。

いじめ対応におきましては、個々の事案について、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、それぞれの役割を考慮して事案に対応することになります。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの、過去3年間の相談対応数はどれだけあったかお尋ねします。

また、そのうち、いじめ対応は何件ありましたか。

また、これらの対応は、学校の中で行われているのでしょうか。だとしたら、いじめの被害者が、その相談に行くのに、加害者も同じ学校内にいる状態で出向かなくてはなりません。特別な部屋があるとして、もし、そこに、いじめの被害者が入っていくところを見られれば、当事者及び加害者は、被害者がそこに何をしに行ったのか容易に想像がつきます。そして被害者は、それによってさらにいじめが激化しないかと案じ、結果、相談に行くこともはばかれると考えられます。

そのような被害者が、誰にも相談できずにいないかという酌み取りや、想定外の対応についての準備はどこまでできていますか。

併せて、周辺の生徒や、家族への対応も必要だと思いますが、1つの相談案件に対して、ソーシャルワーカーは平均どれだけの工数をかけていますか。

以上、5点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。5点ございました。

まず1点目なんですけども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの、過去3年間の相談対応数はどれだけあったかと。また、そのうち、いじめ対応は何件あるかとの御質問でした。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談対応数は、平成30年度が45件、令和元年度が90件、令和2年度が83件でした。そのうち、いじめ対応は、平成30年度はゼロ件、令和元年度が1件、令和2年度が8件となっております。

2点目なんですけれども、その対応は、学校内で行っているかという御質問でした。

相談対応につきましては、学校内で行う場合は、場所や時間など、相談者本人が相談しやすいように配慮しながら対応をしております。場合によりましては、家庭訪問をして相談を受けるなど、状況に応じて対応をしております。

3点目と4点目は、まとめてお答えいたしますけれども、被害者の思いの酌み取り、それから、加害児童とか、その場に及んだときの想定外の対応は、どう準備できているかというような御質問でした。

被害者の思いの酌み取りとか、いじめを受けていることを言い出せない児童生徒の酌み取りについては、担任をはじめ、全ての教職員が、日々の児童生徒の様子をしっかりと把握をして、変化に気づくよう心がけております。

また、定期的に、心のアンケートや一人一人との教育相談を行い、悩みや心配事の把握に努めるとともに、さらには、家族や友人からの情報にも注意を払っているところでございます。

いじめ、もしくは、いじめと疑わしき情報が入った場合には、各学校で策定をしております、いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアルに沿って、組織で対応し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応をしております。

また、想定外の対応ということで、いじめの対応は、本人だけでなく、周囲の児童生徒、友人や家族等への対応も必要になります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、被害児童生徒のみではなく、関係するその他の児童生徒、保護者、教職員などへの対応も行っております。

具体的には、カウンセリングによる心のケア、講和等による人間関係の構築及び修復、教職員への研修などにも対応をしていただいているところです。

5点目なんですけれども、1つの案件に対しまして、スクールソーシャルワーカーは平均どれだけの工数をかけているかというような御質問でした。

いじめの事案は、個々の事案で状況が違いますので一概には言えませんが、1回の相談で解消につながるケースもあれば、長いものは、年度を越えて関わっていただくケースもございます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 令和2年度はいじめ対応が8件、少ない数ではないと思います。しかも、これは氷

山の一角という可能性もあります。さきの一般質問でも述べましたが、いじめというものは、大人たちにばれないように展開するものが主で、相談案件までに至るものは、その中のごくわずかだという認識があります。

先ほど述べましたように、学校内で相談をするというのは、被害者にとってリスクが高いものです。それにより発見につながらない案件もあると思います。受け身のケアではなく、攻めのいじめ根絶に努力していただきたいと思います。

定期的な心のアンケートや一人一人の教育相談があるということですが、その頻度はどのくらいですか。また、そのアンケートの内容はどういったものですか。

被害者のケアは最も重要ですが、その前に必ずある加害者に対して、その罪の重さを知らせることも必要だと思います。先生方の立場でおっしゃる、どれも大事な生徒では解決の道を阻みます。いじめには必ず加害者があります。聞き取りや注意を行うことが、逆に、水面下で進行していくいじめの形になることも想像できます。

表面的な反省を信じて、底にある部分を見逃してはいないでしょうか。いま一度、方策を練ることも必要ではないかと思います。確固たる意思と、具体的行動の下に、いじめ根絶を狙わないと、いじめは絶対になくなりません。

何度も言いますが、注意や講話だけでは、いじめの加害者には響きません。どれも大事な生徒を抱える先生方ではやりにくいことを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーができるのではないかと思いますし、加害生徒への対処法として、他市の成功例を参考に、強い措置のできる立場でいてほしいのですが、その権限はどこまでありますか。

いじめ対策の強化が急がれますが、大阪府寝屋川市のように、教育の場だけでなく、もう一つの組織の関与も有効と考えます。いじめ根絶の成功例を、ぜひ参考にし、現実化していただきたいと思い、4点お尋ねして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。4点ございました。

まず1点目ですけれども、定期的な心のアンケートや、一人一人の教育相談の頻度はどれくらいかという御質問でした。

アンケートは、2学期末に、熊本県全体で、心のアンケートを実施しております。そのほか学校の状況にもよりますが、基本的に、学期に1回、アンケートと教育相談を行っており、状況に応じまして、随時アンケートや教育相談を行っております。学校によっては、毎月アンケートを行う学校もありますし、担任による教育相談に加えて、養護教諭が教育相談を行っている学校もあります。

2点目ですけれども、そのアンケート内容はこういったものかという御質問でした。

熊本県による心のアンケートの設問は、学校は楽しいか、誰かの役に立っていると感じるか、今の学年になっていじめられたことがあるか、今の学年になっていじめを見たり聞いたりしたことがあるか、誰かに話したかなどです。

学校独自のアンケートの内容につきましては、心配事や悩み事を抱えていないかなどを尋ねております。いじめのみならず、勉強に関する事、学校生活や家庭生活、友達や家族に関する事、心や体に関する事など、児童生徒が抱えている心配事や悩み事を引き出せるようにしております。

3点目なんですけれども、いじめには、必ず加害者がいて、聞き取りとか注意をすることによって、逆に、水面下で進行することも想定をされる。表面的な反省を信じて、底にある深い部分を見逃してはいないかという御質問でした。

聞き取りや指導によりまして、逆に水面下で進行することも十分想定をされるため、そのことを念頭に置きまして、指導やケアを行うようにしております。

学校におきましては、組織で情報を共有し、先ほどのアンケートなども活用して、日々の児童生徒の様子をしっかりと把握し、ささいな変化に気づくよう心がけるとともに、保護者とも連携し見守りや指導につなげるようにしております。

なお、文科省のいじめの防止のための基本的な方針で、いじめが解消している状態について、いじめ行為がやんでいる状態が3カ月以上継続していることと、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの条件を満たしていることが示されております。

心身の苦痛を感じていないかについては、被害者本人や保護者への面談等で確認し、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察する必要があるとされており、これらを踏まえて、各学校においては、再発の可能性にも注意しながら丁寧に対応をしております。

最後4点目です。4点目なんですけれども、先生方には、やりにくいことをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーができるのではないかと。権限はどこまであるのかというような御質問でした。

スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーは、それぞれの業務内容に違いはありますが、教職員では対応が難しい部分について、専門的な立場から関わっております。

例えば、被害児童生徒のみならず、関係するその他の児童生徒、保護者に対し、心のケア、人間関係の構築修復を行うほか、学校に対しては、ケース会議等の、校内会議でのコーディネーター、方針や体制づくりに関する提案や助言、教職員向けの研修等を行うこともできます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午前10時49分 休憩

---

午前11時4分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第73号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第73号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第74号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第75号水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第76号令和3年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とし  
ます。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第77号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第78号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第79号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第80号水俣市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第81号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第81号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議第82号令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（牧下恭之君） 日程第12、議第83号令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第13、議第84号令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第86号 令和2年度水俣市一般会計決算認定について

日程第15 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第16 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第17 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長（牧下恭之君） 日程第14、議第86号令和2年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第17、議第89号令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、4件を一括して議

題とします。

議第86号

令和2年度水俣市一般会計決算認定について

令和2年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

水俣市長 高岡利治

令和2年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市税	2,959,744,000	3,167,148,592	2,991,739,733	20,653,466	154,755,393	△31,995,733
	1 市民税	1,010,239,000	1,053,721,331	1,034,393,634	4,723,258	14,604,439	△24,154,634
	2 固定資産税	1,719,099,000	1,879,680,946	1,727,342,159	15,233,008	137,105,779	△8,243,159
	3 軽自動車税	85,222,000	89,750,831	86,053,531	697,200	3,000,100	△831,531
	4 たばこ税	142,206,000	141,140,159	141,140,159	0	0	1,065,841
	5 入湯税	2,978,000	2,855,325	2,810,250	0	45,075	167,750
2	地方譲与税	138,000,000	133,786,555	133,786,555	0	0	4,213,445
	1 地方揮発油譲与税	27,000,000	26,371,000	26,371,000	0	0	629,000
	2 自動車重量譲与税	80,000,000	76,727,000	76,727,000	0	0	3,273,000
	3 特別とん譲与税	3,000,000	2,022,555	2,022,555	0	0	977,445
	4 森林環境譲与税	28,000,000	28,666,000	28,666,000	0	0	△666,000
3	利子割交付金	3,000,000	1,430,000	1,430,000	0	0	1,570,000
	1 利子割交付金	3,000,000	1,430,000	1,430,000	0	0	1,570,000
4	配当割交付金	6,000,000	6,167,000	6,167,000	0	0	△167,000
	1 配当割交付金	6,000,000	6,167,000	6,167,000	0	0	△167,000
5	株式等譲渡所得割交付金	6,000,000	5,988,000	5,988,000	0	0	12,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000,000	5,988,000	5,988,000	0	0	12,000
6	地方消費税交付金	535,100,000	562,373,000	562,373,000	0	0	△27,273,000
	1 地方消費税交付金	535,100,000	562,373,000	562,373,000	0	0	△27,273,000
7	環境性能割交付金	7,000,000	7,265,000	7,265,000	0	0	△265,000
	1 環境性能割交付金	7,000,000	7,265,000	7,265,000	0	0	△265,000

8	地方特例交付金		7,000,000	14,789,000	14,789,000	0	0	△7,789,000
	1 地方特例交付金		7,000,000	14,789,000	14,789,000	0	0	△7,789,000
9	地方交付税		5,230,000,000	5,210,595,000	5,210,595,000	0	0	19,405,000
	1 地方交付税		5,230,000,000	5,210,595,000	5,210,595,000	0	0	19,405,000
10	交通安全対策特別交付金		2,777,000	2,911,000	2,911,000	0	0	△134,000
	1 交通安全対策特別交付金		2,777,000	2,911,000	2,911,000	0	0	△134,000
11	分担金及び負担金		88,063,650	73,751,271	72,509,697	616,000	625,574	15,553,953
	1 分担金		32,736,650	21,466,943	21,256,443	0	210,500	11,480,207
	2 負担金		55,327,000	52,284,328	51,253,254	616,000	415,074	4,073,746
12	使用料及び手数料		189,039,000	179,935,935	178,757,415	1,000,715	177,805	10,281,585
	1 使用料		173,052,000	165,786,781	164,608,261	1,000,715	177,805	8,443,739
	2 手数料		15,987,000	14,149,154	14,149,154	0	0	1,837,846
13	国庫支出金		6,368,210,166	6,266,264,707	5,523,582,553	0	742,682,154	844,627,613
	1 国庫負担金		2,261,482,000	2,304,036,277	1,949,137,277	0	354,899,000	312,344,723
	2 国庫補助金		4,101,650,166	3,954,111,923	3,566,328,769	0	387,783,154	535,321,397
	3 委託金		5,078,000	8,116,507	8,116,507	0	0	△3,038,507
14	県支出金		1,954,659,350	1,759,093,013	1,619,128,540	0	139,964,473	335,530,810
	1 県負担金		809,919,000	812,324,660	812,033,159	0	291,501	△2,114,159
	2 県補助金		1,044,759,350	854,449,485	714,776,513	0	139,672,972	329,982,837
	3 委託金		99,981,000	92,318,868	92,318,868	0	0	7,662,132
15	財産収入		67,681,000	65,701,162	65,701,162	0	0	1,979,838
	1 財産運用収入		7,425,000	8,008,332	8,008,332	0	0	△583,332
	2 財産売却収入		60,256,000	57,692,830	57,692,830	0	0	2,563,170
16	寄附金		175,051,000	164,130,369	164,130,369	0	0	10,920,631
	1 寄附金		175,051,000	164,130,369	164,130,369	0	0	10,920,631
17	繰入金		1,042,099,000	560,671,901	560,671,901	0	0	481,427,099
	1 基金繰入金		922,270,000	440,844,201	440,844,201	0	0	481,425,799
	2 特別会計繰入金		119,829,000	119,827,700	119,827,700	0	0	1,300
18	繰越金		154,788,650	154,788,782	154,788,782	0	0	△132

	1 繰越金	154,788,650	154,788,782	154,788,782	0	0	△132
19 諸収入		412,321,000	672,927,987	459,653,428	814,875	212,459,684	△47,332,428
	1 延滞金加算金及び過料	5,571,000	3,163,159	3,163,159	0	0	2,407,841
	2 市預金利子	2,000	9,879	9,879	0	0	△7,879
	3 貸付金元利収入	86,118,000	87,118,644	86,187,902	0	930,742	△69,902
	4 雑入	313,113,000	576,041,216	363,697,399	814,875	211,528,942	△50,584,399
	5 受託事業収入	7,517,000	6,595,089	6,595,089	0	0	921,911
20 市債		4,157,476,000	3,209,176,000	3,209,176,000	0	0	948,300,000
	1 市債	4,157,476,000	3,209,176,000	3,209,176,000	0	0	948,300,000
21 法人事業税交付金		11,000,000	15,305,000	15,305,000	0	0	△4,305,000
	1 法人事業税交付金	11,000,000	15,305,000	15,305,000	0	0	△4,305,000
歳 入 合 計		23,515,009,816	22,234,199,274	20,960,449,135	23,085,056	1,250,665,083	2,554,560,681

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 議会費		145,686,000	141,987,509	0	3,698,491	3,698,491
	1 議会費	145,686,000	141,987,509	0	3,698,491	3,698,491
2 総務費		6,298,450,000	5,914,817,821	298,432,000	85,200,179	383,632,179
	1 総務管理費	5,929,971,000	5,562,664,249	298,432,000	68,874,751	367,306,751
	2 徴税費	191,817,000	186,415,534	0	5,401,466	5,401,466
	3 戸籍住民基本台帳費	108,037,000	99,598,836	0	8,438,164	8,438,164
	4 選挙費	12,835,000	12,718,761	0	116,239	116,239
	5 統計調査費	24,403,000	22,097,505	0	2,305,495	2,305,495
	6 監査委員費	31,387,000	31,322,936	0	64,064	64,064
3 民生費		5,815,991,166	5,556,900,506	12,384,000	246,706,660	259,090,660
	1 社会福祉費	3,217,817,000	3,113,326,174	12,384,000	92,106,826	104,490,826
	2 児童福祉費	2,000,495,166	1,890,084,639	0	110,410,527	110,410,527
	3 生活保護費	585,548,000	544,057,429	0	41,490,571	41,490,571
	4 災害救助費	12,131,000	9,432,264	0	2,698,736	2,698,736
4 衛生費		2,171,571,000	1,931,706,821	155,865,880	83,998,299	239,864,179

	1 保健衛生費	432,131,000	378,316,219	0	53,814,781	53,814,781
	2 清掃費	956,608,000	786,588,066	149,979,880	20,040,054	170,019,934
	3 簡易水道設置費	1,471,000	1,439,428	0	31,572	31,572
	4 環境対策費	168,939,000	152,941,873	5,886,000	10,111,127	15,997,127
	5 病院費	579,131,000	579,131,000	0	0	0
	6 上水道費	33,291,000	33,290,235	0	765	765
5 農林水産業費		761,988,000	638,930,424	90,817,000	32,240,576	123,057,576
	1 農業費	324,840,000	277,237,421	23,655,000	23,947,579	47,602,579
	2 林業費	344,322,000	312,669,897	24,640,000	7,012,103	31,652,103
	3 水産業費	92,826,000	49,023,106	42,522,000	1,280,894	43,802,894
6 商工費		1,974,945,000	1,318,450,296	623,691,360	32,803,344	656,494,704
	1 商工費	634,958,000	250,118,753	375,660,000	9,179,247	384,839,247
	2 総合経済対策費	1,339,987,000	1,068,331,543	248,031,360	23,624,097	271,655,457
7 土木費		1,674,340,000	1,367,811,040	277,136,000	29,392,960	306,528,960
	1 土木管理費	16,423,000	11,414,545	0	5,008,455	5,008,455
	2 道路橋りょう費	868,429,000	622,567,393	239,626,000	6,235,607	245,861,607
	3 河川費	138,426,000	102,665,111	30,136,000	5,624,889	35,760,889
	4 港湾費	4,235,000	4,087,400	0	147,600	147,600
	5 都市計画費	534,610,000	528,291,591	0	6,318,409	6,318,409
	6 住宅費	112,217,000	98,785,000	7,374,000	6,058,000	13,432,000
8 消防費		519,460,000	483,970,001	4,787,100	30,702,899	35,489,999
	1 消防費	519,460,000	483,970,001	4,787,100	30,702,899	35,489,999
9 教育費		1,565,413,650	1,269,923,621	173,294,000	122,196,029	295,490,029
	1 教育総務費	514,273,000	410,121,679	55,438,000	48,713,321	104,151,321
	2 小学校費	175,061,000	154,810,700	6,400,000	13,850,300	20,250,300
	3 中学校費	87,887,000	75,789,458	3,200,000	8,897,542	12,097,542
	4 社会教育費	428,007,000	322,084,229	85,242,000	20,680,771	105,922,771
	5 保健体育費	360,185,650	307,117,555	23,014,000	30,054,095	53,068,095
10 災害復旧費		938,773,000	223,829,130	700,049,900	14,893,970	714,943,870

	1	農林水産施設 災害復旧費	165,453,000	53,022,740	100,136,000	12,294,260	112,430,260
	2	公共土木施設 災害復旧費	772,938,000	170,424,745	599,913,900	2,599,355	602,513,255
	3	文教施設災害 復旧費	382,000	381,645	0	355	355
11		公債費	1,639,258,000	1,639,201,098	0	56,902	56,902
	1	公債費	1,639,258,000	1,639,201,098	0	56,902	56,902
12		予備費	9,134,000	0	0	9,134,000	9,134,000
	1	予備費	9,134,000	0	0	9,134,000	9,134,000
歳 出 合 計			23,515,009,816	20,487,528,267	2,336,457,240	691,024,309	3,027,481,549

歳 入 合 計 20,960,449,135円  
歳 出 合 計 20,487,528,267円  
歳入歳出差引残額 472,920,868円  
内  
基金繰入金 160,000,000円

## 議第87号

### 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

水俣市長 高岡利治

### 令和2年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1	国民健康保険 税	316,332,000	355,257,872	314,133,482	7,738,602	33,385,788	2,198,518
	1 国民健康保険 税	316,332,000	355,257,872	314,133,482	7,738,602	33,385,788	2,198,518
2	使用料及び手 数料	347,000	221,600	221,600	0	0	125,400
	1 手数料	347,000	221,600	221,600	0	0	125,400
3	国庫支出金	2,597,000	2,688,000	2,688,000	0	0	△91,000
	1 国庫補助金	2,597,000	2,688,000	2,688,000	0	0	△91,000
4	県支出金	3,167,561,000	3,071,948,281	3,071,948,281	0	0	95,612,719
	1 県補助金	3,167,561,000	3,071,948,281	3,071,948,281	0	0	95,612,719
5	財産収入	150,000	11,368	11,368	0	0	138,632
	1 財産運用収入	150,000	11,368	11,368	0	0	138,632

6 繰入金		227,964,000	221,231,909	221,231,909	0	0	6,732,091
	1 他会計繰入金	227,964,000	221,231,909	221,231,909	0	0	6,732,091
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
7 繰越金		67,020,000	1,246,178,975	1,246,178,975	0	0	△1,179,158,975
	1 繰越金	67,020,000	1,246,178,975	1,246,178,975	0	0	△1,179,158,975
8 諸収入		8,244,000	15,626,344	14,445,374	0	1,180,970	△6,201,374
	1 延滞金加算金及び過料	6,857,000	2,124,281	2,124,281	0	0	4,732,719
	2 市預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	1,386,000	13,502,063	12,321,093	0	1,180,970	△10,935,093
歳 入 合 計		3,790,215,000	4,913,164,349	4,870,858,989	7,738,602	34,566,758	△1,080,643,989

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		73,141,000	70,969,578	0	2,171,422	2,171,422
	1 総務管理費	37,359,000	36,518,556	0	840,444	840,444
	2 徴税費	29,105,000	28,571,774	0	533,226	533,226
	3 運営協議会費	175,000	102,660	0	72,340	72,340
	4 国民健康保険特別対策費	6,502,000	5,776,588	0	725,412	725,412
2 保険給付費		2,794,774,000	2,742,722,619	0	52,051,381	52,051,381
	1 療養諸費	2,465,522,000	2,421,660,989	0	43,861,011	43,861,011
	2 高額医療費	323,006,000	316,586,744	0	6,419,256	6,419,256
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	4,184,000	3,409,540	0	774,460	774,460
	5 葬祭諸費	1,060,000	1,060,000	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金		840,821,000	840,819,497	0	1,503	1,503
	1 医療給付費分	663,859,000	663,857,734	0	1,266	1,266
	2 後期高齢者支援金等分	146,472,000	146,471,839	0	161	161
	3 介護納付金分	30,490,000	30,489,924	0	76	76
4 共同事業拠出金		1,000	360	0	640	640

	1 共同事業拠出金	1,000	360	0	640	640
5 保健事業費		32,794,000	26,844,470	0	5,949,530	5,949,530
	1 保健事業費	6,541,000	3,616,940	0	2,924,060	2,924,060
	2 特定健康診査等事業費	26,253,000	23,227,530	0	3,025,470	3,025,470
6 基金積立金		150,000	11,368	0	138,632	138,632
	1 基金積立金	150,000	11,368	0	138,632	138,632
7 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
8 諸支出金		8,533,000	7,762,500	0	770,500	770,500
	1 償還金及び還付加算金	2,111,000	1,445,500	0	665,500	665,500
	2 繰出金	6,422,000	6,317,000	0	105,000	105,000
9 予備費		40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
	1 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳 出 合 計		3,790,215,000	3,689,130,392	0	101,084,608	101,084,608

歳 入 合 計 4,870,858,989円  
 歳 出 合 計 3,689,130,392円  
 歳入歳出差引残額 1,181,728,597円  
 内  
 基金繰入金 0円

## 議第88号

### 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

水俣市長 高岡利治

### 令和2年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		283,926,000	268,897,100	268,367,100	25,800	504,200	15,558,900
	1 後期高齢者医療保険料	283,926,000	268,897,100	268,367,100	25,800	504,200	15,558,900
2 使用料及び手数料		42,000	34,300	34,300	0	0	7,700
	1 手数料	42,000	34,300	34,300	0	0	7,700

3	繰入金	160,525,000	160,251,565	160,251,565	0	0	273,435
	1 一般会計繰入金	160,525,000	160,251,565	160,251,565	0	0	273,435
4	繰越金	2,000	776,679	776,679	0	0	△774,679
	1 繰越金	2,000	776,679	776,679	0	0	△774,679
5	諸収入	3,315,000	220,900	220,900	0	0	3,094,100
	1 延滞金加算金及び過料	86,000	13,900	13,900	0	0	72,100
	2 償還金及び還付加算金	637,000	162,000	162,000	0	0	475,000
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑入	2,591,000	45,000	45,000	0	0	2,546,000
6	国庫支出金	162,000	162,000	162,000	0	0	0
	1 国庫補助金	162,000	162,000	162,000	0	0	0
歳入合計		447,972,000	430,342,544	429,812,544	25,800	504,200	18,159,456

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	444,293,000	428,123,716	0	16,169,284	16,169,284
	1 総務管理費	23,515,000	23,453,789	0	61,211	61,211
	2 徴収費	10,686,000	10,482,973	0	203,027	203,027
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	410,092,000	394,186,954	0	15,905,046	15,905,046
2	保健事業費	3,042,000	274,249	0	2,767,751	2,767,751
	1 保健事業費	3,042,000	274,249	0	2,767,751	2,767,751
3	諸支出金	637,000	162,000	0	475,000	475,000
	1 償還金及び還付加算金	637,000	162,000	0	475,000	475,000
歳出合計		447,972,000	428,559,965	0	19,412,035	19,412,035

歳入合計 429,812,544円  
歳出合計 428,559,965円  
歳入歳出差引残額 1,252,579円  
内  
基金繰入金 0円

議第89号

令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和2年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

水俣市長 高岡利治

令和2年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		629,943,000	624,637,067	620,364,800	1,306,859	2,965,408	9,578,200
	1 介護保険料	629,943,000	624,637,067	620,364,800	1,306,859	2,965,408	9,578,200
2 分担金及び負担金		288,000	207,300	207,300	0	0	80,700
	1 負担金	288,000	207,300	207,300	0	0	80,700
3 使用料及び手数料		71,000	48,700	48,700	0	0	22,300
	1 手数料	71,000	48,700	48,700	0	0	22,300
4 国庫支出金		1,019,491,000	1,000,766,336	1,000,766,336	0	0	18,724,664
	1 国庫負担金	620,793,000	620,416,776	620,416,776	0	0	376,224
	2 国庫補助金	398,698,000	380,349,560	380,349,560	0	0	18,348,440
5 支払基金交付金		991,289,000	982,266,464	982,266,464	0	0	9,022,536
	1 支払基金交付金	991,289,000	982,266,464	982,266,464	0	0	9,022,536
6 県支出金		565,248,000	573,864,299	573,864,299	0	0	△8,616,299
	1 県負担金	535,028,000	543,646,920	543,646,920	0	0	△8,618,920
	2 県補助金	30,220,000	30,217,379	30,217,379	0	0	2,621
7 繰入金		592,080,000	572,346,971	572,346,971	0	0	19,733,029
	1 一般会計繰入金	592,080,000	572,346,971	572,346,971	0	0	19,733,029
8 繰越金		30,838,000	243,816,182	243,816,182	0	0	△212,978,182
	1 繰越金	30,838,000	243,816,182	243,816,182	0	0	△212,978,182
9 諸収入		5,900,000	6,288,560	6,273,610	0	14,950	△373,610
	1 延滞金、加算金及び過料	92,000	55,500	55,500	0	0	36,500
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	5,807,000	6,233,060	6,218,110	0	14,950	△411,110
歳 入 合 計		3,835,148,000	4,004,241,879	3,999,954,662	1,306,859	2,980,358	△164,806,662

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		73,719,000	70,949,797	0	2,769,203	2,769,203
	1 総務管理費	36,797,000	34,675,051	0	2,121,949	2,121,949
	2 徴収費	5,904,000	5,547,426	0	356,574	356,574
	3 介護認定審査会費	30,770,000	30,560,820	0	209,180	209,180
	4 趣旨普及費	23,000	0	0	23,000	23,000
	5 運営協議会費	225,000	166,500	0	58,500	58,500
2 保険給付費		3,523,470,000	3,448,937,577	0	74,532,423	74,532,423
	1 介護サービス等諸費	3,155,171,000	3,093,670,069	0	61,500,931	61,500,931
	2 介護予防サービス等諸費	128,546,000	118,207,440	0	10,338,560	10,338,560
	3 その他諸費	2,977,000	2,976,907	0	93	93
	4 高額介護サービス等費	79,278,000	78,118,144	0	1,159,856	1,159,856
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,534,000	4,483,284	0	50,716	50,716
	6 特定入所者介護サービス等費	152,964,000	151,481,733	0	1,482,267	1,482,267
3 地域支援事業		202,574,000	161,720,102	0	40,853,898	40,853,898
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,761,000	65,640,824	0	9,120,176	9,120,176
	2 一般介護予防事業費	37,942,000	28,071,433	0	9,870,567	9,870,567
	3 包括的支援事業・任意事業	89,562,000	67,750,955	0	21,811,045	21,811,045
	4 その他諸費	309,000	256,890	0	52,110	52,110
4 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6 諸支出金		34,383,000	33,958,559	0	424,441	424,441
	1 償還金及び還付加算金	34,030,000	33,605,859	0	424,141	424,141
	2 繰出金	353,000	352,700	0	300	300
7 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		3,835,148,000	3,715,566,035	0	119,581,965	119,581,965

歳入合計	3,999,954,662円
歳出合計	3,715,566,035円
歳入歳出差引残額	284,388,627円
内	
基金繰入金	0円

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第86号令和2年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計209億6,045万円、歳出合計204億8,753万円、歳入歳出差し引き4億7,292万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1億5,794万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1億6,000万円を積み立てた残額1億5,498万円を翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入89.1%、歳出87.1%となっております。

次に、議第87号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計48億7,086万円、歳出合計36億8,913万円、歳入歳出差し引き11億8,173万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入128.5%、歳出97.3%となっております。

次に、議第88号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計4億2,981万円、歳出合計4億2,856万円、歳入歳出差し引き125万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.9%、歳出95.7%となっております。

次に、議第89号令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計39億9,995万円、歳出合計37億1,556万円、歳入歳出差し引き2億8,439万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.3%、歳出96.9%となっております。

なお、議第86号から議第89号までの令和2年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策

の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第86号から議第89号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時11分 休憩

---

午前11時11分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第86号令和2年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第89号令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第86号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第18 特別委員会の設置について

○議長（牧下恭之君） 日程第18、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

#### 特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
  - 2 構成人員 7人
  - 3 審査事項 令和2年度水俣市一般会計決算認定について
  - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
  - 5 審査期間 12月定例会まで
- 

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

議第86号、令和2年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、平岡朱議員、桑原一知議員、杉迫一樹議員、藤本壽子議員、岩阪雅文議員、谷口明弘議員、松本和幸議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時13分 休憩

---

午前11時24分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 岩阪雅文議員

副委員長 桑原一知議員

以上のとおりであります。

---

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時24分 散会

令和3年9月16日

令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和3年9月16日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時24分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第5号

令和3年9月16日 午前10時開議

第1 議第73号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

第2 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

第5 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第6 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第7 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

第8 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について

第9 議第81号 工事請負契約の締結について

第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第11 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、岩村龍男議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（牧下恭之君） この際、お諮りします。

岩村龍男議員から、さる9月7日の本会議における発言の中で、不適當な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、岩村龍男議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

#### 発 言 取 消 申 出 書

令和3年9月7日の本会議における私の発言の中で、不適當な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和3年9月13日

水俣市議会議員 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

---

日程第1 議第73号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第2 議第74号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

日程第3 議第75号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第76号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議第77号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第78号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第79号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議第80号 水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第9 議第81号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第73号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9、議第81号工事請負契約の締結についてまで、9件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第73号令和3年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、8月の豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ178億4,866万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第8款消防費に、災害対策費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上している。

この財源としては、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第74号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和3年4月1日付けの令和3年度水俣市組織機構改革に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、福祉環境部から総務企画部に所管を変更した理由をただしたのに対し、これまで

は市民と直接接する場であることから市民課所管としていたが、先の組織機構改革による地域振興課の新設に伴い人員配置を見直した。地域振興事業に関して総合的な取り組みを行い、地域の活性化を図るため、そのひとつとしてふれあいセンターの業務を地域振興課へ移管したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号令和3年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、サーバ室等新庁舎移設事業及び市庁舎管理事業、第5款農林水産業費に、地域特産物産地づくり支援対策事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費及び農林水産施設災害復旧費などを計上している。

この財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域特産物産地づくり支援対策事業について、お茶農家への補助対象要件及び受益戸数についてただしたのに対し、1件あたりの受益戸数が3戸以上で補助対象となり、乗用型茶園管理機の導入については3戸、寒冷紗については4戸の農家から申請があつているとの答弁がありました。

さらに、補助金申請の流れについてただしたのに対し、4月以降に県から要望調査があり、本市からJAを通して各農家に照会をかけ、希望する農家が3戸以上で組合を作り、本市に申請をしてもらう流れで進めているとの答弁がありました。

また、スポーツコミッションの概要についてただしたのに対し、スポーツに関するイベント、大会及び合宿などの誘致を行っている団体や個人並びに観光関係の団体などが連携する組織を設立し、さらなる誘致の促進と、宿泊や飲食などの利用拡大を図ることで、交流人口の増加や地域経済の活性化につなげていくものであるとの答弁がありました。

さらに、スポーツ合宿など誘致用パンフレットに関する作成方法や内容及び配布先などについてただしたのに対し、誘致団体・個人・商工会議所や観光物産協会などと協議をしながら、より経済効果を図れる内容で作成していく。配布先については、スポーツコミッションの先進地である南関町、上天草市、八代市などへ意見をうかがいながら検討し進めていくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第80号水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について申し上げます。

本計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規

定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、法改正後の過疎対策事業債の充当率及び普通交付税への算入率についてただしたのに対し、法改正前と同様の100%の充当率で元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっており、変更はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第81号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものである。

令和3年7月21日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額4億5,100万円で坂田・坂口・徳南特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事箇所と工期についてただしたのに対し、工事は丸島漁港側で、工期は令和3年9月24日から令和4年3月31日までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第75号水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、委員の任期を年度に合わせるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号令和3年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、地域生活支援事業、第9款教育費に、松本眞一同朋奨学金給付事業などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、松本眞一同朋奨学制度は、設立時に5,000万円、また新たに2,000万円を寄附していただけるということだが、これまで感謝状などを授与したことはあるのか。また市報等でこの奨学制度が創設された経緯や、御本人の功績などを紹介する特集を組むとか、奨学制度の実績等を市民にお知らせしてみてもどうかとただしたのに対し、初回に寄附していただいたときは感謝状を贈呈したり、感謝の意を込めて、市表彰の善行章を授与させていただいた。現在は市のホームページで御本人の紹介や奨学制度の実績も紹介させていただいているところである。今回、追加の寄附をいただくのを機に、新たに市政功労章の授与も検討しているところであり、本奨学制度について市報でもさらに紹介させていただこうと考えているとの答弁がありました。

また、学童クラブのトイレ改修をされるということだが、どのように改修するのかとただしたのに対し、今回の主な改修は、これまで利用していたトイレでは仕切りが低いなど、園児用に作られていたため、学童の子どもたちも利用できるように1階及び2階のトイレを大規模改修するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,967万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上している。

その財源としては、第8款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,862万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,825万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金に、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

その財源としては、第4款国庫支出金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

質疑の中で、介護保険料の低所得者への優遇措置を受けられる範囲はどうなっているのかとただしたのに対し、生活保護受給者や非課税世帯で、その前年所得等により3段階に分けられてい

るとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第79号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を9,746万6,000円増額して補正後の資本的収入の額を4億95万円に、資本的支出の額を9,747万1,000円増額して補正後の資本的支出の額を9億9,258万2,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしている。

補正の内容としては、資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分に伴う補助金及び建設改良費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年9月10日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第73号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第7号)	承 認	全員賛成
議第74号	水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第76号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第8号)付託分	原案可決	全員賛成
議第80号	水俣市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決	全員賛成
議第81号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年9月10日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第75号	水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第76号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第8号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第77号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第78号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第79号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本壽子議員から議第81号について、討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第81号工事請負契約について、反対の立場で討論いたします。

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）の工事請負契約の締結であります。3月議会でも申し上げたように、本年度の予算が4億5,702万円、県支出金が1億1,700万円、市債が3億3,890万円ということであり、つまり、公債費がほかの事業に比べて増大をいたします。また、現在までの歳出が、14億9,177万円。30億以上の工事を見込んでいますので、この先20億円以上の予算が見込まれます。歳出構造の硬直化を招く事業といえます。本年度予算の配分の中で多くの市民から予算配分についての疑問の声を聴いています。また、命の要である総合医療センターなどへの予算の削減がある中、緊急でない事業については、凍結するべきではないかと主張してまいりました。

さらに、工事現場を遠くから眺めるとたくさんの海鳥が飛来し、この海域を飛びかっています。生態系に配慮した事業になっているのか、はなはだ疑問がわきます。海域の埋め立てについては、市民より国土交通省に広域水面埋め立て許可処分取り消しを求める行政不服審査請求が提出されております。埋立地が八幡残渣プールに近いことでの懸念を感じている。環境や魚介類への影響について心配している。それについての納得した回答はないという状況であります。

よって、この工事請負契約については、市民の暮らしを守る予算への変更を求めるため反対であります。

工事の凍結をお願いして、私の反対討論を終わります。

以上、議員の皆様の御賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第73号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長（牧下恭之君） 次に、議第74号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第80号水俣市過疎地域持続的発展計画の策定についてまで、7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（牧下恭之君） 次に、議第81号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

したがって原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（牧下恭之君） 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年9月10日

総務産業常任委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件名	理由
議第82号	令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第83号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年9月10日

厚生文教常任委員長 桑原 一 知

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
議第84号	令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第87号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第88号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第89号	令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年9月9日

議会運営委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第11 議員派遣について

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 森林・林業・林産業活性化九州大会

派遣目的 森林の整備と木材の需要拡大の推進を行う。

派遣場所 佐賀市  
派遣期間 令和3年10月28日（木） 1日間  
派遣議員 小路貴紀議員  
経 費 一般会計予算議会費の中から支出

---

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和3年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 杉 迫 一 樹

署名議員 藤 本 壽 子

# 令和3年9月第4回水俣市議会定例会（8月26日～9月16日）

## 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第73号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	8月26日	各 位	9月16日 承 認	
議第74号	水俣市ふれあいセンターの設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	8月26日	総務産業	9月16日 原案可決	
議第75号	水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改 正する条例の制定について	8月26日	厚生文教	9月16日 原案可決	
議第76号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第 8号）	8月26日	各 位	9月16日 原案可決	
議第77号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第2号）	8月26日	厚生文教	9月16日 原案可決	
議第78号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第2号）	8月26日	厚生文教	9月16日 原案可決	
議第79号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算 （第1号）	8月26日	厚生文教	9月16日 原案可決	
議第80号	水俣市過疎地域持続的発展計画の策定につ いて	8月26日	総務産業	9月16日 原案可決	
議第81号	工事請負契約の締結について	8月26日	総務産業	9月16日 原案可決	
議第82号	令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月26日	総務産業	9月16日 継続審査	
議第83号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算 認定について	8月26日	総務産業	9月16日 継続審査	
議第84号	令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月26日	厚生文教	9月16日 継続審査	
議第85号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条 例の制定について	8月26日	省 略	8月26日 原案可決	
議第86号	令和2年度水俣市一般会計決算認定につ いて	9月9日	一般会計 決算特別	9月16日 継続審査	
議第87号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会 計決算認定について	9月9日	厚生文教	9月16日 継続審査	
議第88号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計 決算認定について	9月9日	厚生文教	9月16日 継続審査	
議第89号	令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認 定について	9月9日	厚生文教	9月16日 継続審査	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告9号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	9月9日
報告10号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月9日
報告11号	平成30年度及び令和元年度決算に基づく健全化判断比率の修正について	9月9日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月16日	総務産業	9月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月16日	厚生文教	9月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月16日	議会運営	9月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目 2-11 小笠原 雄太郎	厚生文教	6月11日	継続審査